

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例等

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例	1
特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則	3 9
特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例	1 5 6
特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例	1 6 3

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例

(実施)令和 7. 9. 10

(変更)令和 8. 3. 19

(目次)

第1編 総則

第2編 株券等

第1章 総則

第2章 新規上場

第3章 上場後の義務

第1節 上場適格性要件の維持義務

第2節 会社情報の開示義務

第3節 その他の義務

第4章 市場秩序の維持

第1節 実効性確保手段

第2節 上場廃止等

第3編 債券

第1章 総則

第2章 新規上場

第3章 上場後の義務

第1節 発行者の情報の開示義務

第2節 その他の義務

第4章 市場秩序の維持

第1節 実効性確保手段

第2節 上場廃止等

第4編 S—A d v i s e r

第1章 総則

第2章 S—A d v i s e r 資格等

第1節 S—A d v i s e r 資格の取得手続等

第2節 S—A d v i s e r の適格性要件の継続維持義務

第3節 S—Q S の認定手続等

第3章 S—A d v i s e r の義務

第1節 一般的な義務

第2節 新規上場申請時の義務

第3節 上場後の義務

第4節 その他の義務

第4章 適格性の確保

第5章 S—A d v i s e r 資格の資格喪失の申請等

第1編 総則

(目的)

第1条 この特例は、特定取引所金融商品市場への有価証券の上場について、有価証券上場規程及び債券に関する有価証券上場規程の特例の特例を規定する。

2 この特例の変更は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。ただし、変更の内容が軽微である場合には、理事会の決議を要しないこととする。

(定義)

第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ESG評価機関 ESG（環境・社会・ガバナンス）投資の観点から企業を第三者評価する機関をいう
- (2) 運用会社 特定有価証券に係る金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う者（これらの者から運用又は運用指図に係る権限の全部又は一部の委託又は再委託を受けた者を含む。）及びこれに相当する者をいう
- (3) MSCB等 上場会社が第三者割当により発行する次のaからcまでに掲げる有価証券であって、これらに付与又は表章される新株予約権又は取得請求権の行使に際して払い込みをなすべき1株あたりの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券等の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたもの及びこれと同等の効果を有するものをいう。
 - a 新株予約権付社債券（同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして発行されたものを含む。）
 - b 新株予約権証券
 - c 取得請求権付株券（取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株券の発行者が発行する上場株券等であるものをいう。）
- (4) 株券等 次のa及びbに掲げる有価証券をいう。
 - a 内国法人の発行する株券（法第2条第1項第9号に掲げる株券をいう。）
 - b 内国法人の発行する新株予約権証券（法第2条第1項第9号に掲げる新株予約権証券をいう。）
- (5) 株式事務代行機関 会社法（平成17年法律第86号）第123条に規定する株主名簿管理人であって、名義書換事務のほかに、株主に対する通知など株式事務全般を代行する、発行者とは別法人の機関をいう。
- (6) 監査報告書等 連結会計年度又は事業年度に係る財務書類については監査報告書又はこれに準じたものを、中間連結会計期間又は中間会計期間に係る財務書類については中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書又はこれらに準じたものをいう。
- (7) 公募債 次のa又はbに該当する債券をいう。
 - a 当該債券の募集又は売出しにあたり、有価証券届出書が提出されている債券

- b 当該債券の募集又は売出しにあたり、発行登録書及び発行登録追補書類が提出されている債券
- (8) 国際会計基準 国際財務報告基準（I F R S）をいう。
- (9) コーポレート・ファイナンス助言業務 資本市場における資金調達（新規上場、追加上場及びM&Aを含む。）の助言及び審査業務並びに公開支援業務をいう。
- (10) 債券 次のaからgまでに掲げる有価証券をいう。
- a 内国法人の発行する社債券（法第2条第1項第5号に掲げる有価証券をいう。）
- b 特別の法律により内国法人の発行する債券（法第2条第1項第3号に掲げる有価証券をいう。）
- c 投資法人債券（法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債券をいう。）
- d 内国の者の発行する地方債証券（法第2条第1項第2号に掲げる有価証券をいう。）
- e 内国法人の発行する特定社債券（法第2条第1項第4号に掲げる有価証券をいう。）
- f 外国法人の発行する特定社債券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前eに掲げる有価証券の性質を有するものをいう。）
- g 内国法人の発行する特定目的信託の受益証券（法第2条第1項第13号に掲げる有価証券をいう。）のうち、信託期間中の金銭の分配について、あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類のもの
- (11) S—A d v i s e r S—A d v i s e r 資格（本所が開設する特定取引所金融商品市場において、上場会社及び新規上場申請者（株券等の新規上場を申請する者に限る。第22号及び第23号において同じ。）に対し、取引所府令第7条の2第1号及び第2号に掲げる行為に関する業務を行うための資格をいう。以下同じ。）を取得した者をいう。
- (12) S—Q S S—A d v i s e r としての業務を行うために十分な経験と高い知見を有する者として本所が認定する者をいう。
- (13) 指定振替機関 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第2項に規定する振替機関であって施行規則で定める者をいう。
- (14) 受託者 特定有価証券が信託契約に基づき設定される場合の当該信託契約における受託者及びこれに相当する者をいう。
- (15) 上場会社 上場株券等の発行者をいう。
- (16) 上場株券等 本所が開設する特定取引所金融商品市場に上場している株券等をいう。
- (17) 上場債券 本所が開設する特定取引所金融商品市場に上場している債券をいう。
- (18) 上場内国会社 上場会社のうち、日本の法律に準拠して設立されたものをいう。
- (19) 上場有価証券 本所が開設する特定取引所金融商品市場に上場している有価証券をいう。
- (20) 新規上場申請者 有価証券の新規上場を申請する当該有価証券の発行者をいう。
- (21) 第三者割当 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。）第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当をいう。
- (22) 担当会社 担当上場会社及びS—A d v i s e r との間で第313条に規定する契約を締結している新規上場申請者をいう。
- (23) 担当S—A d v i s e r 上場会社又は新規上場申請者との間で第313条に規定する

- 契約を締結している S—A d v i s e r をいう。
- (24) 担当上場会社 S—A d v i s e r との間で第 313 条に規定する契約を締結している上場会社をいう。
 - (25) 施行令 金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号)をいう。
 - (26) 特定証券情報 法第 27 条の 31 第 1 項に規定する特定証券情報をいい、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令(平成 20 年内閣府令第 78 号。以下「証券情報等内閣府令」という。) 第 2 条第 1 項第 1 号に基づきこの特例でその内容を定めるものをいう。
 - (27) 特定上場有価証券 法第 2 条第 33 項に規定する特定上場有価証券をいう。
 - (28) 特定投資家 法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家をいう。
 - (29) 特定投資家向け売付け勧誘等 法第 2 条第 6 項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。
 - (30) 特定投資家向け取得勧誘 法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。
 - (31) 特定取引所金融商品市場 法第 2 条第 32 項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。
 - (32) 特定有価証券 法第 5 条第 1 項に規定する特定有価証券をいう。
 - (33) 特別利害関係者等 開示府令第 1 条第 31 号に規定する特別利害関係者等をいう。
 - (34) 取引所府令 金融商品取引所等に関する内閣府令(平成 19 年内閣府令第 54 号)をいう。
 - (35) 内閣総理大臣等 内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。
 - (36) 日本会計基準 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。)に規定する企業会計の基準をいう。
 - (37) 発行者情報 法第 27 条の 32 第 1 項に規定する発行者情報をいい、証券情報等内閣府令第 7 条第 2 項第 1 号に基づきこの特例でその内容を定めるものをいう。
 - (38) 発行登録書 法第 23 条の 3 第 1 項(法において準用する場合を含む。)に規定する発行登録書(その後の訂正を含む。)及びその添付書類をいう。
 - (39) 発行登録追補書類 法第 23 条の 8 第 1 項(法において準用する場合を含む。)に規定する発行登録追補書類及びその添付書類をいう。
 - (40) 半期報告書 法第 24 条の 5 第 1 項(法において準用する場合を含む。)に規定する半期報告書(同条第 7 項(法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類)(その訂正報告書を含む。)をいう。
 - (41) 非上場逆さ合併 上場会社が行う次の a から g までに掲げる行為であつて、当該行為の対象となる会社若しくは事業等が、直前連結会計年度若しくは直前事業年度における総資産額、純資産額、経常利益若しくは売上高のいずれかにおいて、当該上場会社を上回っている場合に該当するもの(当該行為により当該上場会社の実質的な存続会社でなくなると本所が認めるときに限る。)又は当該行為により当該上場会社の事業、取締役の構成若

しくは株主構成が根本的に変化することになるものをいう。

- a 非上場会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併
 - b 非上場会社を完全子会社とする株式交換
 - c 非上場会社を子会社とする株式交付
 - d 会社分割による非上場会社からの事業の承継
 - e 非上場会社からの事業の譲受け
 - f 非上場会社の株式の取得による子会社化
 - g a から前 f までに掲げる行為と同等の効果をもたらすと本所が認める行為
- (42) 米国会計基準 米国において一般に公正妥当と認められた会計基準をいう。
- (43) 法 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）をいう。
- (44) 募集株式 会社法第 199 条第 1 項に規定する募集株式をいう。
- (45) 有価証券 法第 2 条第 1 項に規定する有価証券をいう。
- (46) 有価証券届出書 法第 5 条第 1 項（法において準用する場合を含む。）に規定する届出書（同条第 6 項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者にあつては、当該書類及びその補足書類）及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。
- (47) 有価証券報告書 法第 24 条第 1 項（法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書（同条第 8 項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）（その訂正報告書を含む。）をいう。
- (48) 流動性プロバイダー 上場会社の発行する株券等の売買を円滑にするために売付け及び買付けの気配の表示等を行う正会員をいう。

（令和 8.3.19 変更）

（プリンシプルベースの考え方に基づく運用）

第 3 条 本所は、プリンシプルベースの考え方にに基づき、この特例を運用する。

2 本所は、この特例の運用にあたっては、原則的な取扱いを定めた各条項の趣旨に従い、本所の市場の透明性、公正性を確保する観点を踏まえ、適切な判断を行うものとする。

（売買停止及び停止解除の通知）

第 4 条 本所が上場有価証券の売買の停止又は停止解除をしたときは、これを当該上場有価証券の発行者に通知する。

（令和 8.3.19 変更）

（電磁的記録による書類等の提出）

第 5 条 新規上場申請に係る有価証券の発行者、上場有価証券の発行者その他の本所の規則に基づき書類等の提出及び開示等を行う者が本所の規則に基づき行うべき書類等の提出については、当該書類等の内容を記録した電磁的記録の提出によりこれを行うことができるものとする。ただし、本所が書面による提出が必要と認める書類等については、この限りではな

い。

2 前項の規定に基づき電磁的記録を提出した場合における本所の規則の適用については、文書をもって同項の書類等の提出を行ったものとみなすほか、本所の規則の適用においては、電磁的記録は当該電磁的記録に相当する文書と、当該電磁的記録に記録された事項は当該文書に記載された事項と、それぞれみなすものとする。

(令和 8.3.19 変更)

(施行規則への委任)

第 6 条 本所は、この特例に定める事項のほか、有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止、S—A d v i s e r 資格の取得、S—A d v i s e r の義務その他上場有価証券及び S—A d v i s e r に関して必要がある場合には、所要の取扱いを施行規則で定めることができる。

(令和 8.3.19 変更)

第 2 編 株券等

第 1 章 総則

(S a p p o r o P R O F r o n t i e r M a r k e t)

第 101 条 本所が開設する特定取引所金融商品市場のうち株券等に係る市場は、S a p p o r o P R O F r o n t i e r M a r k e t と称する。

(令和 8.3.19 追加)

(S—A d v i s e r との契約)

第 102 条 上場会社及び新規上場申請者（株券等の新規上場を申請する者に限る。以下この編及び第 4 編において同じ。）は、S—A d v i s e r との間で、第 313 条に規定する契約を締結し、施行規則で定めるところにより、担当 S—A d v i s e r を確保しなければならない。

2 上場会社及び新規上場申請者は、必要に応じて、担当 S—A d v i s e r から指導及び助言を受け、それらに従って行動しなければならない。

3 上場会社及び新規上場申請者は、新規上場申請時及び上場後において、担当 S—A d v i s e r が S—A d v i s e r としての業務を遂行するに際し、必要な協力を行わなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(規則解釈に関する助言)

第 103 条 上場会社及び新規上場申請者は、この特例を解釈するに際しては、担当 S—A d v i s e r から助言を受けなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(書類の提出等)

第 104 条 上場会社及び新規上場申請者が行う本所への報告、必要な書類の提出等は、担当 S—A d v i s e r を通じて行うものとする。

2 本所が行う上場会社及び新規上場申請者への通知、連絡等は、担当 S—A d v i s e r を通じて行うものとする。

3 上場会社は、本所が正当な理由に基づき請求する書類を第 1 項に定める方法により遅滞なく提出するものとし、当該書類のうち本所が必要と認める書類について本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(資料に使用する言語)

第 105 条 上場会社及び新規上場申請者が開示する資料を作成する場合は、日本語又は日本語・英語双方の併記とする。

(令和 8.3.19 追加)

(相互連絡及び協力)

第 106 条 上場会社、新規上場申請者、運用会社及び受託者は、この特例その他の規則に定める義務を履行するに際し、相互に必要な連絡及び協力を行わなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

第 2 章 新規上場

(新規上場申請等)

第 107 条 株券等の新規上場申請は、当該株券等の発行者からの申請により行うものとする。ただし、上場会社が当事者となって行う合併、会社分割、株式交換又は株式移転によって新しく設立される会社又は存続会社となる会社の株券等について、その成立日又は効力発生日における上場を希望する場合は、当該成立日又は効力発生日前において、当該上場会社が申請を行うものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(上場契約等)

第 108 条 本所が新規上場申請に係る株券等を上場する場合には、当該新規上場申請に係る株券等の発行者は、施行規則で定める本所所定の「上場契約書」を提出するものとする。

2 前項による上場契約は、新規上場申請に係る株券等の上場日にその効力を生ずるものとする。

3 本所は、新規上場申請に係る株券等の上場日にその銘柄その他の施行規則で定める事項を上場有価証券原簿に記載する。

(令和 8.3.19 追加)

(新規上場申請時の提出書類等)

第 109 条 新規上場申請者は、上場の承認を希望する日の少なくとも 10 営業日前までに、本所所定の「有価証券新規上場申請書」を提出しなければならない。

2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」には、次の各号に掲げる書類等を添付するものとする。この場合における当該各号に掲げる書類等の取扱いは、施行規則で定める。

- (1) 特定証券情報
- (2) 「新規上場申請に係る宣誓書」
- (3) 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」
- (4) 新規上場申請者の定款
- (5) その他本所が必要と認める書類等

3 新規上場申請者は、新規上場申請時に特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しない場合その他の施行規則で定める場合には、本所に対して、特定証券情報に代えて、発行者情報に相当する情報その他の施行規則で定める書類等を提出しなければならない。

4 第 2 項第 1 号に規定する特定証券情報の内容及び様式は、施行規則で定めるところによる。

5 特定証券情報（第 3 項に規定する発行者情報に相当する情報を含む。以下この章において同じ。）において求められる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付しなければならない。

6 特定証券情報において求められる財務書類は、日本会計基準、米国会計基準、国際会計基準その他施行規則で定める会計基準のいずれかに基づいて作成しなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(新規上場申請時の公表)

第 110 条 新規上場申請者は、前条第 1 項の規定により「有価証券新規上場申請書」を提出したときは、証券情報等内閣府令第 3 条第 1 号及び第 11 条第 1 号の規定に従い、施行規則で定める方法により、直ちに、前条第 2 項各号に掲げる書類を公表しなければならない。

2 前項の規定に従い公表された特定証券情報に記載される内容について、変更又は訂正すべき事項が生じた場合には、新規上場申請者は直ちに当該変更又は訂正の内容を、証券情報等内閣府令第 5 条第 2 項第 1 号及び第 11 条第 1 号の規定に従い、施行規則で定める方法により公表しなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(その他の提出書類等)

第 111 条 本所は、新規上場申請者に対し、本所が適当と認める報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(上場適格性要件)

第 112 条 新規上場申請者は、次の各号に掲げる事項（以下この編において「上場適格性要件」という。）を満たしていなければならない。

- (1) 新規上場申請者が、本所の市場の評価を害さず、本所に上場するに相応しい会社であること
- (2) 新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に遂行していること
- (3) 新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること
- (4) 新規上場申請者が、企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、この特例に基づく開示義務を履行できる態勢を整備していること
- (5) 反社会的勢力との関係を有しないことその他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項

(令和 8.3.19 追加)

(上場承認)

第 113 条 本所は、新規上場申請者について前条各号に掲げる上場適格性要件を満たすことが確認された場合には、申請に係る株券等の上場を承認するものとする。ただし、第 107 条ただし書による新規上場申請の対象会社については、第 131 条から第 136 条までを満たす見込みがある場合には、申請に係る株券等の上場を承認するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(上場前の取得勧誘等)

第 114 条 新規上場申請者（本所その他の金融商品取引所に上場されている内国株券等の発行者及びこれに準ずる者並びに第 107 条ただし書に基づく申請を行う申請者を除く。）の発行する内国株券等の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる募集又は売出し、特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等、株式等の譲受け又は譲渡及び第三者割当（開示府令第 19 条第 2 項第 1 号ヲ(1)及び(2)に掲げる方法を含む。）による募集株式の割当て等に関する必要な事項については、施行規則で定める。

(令和 8.3.19 追加)

第 3 章 上場後の義務

第 1 節 上場適格性要件の維持義務

(上場適格性要件の維持義務)

第 115 条 上場会社は、上場適格性要件を上場後も継続的に満たさなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

第2節 会社情報の開示義務

(ディスクロージャー)

第116条 上場会社は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

2 上場会社は、会社情報の開示を行う場合は、T D n e t（本所の適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。）を利用して行うものとする。T D n e tの稼働に支障が生じた場合その他本所が必要があると認める場合には、本所がその都度定める方法により行うものとする。

3 上場会社は、金融商品取引法施行令（昭和40年法律第321号。以下「施行令」という。）第30条第1項第2号又は第3号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の本所への通知及び同項第4号又は第5号の規定に基づく公開買付け等事実の本所への通知を行う場合には、次条から第121条までの規定に基づく会社情報の開示に係る方法により行うものとする。

4 上場会社は、次条から第121条まで、第123条、第124条及び第126条の規定に基づき開示が求められる会社情報についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、第2項の定めるところにより当該会社情報が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定するアクセス制御機能をいう。以下同じ。）を付加するなど公衆による当該会社情報の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。

5 前項、第122条、第123条第1項及び第126条第1項の規定は、第3項の施行令第30条第1項第4号又は第5号の規定に基づく公開買付け等事実の本所への通知を行う場合について準用する。

(令和8.3.19追加)

(会社情報の開示)

第117条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからawまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a 会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集を含む。）若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）又は株式若しくは新株予約権の売出し（特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等であって、このaに掲げる募集

又は売出しに相当するものを含む。)

- b 前 a に規定する募集若しくは売出しに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る募集若しくは売出しのための需要状況の調査の開始
- c 資本金の額の減少
- d 資本準備金又は利益準備金の額の減少
- e 会社法第 156 条第 1 項（同法第 163 条及び同法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己株式の取得
- f 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て
- g 前 f に規定する新株予約権無償割当てに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る新株予約権無償割当てのための需要状況若しくは権利行使の見込みの調査の開始
- h 株式の分割又は併合
- i 剰余金の配当
- j 株式交換
- k 株式移転
- l 株式交付
- m 合併
- n 会社分割
- o 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- p 解散（合併による解散を除く。）
- q 新製品又は新技術の企業化
- r 業務上の提携又は業務上の提携の解消
- s 子会社等（法第 166 条第 5 項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項
- t 固定資産（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 22 号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の譲渡又は取得
- u リースによる固定資産の賃貸借
- v 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- w 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する株券等の上場の廃止又は登録の取消しに係る申請
- x 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
- y 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。）
- z 法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又は法第 24 条の 6 第 1 項に規定する上場株券等の法第 27 条の 22 の 2 第 1 項に規定する公開買付け
- a a 当該上場会社が発行者である法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等に係る前 z 前段に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る施行令第 31 条に規定する買集め行為（以下この a a において「公開買付け等」という。）に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対

する表示

- a b 代表取締役又は代表執行役の異動
- a c 人員削減等の合理化
- a d 商号又は名称の変更
- a e 単元株式数の変更又は単元株式数の定め廃止若しくは新設
- a f 事業年度の末日の変更
- a g 預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 74 条第 5 項の規定による申出
- a h 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定調停手続による調停の申立て
- a i 国内の金融商品取引所に上場する債券、転換社債型新株予約権付社債券若しくは交換社債券に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他当該債券、転換社債型新株予約権付社債券若しくは交換社債券に関する権利に係る重要な事項
- a j 普通出資の総口数の増加を伴う事項
- a k 有価証券報告書若しくは発行者情報又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う監査法人の異動
- a l 財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業的前提に関する事項を注記すること。
- a m 開示府令第 15 条の 2 第 1 項、第 15 条の 2 の 2 第 1 項、第 17 条の 4 第 1 項又は第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出
- a n 株式事務を株式事務代行機関に委託しないこと。
- a o 内部統制に開示すべき重要な不備がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出
- a p 定款の変更
- a q 上場無議決権株式、上場議決権付株式（複数の種類の議決権付株式を発行している会社が発行するものに限る。）又は上場優先株等（子会社連動配当株を除く。）に係る株式の内容その他のスキームの変更
- a r 担当 S—A d v i s e r の異動
- a s 全部取得条項付種類株式（会社法第 171 条第 1 項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の全部の取得
- a t 株式等売渡請求（会社法第 179 条の 3 第 1 項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。）に係る承認又は不承認
- a u 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約（連結子会社（連結財務諸表規則第 2 条第 4 号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）との間で締結するものを除く。以下この条において同じ。）の締結（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債（連結子会社に対して発行するものを除く。以下この条において同じ。）の発行（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）
- a v 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、弁済期限の変更若しくは償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更
- a w a から前 a v までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又

は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

- (2) 次の a から a b までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
- a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
 - b 主要株主（法第 163 条第 1 項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）又は筆頭株主（主要株主のうち所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のものを含み、同項に規定する株式の所有の態様その他の事情を勘案して有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 59 号。以下この条及び次条において「取引規制府令」という。）で定めるものを除く。）の最も多い株主）の異動
 - c 特定有価証券（法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券をいう。以下この c において同じ。）又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実
 - d 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - e 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - f 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
 - g 支配株主又は財務諸表等規則第 8 条第 8 項に規定するその他の関係会社の異動
 - h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）
 - i 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下「不渡り等」という。）
 - j 親会社等に係る破産手続開始の申立て等
 - k 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
 - l 主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の 100 分の 10 以上である取引先をいう。以下同じ。）との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
 - m 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると本所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
 - n 資源の発見
 - o 特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主をいい、当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。）が当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（法第 166 条第 4 項に規定する公表がされたをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

- p 株主による株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分の差止めの請求
- q 株主による株主総会の招集の請求
- r 保有有価証券（当該上場会社の子会社等の株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度、中間会計期間又は四半期会計期間の末日における時価額（当該日の金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）。
- s 社債に係る期限の利益の喪失
- t 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約に係る財務上の特約に定める事由の発生
- u 有価証券報告書若しくは発行者情報又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う監査法人の異動（業務執行を決定する機関が、当該監査法人の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）
- v 監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書（監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと（前号a1に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。）及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）並びにこれらの開示を行った後提出したこと。
- w 開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第18条の2第4項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかったこと。
- x 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として監査法人の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は監査法人の「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。
- y 内部統制報告書に対する内部統制監査報告書について、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。
- z 株式事務代行委託契約の解除の通知の受領その他株式事務を株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は株式事務を株式事務代行機関に委託しないこととなったこと。
- a a 担当S—A d v i s e rの異動
- a b aから前a aまでに掲げる事実のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼ

すもの

(令和 8.3.19 追加)

(子会社等の情報の開示)

第 118 条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第 1 号に掲げる事項及び第 2 号に掲げる事実にあつては施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第 3 号 a に規定する法第 166 条第 2 項第 5 号に掲げる事項及び第 3 号 b に規定する法第 166 条第 2 項第 6 号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次の a から v までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

- a 株式交換
- b 株式移転
- c 株式交付
- d 合併
- e 会社分割
- f 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- g 解散（合併による解散を除く。）
- h 新製品又は新技術の企業化
- i 業務上の提携又は業務上の提携の解消
- j 孫会社（施行令第 29 条第 2 号に規定する孫会社をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項
- k 固定資産の譲渡又は取得
- l リースによる固定資産の賃貸借
- m 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- n 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
- o 新たな事業の開始
- p 法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又は法第 24 条の 6 第 1 項に規定する上場株券等の法第 27 条の 22 の 2 第 1 項に規定する公開買付け
- q 商号又は名称の変更
- r 預金保険法第 74 条第 5 項の規定による申出
- s 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続による調停の申立て
- t 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約（当該上場会社又は他の連結子会社との間で締結するものを除く。以下この条において同じ。）の締結（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付され

た社債（当該上場会社又は他の連結子会社に対して発行するものを除く。以下この条において同じ。）の発行（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む）

- u 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、弁済期限の変更若しくは償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更
 - v a から前 u までに掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (2) 上場会社の子会社等に次の a から n までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
- a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
 - b 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - c 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - d 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
 - e 債権者その他の当該子会社等以外の者による破産手続開始の申立て等
 - f 不渡り等
 - g 孫会社に係る破産手続開始の申立て等
 - h 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
 - i 主要取引先との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
 - j 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると本所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
 - k 資源の発見
 - l 社債に係る期限の利益の喪失
 - m 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約に係る財務上の特約に定める事由の発生
 - n a から前 m までに掲げる事実のほか、当該子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (3) 上場会社が連動子会社（取引規制府令第 49 条第 1 項第 11 号に規定する連動子会社をいう。以下この号において同じ。）を有している場合には、前 2 号のほか、当該連動子会社が次の a 又は b に該当する場合
- a 連動子会社の業務執行を決定する機関が当該連動子会社について法第 166 条第 2 項第 5 号イからチまでに掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
 - b 連動子会社に法第 166 条第 2 項第 6 号イ又はロに掲げる事実が発生した場合

(令和 8.3.19 追加)

(予想値の修正等)

第 119 条 上場会社は、当該上場会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益又は純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

2 上場会社は、当該上場会社の剰余金の配当について予想値を算出した場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

3 上場会社は、法第 166 条第 2 項第 3 号に掲げる事実が生じた場合（前 2 項に規定する場合を除く。）又は同条第 2 項第 7 号に掲げる事実が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

4 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「当該上場会社の属する企業集団」とあるのは「当該上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。

(令和 8.3.19 追加)

(M S C B 等の転換又は行使の状況に関する開示)

第 120 条 上場会社は、M S C B 等を発行している場合は、毎月初めに、前月における M S C B 等の転換又は行使の状況を開示しなければならない。

2 上場会社は、M S C B 等を発行している場合であって、月初からの M S C B 等の転換累計若しくは行使累計又は同月中における開示後の転換累計若しくは行使累計が当該 M S C B 等の発行総額の 10% 以上となった場合には、直ちに当該転換又は行使の状況を開示しなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(支配株主等に関する事項の開示)

第 121 条 支配株主又は財務諸表等規則第 8 条第 8 項に規定するその他の関係会社を有する上場会社は、事業年度経過後 3 か月以内に、施行規則で定める支配株主等に関する事項を開示しなければならない。

2 上場会社が親会社等（親会社等が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあつては、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合にあつては、いずれか一つの会社をいうものとする。）を有している場合において、当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間。次項において同じ。）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間。次項において同じ。）に係る決算の内容が定まったときは、上場会社は、直ちにその内容を開示しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、上場会社は同項に規定する開示を要しないものとする。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合であつて、かつ、上場会社が当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち上場会社の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することを担当 S—A d v i s e r に書面により確約したときは、この限りでない。

- (1) 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合
 - (2) 当該親会社等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券等の発行者である場合
 - (3) 当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容を把握することが困難であると本所が認める者である場合
 - (4) その他本所が適当と認める者である場合
- (令和 8.3.19 追加)

(会社情報の開示に係る遵守事項)

第 122 条 上場会社は、この節の規定に基づき会社情報の開示を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 開示する情報の内容が虚偽でないこと。
- (2) 開示する情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないこと。
- (3) 開示する情報が投資判断上誤解を生じせしめるものでないこと。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、開示の適正性に欠けていないこと。

(令和 8.3.19 追加)

(開示内容の変更又は訂正)

第 123 条 上場会社は、第 117 条から第 121 条まで、次条の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2 前項の規定は、上場会社が第 117 条から第 121 条まで、次条の規定に基づき開示した内容と有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書若しくは臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）、又は発行者情報若しくは特定証券情報（これらの訂正情報を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合について準用する。

(令和 8.3.19 追加)

(決算情報の開示)

第 124 条 上場会社は、事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合は、当該事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間の終了後直ちにその内容を開示しなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(発行者情報の開示)

第 125 条 上場会社（有価証券報告書の提出義務のある会社を除く。）は、直前の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間の末日を経過した日から 3 か月以内に、発行者情報を作成し、公表しなければならない。この場合における発行者情報の内容、様式及び公表の方法は、施行規則で定めるところによる。

2 前項の規定に従い公表された発行者情報に記載される内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、上場会社は、直ちに当該変更又は訂正の内容を、施行規則で定めるところにより公表しなければならない。

3 第 1 項に規定する発行者情報において求められる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)

第 126 条 上場会社は、会社情報に関し本所が必要と認めて照会を行った場合は、直ちに照会事項について本所に報告するものとする。

2 前項の規定により照会を受けた上場会社は、本所が同項の報告のため必要と認める場合には、会社情報に関して必要な調査及び調査結果の本所への報告を行うものとする。

3 第 1 項の規定による照会に係る事実（前項の規定による調査結果を含む。）について開示することが必要かつ相当と本所が認めるときは、上場会社は、直ちにその内容を開示するものとする。

4 第 1 項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。

(1) 本所が上場株券等の売買管理上必要と認めて照会を行った場合（本所が、本所の市場における有価証券の売買の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。）

(2) 国内の他の金融商品取引所から、その市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため、上場会社に係る会社情報の発生から公表に至る経緯等に関する情報提供の要請があった場合において、本所が当該要請に応じることが相当と認めて、当該経緯等について照会を行った場合

(令和 8.3.19 追加)

第 3 節 その他の義務

(上場後の特定証券情報の公表)

第 127 条 上場株券等に関し、特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施する場合は、上場会社は、特定証券情報を作成し、証券情報等内閣府令第 3 条第 1 号及び第 11 条第 1 号の規定に従い、施行規則で定める方法により、あらかじめ公表しなければならない。

2 前項の規定に従い公表された特定証券情報に記載される内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、上場会社は、直ちに当該変更又は訂正の内容を、証券情報等内閣府

令第5条第2項第1号及び第11条第1号の規定に従い、施行規則で定める方法により公表しなければならない。

(令和8.3.19追加)

(追加上場)

第128条 上場会社が、新たに発行する株券等であって、上場株券等と同一の種類のものの上場を申請する場合には、本所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。なお、この場合において、上場内国会社が、有償株主割当てにより新たに発行する内国株券等については、発行日決済取引を行うことができるものとする。ただし、当該有価証券上場申請書に記載すべき事項が、第104条第3項の規定により本所に提出した書類又は第2編第3章第2節の規定に基づく会社情報の開示に含まれている場合は、当該提出又は開示をもってその上場を申請したものとみなす。

2 前項の規定により上場の申請があった株券等については、原則として上場を承認するものとし、その発行されたときに、上場株券等に追加して上場する。

(令和8.3.19追加)

(変更上場申請)

第129条 前条に規定する場合のほか、上場会社が、上場株券等の銘柄、数量、種類若しくは額面金額がある場合にはその金額を変更しようとするとき又は単元株式数を設定若しくは変更しようとするときは、その変更等に先立ち都度本所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。ただし、当該有価証券変更上場申請書に記載すべき事項が、第104条第3項の規定により本所に提出した書類又は第2編第3章第2節の規定に基づく会社情報の開示に含まれている場合は、当該提出又は開示をもって当該変更等を申請したものとみなす。

(令和8.3.19追加)

(非上場逆さ合併)

第130条 上場会社は、非上場逆さ合併を行う場合には、本所所定の「有価証券継続上場申請書」を提出するとともに、施行規則で定める手続きを行わなければならない。

2 第109条から第112条までの規定は、前項の場合について準用する。

(令和8.3.19追加)

(流通市場の機能及び株主の権利の尊重)

第131条 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当て、株式分割等、MSCB等の発行、買収への対応方針の導入その他の施行規則で定める行為を行うにあたっては、施行規則で定めるところにより、流通市場の機能及び株主の権利を尊重しなければならない。

(令和8.3.19追加)

(上場株券等の譲渡制限)

第 132 条 上場会社は、法第 2 条第 3 項第 2 号ロ (2) の規定その他の特別の法律の規定に基づくものを除き、上場株券等の譲渡について制限を行ってはならない。

(令和 8.3.19 追加)

(流動性プロバイダーの確保)

第 133 条 上場会社は、本所の正会員から同意を得たうえで、当該取引参加者を流動性プロバイダーとして指定し、本所に届け出るとともに、公表するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(アナリストレポートの発行)

第 134 条 上場会社は、自社に係るアナリストレポート（企業の財務分析等を主な内容とする投資者向け配布書類をいう。以下同じ。）が定期的に発行されるよう努めるものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(指定振替機関における取扱い)

第 135 条 上場株券等は、指定振替機関の振替業における取扱いの対象でなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(株式事務代行機関の設置)

第 136 条 上場内国会社は、株式事務を本所の承認する株式事務代行機関として施行規則で定める者に委託するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(上場に関する料金及び支払期限)

第 137 条 上場会社及び新規上場申請者は、新規上場料、年間上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。

(令和 8.3.19 追加)

第 4 章 市場秩序の維持

第 1 節 実効性確保手段

(実効性確保手段)

第 138 条 本所は、上場会社に対して、この特例その他の規則への遵守を確保するため、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 公表措置
- (2) 改善報告書の提出
- (3) 特別注意銘柄の指定
- (4) 上場株券等の上場廃止

(5) 上場契約違約金

- 2 本所は、前項第4号に掲げる措置の検討を開始する場合には、施行規則で定めるところにより、その事実を投資者に周知させるため、当該上場株券等を監理銘柄に指定することができる。
 - 3 本所は、第1項第4号に掲げる措置を講じる場合には、その事実を投資者に周知するため、当該措置を講じることを決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場株券等を整理銘柄に指定することができる。
 - 4 第1項第4号に掲げる措置を講じる場合の上場廃止日の取扱いは、施行規則で定める。
 - 5 上場会社が第107条ただし書により上場した会社である場合における当該上場会社に対する第1項第1号から第3号までの適用については、当該上場会社の上場に伴い上場廃止となった会社と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。
- (令和8.3.19追加)

第2節 上場廃止等

(担当S—A d v i s e rとの契約解約に伴う上場廃止)

- 第139条 第324条第4項の規定に基づき、本所に対して、第313条に規定する契約の解約に係る通知が行われた場合、又は担当S—A d v i s e rがS—A d v i s e r資格の取消しを受けた場合若しくはS—A d v i s e r資格を喪失した場合であって、本所が必要と認めるときは、本所は、その事実を投資者に周知するため、直ちに、当該上場会社が発行する上場株券等を監理銘柄に指定するものとする。
- 2 前項の場合において、上場会社が、本所が定める日までに担当S—A d v i s e rを確保できない場合には、当該上場会社が発行する上場株券等の上場を廃止することができるものとする。
 - 3 前項の規定により上場廃止を決定した場合には、本所は、その事実を投資者に周知するため、直ちに、当該上場株券等を整理銘柄に指定するものとする。
 - 4 第2項の規定により上場株券等の上場を廃止する場合の上場廃止日の取扱いは、施行規則で定める。
- (令和8.3.19追加)

(上場廃止申請)

- 第140条 上場会社が発行する上場株券等の上場廃止を申請しようとするときは、施行規則で定めるところにより、本所に本所所定の「上場廃止申請書」を提出するものとする。
- 2 本所は、上場会社から「上場廃止申請書」を受領した場合、その旨及び上場廃止日について公表するとともに、上場廃止申請に係る上場株券等を整理銘柄に指定する(本所が不要と認めた場合を除く。)ものとする。
- (令和8.3.19追加)

(原簿のまっ消)

第 141 条 本所が上場株券等の上場を廃止するときは、その上場廃止日に上場有価証券原簿の記載事項をまっ消する。

(令和 8.3.19 追加)

第 3 編 債券

第 1 章 総則

(北海道 E S G プロボンドマーケット)

第 201 条 本所が開設する特定取引所金融商品市場のうち債券に係る市場は、北海道 E S G プロボンドマーケットと称する。

(資料に使用する言語)

第 202 条 新規上場申請者及び上場債券の発行者が、開示する資料を作成する場合に用いる言語は、日本語又は日本語・英語双方の併記とする。

(相互連絡及び協力)

第 203 条 新規上場申請者、上場債券の発行者及び受託者は、この特例その他の規則に定める義務を履行するに際し、相互に必要な連絡及び協力を行わなければならない。

(発行者のウェブサイト)

第 204 条 新規上場申請者及び上場債券の発行者は、新規上場申請日以降、施行規則で定める事項を当該者の情報を掲載するウェブサイトに掲載し、無料で投資者の閲覧に供するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、新規上場申請者及び上場債券の発行者は、常に最新の情報がウェブサイトに掲載され、投資者が当該情報を支障なく閲覧できるよう努めるものとする。

第 2 章 新規上場

(新規上場申請)

第 205 条 債券の新規上場は、当該債券の発行者からの申請により行うものとする。

(上場契約等)

第 206 条 本所が新規上場申請に係る債券を上場する場合には、当該新規上場申請に係る債券の発行者は、施行規則で定める本所所定の「上場契約書」を提出するものとする。

2 前項による上場契約は、新規上場申請に係る債券の上場日にその効力を生ずるものとする。

3 新規上場申請に係る債券が特定有価証券である場合には、当該新規上場申請に係る債券の

発行者は、運用会社及び受託者と連名で「上場契約書」を提出するものとする。

- 4 前項の規定により「上場契約書」を連名で提出した運用会社及び受託者に対してのこの特例の適用については、上場債券の発行者及び新規上場申請者と同様に取り扱うものとする。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。
- 5 本所は、新規上場申請に係る債券の上場日に、その銘柄を上場債券原簿に記載する。

(新規上場申請時の提出書類等)

第 207 条 新規上場申請者は、本所所定の「有価証券新規上場申請書」を提出しなければならない。

- 2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」には、次の各号に掲げる書類等を添付するものとする。この場合における当該各号に掲げる書類等の内容及び様式は、施行規則で定める。
 - (1) 特定証券情報
 - (2) 「新規上場申請に係る宣誓書」
 - (3) その他本所が必要と認める書類等
- 3 特定証券情報において求められる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付しなければならない。ただし、新規上場申請者（特定有価証券の発行者に限る。）が、その設立後最初の事業年度又は連結会計年度内に特定証券情報を提出する場合であって、本所が適当と認めるときは、当該監査報告書等の添付を要しない。
- 4 特定証券情報において求められる財務書類は、日本会計基準、米国会計基準、国際会計基準その他施行規則で定める会計基準のいずれかに基づいて作成しなければならない。
- 5 法第 3 条各号に規定する有価証券の新規上場申請を行う場合には、第 2 項第 1 号中「特定証券情報」とあるのを「新規上場申請に係る債券の発行要項」と読み替えて同号の規定を適用する。この場合における「新規上場申請に係る債券の発行要項」の内容は、施行規則で定める。
- 6 法 27 条の 31 第 1 項に定める特定勧誘等を行わずに公募債の新規上場申請を行う場合には、第 2 項第 1 号中「特定証券情報」とあるのを「当該公募債に係る有価証券届出書の写し又は発行登録書及び発行登録追補書類の各写し」と読み替えて同号の規定を適用する。

(新規上場申請時の公表)

第 208 条 新規上場申請者は、前条第 1 項の規定により「有価証券新規上場申請書」を提出したときは、証券情報等内閣府令第 3 条第 1 号及び第 11 条第 1 号の規定に従い、施行規則で定める方法により、直ちに、前条第 2 項各号に掲げる書類を公表しなければならない。

- 2 前項の規定に従い公表された特定証券情報に記載される内容について、変更又は訂正すべき事項が生じた場合には、新規上場申請者は直ちに当該変更又は訂正の内容を、証券情報等内閣府令第 5 条第 2 項第 1 号及び第 11 条第 1 号の規定に従い、施行規則で定める方法により公表しなければならない。
- 3 法第 3 条各号に規定する有価証券の新規上場申請を行う場合における第 1 項及び前項の適用については、第 1 項中「前条第 2 項各号に掲げる書類等」とあるのは「前条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 2 項各号に掲げる書類等」とし、前項中「特定証券

情報」とあるのは「新規上場申請に係る債券の発行要項」とする。

- 4 公募債であって新規上場時に法 27 条の 31 第 1 項に定める特定勧誘等を行わずに新規上場を行う場合における第 1 項及び第 2 項の適用については、第 1 項中「前条第 2 項各号に掲げる書類等」とあるのは「前条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 2 項各号に掲げる書類等」とし、第 2 項中「特定証券情報」とあるのは「当該公募債に係る有価証券届出書の写し又は発行登録書及び発行登録追補書類の各写し」とする。

(その他の提出書類等)

第 209 条 本所は、新規上場申請者に対し、本所が適当と認める報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

(上場適格性要件)

第 210 条 債券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条、第 5 条及び第 5 条の 2 の規定にかかわらず、新規上場申請に係る債券は、次の各号に掲げる事項（以下この編において「上場適格性要件」という。）を満たしていなければならない。

- (1) 債券が、格付業者（法第 2 条第 36 項に規定する信用格付業者及び外国法に準拠して設立された格付会社（当該信用格付業者と同等の規制及び監督を受ける者に限る。）をいう。）による格付を取得していること又は当該債券が施行規則で定める要件を満たすこと。
- (2) 債券が、本所が定める E S G 評価機関による E S G 評価を受けていること。
- (3) 当該債券を引き受ける主幹事証券会社（金融商品取引業等に関する内閣府令第 147 条第 3 号に定める主幹事会社に相当する者をいう。）若しくは当該債券の発行者が本所の作成する「主幹事証券会社リスト」に施行規則で定めるところにより登録されていること又は当該債券が施行規則で定める要件を満たすこと。

(上場承認)

第 211 条 本所は、新規上場申請に係る債券について上場適格性要件を満たすことが確認された場合には、申請に係る債券の上場を承認するものとする。

第 3 章 上場後の義務

第 1 節 発行者の情報の開示義務

(ディスクロージャー)

第 212 条 上場債券の発行者（以下「上場債券の発行者」という。）は、投資者への適時、適切な上場債券の発行者の情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な上場債券の発行者の情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

- 2 上場債券の発行者は、上場債券の発行者の情報の開示を行う場合は、本所のウェブサイトに掲載する方法、又は当該上場債券の発行者の情報を掲載するウェブサイトに掲載する方法

により行うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、上場債券の発行者は、次条第1号a及びb並びに第2号a及びbの内容を開示する場合は、T D n e tを利用して行うものとする。T D n e tの稼働に支障が生じた場合その他本所が必要があると認める場合には、本所がその都度定める方法により行うものとする。
- 4 上場債券の発行者は、第2項の規定により当該上場債券の発行者のウェブサイトにおいて情報の開示を行った場合には、当該開示後、速やかに本所に当該情報に係る書類を提出しなければならない。
- 5 本所は、前項に規定する書類の提出を受けた場合には、速やかに、本所のウェブサイト当該情報を掲載するものとする。
- 6 上場債券の発行者は、次条第1号a及びb並びに第2号a及びbの内容についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、第3項の定めるところにより当該内容が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能を付加するなど公衆による当該内容の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。
- 7 上場債券の発行者は、施行令第30条第1項第2号又は第3号の規定に基づく重要事実等の本所への通知を行う場合には、次条の規定に基づく情報の開示に係る方法により行うものとする。

(重要な発行者の情報の開示)

第213条 上場債券の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。ただし、国内の金融商品取引所に上場している株券等の発行者若しくは当該発行者の完全子会社又は第2条第10号b及びdからgまでに掲げる債券の発行者については、この限りでない。

- (1) 上場債券の発行者の業務執行を決定する機関が、次のaからdまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)
 - a 解散(合併による解散を除く。)
 - b 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
 - c 商号又は名称の変更
 - d aから前cまでに掲げる事項のほか、当該上場債券の発行者の運営、業務若しくは財産又は当該上場債券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (2) 次のaからfまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合
 - a 債権者その他の当該上場債券の発行者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て(以下「破産手続開始の申立て等」という。)
 - b 手形若しくは小切手の不渡り(支払資金の不足を事由とするものに限る。)又は手形交換所による取引停止処分

- c 親会社等に係る破産手続開始の申立て等
 - d 債券に係る期限の利益の喪失
 - e 上場債券が指定振替機関の振替業等（指定振替機関の振替業又は外国の法令に準拠して外国において振替業若しくは債券の保管及び振替に関する業務を行う者のこれらの業務をいう。以下同じ。）における取扱いの対象とならないこととなったこと。
 - f a から前 e までに掲げる事実のほか、当該上場債券の発行者の運営、業務若しくは財産又は当該上場債券に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (3) 上場債券に係る保証者（保証者がある場合に限る。以下同じ。）の業務執行を決定する機関が、第 1 号 a から d までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
- (4) 上場債券に係る保証者に第 2 号 a から d まで及び f に掲げる事実のいずれかが発生した場合
- (令和 8.3.19 変更)

（開示内容の変更又は訂正）

第 214 条 上場債券の発行者は、前条の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

- 2 前項の規定は、上場債券の発行者が前条の規定に基づき開示した内容と有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類若しくは臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）、又は発行者情報若しくは特定証券情報（これらの訂正情報を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合について準用する。

（発行者情報の開示）

第 215 条 上場債券の発行者（有価証券報告書の提出義務のある発行者及び当該上場債券が法第 3 条各号に規定する有価証券であって当該上場債券に係る取得勧誘を行う場合における当該上場債券の発行者を除く。）は、事業年度（当該上場債券が特定有価証券である場合にあっては当該上場債券に係る特定期間とし、当該上場債券の発行者が会社以外の者である場合にあっては事業年度又はこれに準ずる期間とする。）の終了後 3 か月以内（やむを得ない理由により当該期間内に作成し、公表できないと本所が認める場合には、施行規則で定めるところにより、本所が承認する期間内）に、発行者情報を作成し、公表しなければならない。この場合において、発行者情報の内容、様式及び公表の方法は、施行規則で定めるところによる。

- 2 前項に規定する発行者情報に記載される内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、上場債券の発行者は、直ちに当該変更又は訂正の内容を、施行規則で定めるところにより公表しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する発行者情報において求められる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付するものとする。

(発行者の情報に係る照会事項の報告及び開示)

第 216 条 上場債券の発行者は、上場債券の発行者の情報に関し本所が必要と認めて照会を行った場合は、直ちに照会事項について本所に報告するものとする。

2 前項の規定による照会に係る事実について開示することが、必要かつ相当と本所が認めるときは、上場債券の発行者は、直ちにその内容を開示するものとする。

3 第 1 項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。

(1) 本所が上場債券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合（本所が、本所の市場における有価証券の売買の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、上場債券の発行者の情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。）

(2) 国内の他の金融商品取引所から、その市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため、上場債券の発行者の情報の発生から公表に至る経緯等に関する情報提供の要請があった場合において、本所が当該要請に応じることが相当と認めて、当該経緯等について照会を行った場合

第 2 節 その他の義務

(債券の譲渡制限の禁止)

第 217 条 上場債券の発行者は、法第 2 条第 3 項第 2 号ロ (2) の規定その他特別の法律の規定に基づくものを除き、上場債券の譲渡について制限を行ってはならない。

(指定振替機関の振替業等における取扱い)

第 217 条の 2 上場債券は、指定振替機関の振替業等における取扱いの対象でなければならない。

(上場に関する料金)

第 218 条 新規上場申請者及び上場債券の発行者は、新規上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。

第 4 章 市場秩序の維持

第 1 節 実効性確保手段

(実効性確保手段)

第 219 条 本所は、この特例その他の規則への遵守を確保するため、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置等を講じることができる。

- (1) 改善報告書の提出
- (2) 違約金の賦課

(3) 上場債券の上場廃止

- 2 本所は、前項第1号及び第2号に掲げる措置を講じる場合において、本所が必要と認めるときは、その事実を公表することができる。
- 3 本所は、第1項第3号に掲げる措置の検討を開始する場合には、本所は、施行規則で定めるところにより、その事実を投資者に周知させるため、当該上場債券を監理銘柄に指定することができる。
- 4 本所は、第1項第3号に掲げる措置を講じる場合には、その事実を投資者に周知するため、当該措置を講じることを決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場債券を整理銘柄に指定することができる。

第2節 上場廃止等

(上場廃止)

第220条 本所は、上場債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

- (1) 有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類若しくは臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）、又は発行者情報若しくは特定証券情報（これらの訂正情報を含む。）について重大な虚偽記載を行った場合。ただし、有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類については、上場債券に係る情報について重大な虚偽記載を行った場合に限る。

- (2) 前号のほか、本所が上場廃止を適当と認めた場合

2 本所は、上場債券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

- (1) 最終償還期限が到来する場合
- (2) 債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還する場合
- (3) 吸収分割又は新設分割により上場債券に係る債務が他の会社に承継される場合
- (4) 期限の利益を喪失した場合
- (5) 指定振替機関の振替業等における取扱いの対象とならないこととなった場合
- (6) 前各号のほか、本所が上場廃止を適当と認めた場合

3 上場債券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、施行規則で定めるところにより当該上場債券を監理銘柄に指定することができる。

4 上場債券の上場廃止が決定した場合の上場廃止日の取扱いは、施行規則で定める。

5 本所は、その事実を投資者に周知させるため、本所が当該上場債券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場債券を整理銘柄に指定することができる。

(原簿のまっ消)

第221条 本所が上場債券の上場を廃止するときは、その銘柄の上場廃止日に上場債券原簿の記載事項をまっ消する。

第4編 S—A d v i s e r

第1章 総則

(公正な業務の執行)

第301条 S—A d v i s e rは、常に本所の市場の評価と公正さを維持するために行動しなければならない。

2 S—A d v i s e rは、担当会社の株主間の公平性が保たれるように配慮し、かつ、担当会社の業務執行決定機関及びその構成員が当該担当会社の企業価値を向上させるよう指導及び助言しなければならない。

3 S—A d v i s e rは、本所の市場としての機能の維持及び向上に努め、この特例その他の規則を遵守しなければならない。

(令和8.3.19追加)

第2章 S—A d v i s e r資格等

第1節 S—A d v i s e r資格の取得手続等

(S—A d v i s e r資格の取得の申請)

第302条 S—A d v i s e r資格を取得しようとする者(以下「S—A d v i s e r資格取得申請者」という。)は、本所に当該S—A d v i s e r資格の取得の申請を行わなければならない。

2 前項に規定するS—A d v i s e r資格の取得の申請を行う場合には、本所所定の「S—A d v i s e r資格取得申請書」その他施行規則で定める書類を本所に提出するものとする。

(令和8.3.19追加)

(S—A d v i s e r資格の取得の承認)

第303条 本所は、S—A d v i s e r資格取得申請者について、次条第1項各号に掲げる基準により審査を行い、当該基準に適合すると認められる場合には、取引所府令第7条の3の規定を踏まえ、S—A d v i s e r資格の取得の承認を行う。

(令和8.3.19追加)

(S—A d v i s e r資格の取得審査)

第304条 前条に規定する審査は、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

(1) S—A d v i s e r資格の取得の申請日から遡って2年間において、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する十分な経験があること、又は施行規則で定める場合に該当すること

(2) S—Q Sが3名以上いること

- (3) 経営の体制が適切であること
 - (4) 財務の状況が健全であって、かつ、当該財務の状況がウェブサイト公表されていること
 - (5) 本所とともにプリンシプルベースの考え方にに基づき本所の市場を運営するパートナーとしての意欲と能力を有していること
 - (6) 日本の資本市場での経験及び知見を有していること
 - (7) 業務を公正かつ効率的に遂行できる体制を有する法人であること
 - (8) 第313条に規定する契約を履行できる適切な体制を有していること
 - (9) 自社が業務を行う法域において、監督当局が存在する場合は、当該監督当局による監督に適切に服していること
 - (10) 本所の市場の評価等を毀損するおそれがないこと
 - (11) 反社会的勢力との関係を有しないこと
 - (12) その他本所が必要と認める要件を満たしていること
- 2 前項第3号に掲げる基準については、S—A d v i s e r資格取得申請者の経営の体制が本所の市場の運営に鑑みて適当でない認められる者の支配又は影響を受けていないことなど、本所の市場の評価と公正性が十分に確保されると見込まれる経営体制であるかどうかを勘案して判断するものとする。
- (令和8.3.19追加)

(承認後の手続)

- 第305条 S—A d v i s e r資格取得申請者は、第303条の承認を受けた場合には、本所に対して、施行規則で定める「S—A d v i s e r契約書」を提出するものとする。
- 2 本所は、第303条の承認を行った場合には、S—A d v i s e r資格取得申請者にS—A d v i s e r資格の取得を通知するとともに、その旨を公表する。
- 3 S—A d v i s e r資格取得申請者は、第303条の承認を受けた場合には、本所が指定する期日までに施行規則で定める新規登録料を納入するものとする。
- (令和8.3.19追加)

第2節 S—A d v i s e rの適格性要件の継続維持義務

(S—A d v i s e rの適格性の継続維持義務)

- 第306条 S—A d v i s e rはS—A d v i s e r資格の取得後も第304条第1項各号に掲げる基準を継続的に満たさなければならない。
- 2 本所は、S—A d v i s e rが第304条第1項各号に掲げる基準を満たしていないと認められた場合は、第327条の規定に従い、S—A d v i s e r資格の取消しその他の措置を講じることができる。
- 3 S—A d v i s e rは、この特例に基づく義務を履行するために、常時十分なS—Q Sその他の人員を確保しなければならない。
- (令和8.3.19追加)

第3節 S—Q Sの認定手続等

(S—Q Sの認定の申請)

第307条 S—A d v i s e r又はS—A d v i s e r資格取得申請者は、その役職員についてS—Q Sの認定を受けようとする場合には、本所に当該認定の申請を行わなければならない。

2 前項に規定する申請を行う場合には、本所所定の「S—Q S認定申請書」を本所に提出するものとする。

3 本所は、本所が前項に規定する申請書の内容について確認する必要があると判断した場合には、S—Q Sの認定を受けようとする者と面談することができるものとする。

(令和8.3.19追加)

(S—Q Sの認定)

第308条 本所は、S—Q Sの認定を受けようとする者が次条に掲げる事項に適合すると認められる場合には、S—Q Sの認定を行う。

(令和8.3.19追加)

(S—Q Sの適格性)

第309条 S—Q Sは、次の各号に掲げる事項を満たさなければならない。

- (1) S—A d v i s e r又はS—A d v i s e r資格取得申請者の常勤の役職員であること
- (2) S—Q Sの認定の申請日から遡って5年間においてコーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を通算して3年以上有している又はこれと同等以上の経験を有している者であること
- (3) 新規上場に係る業務及び上場会社の上場後の義務の履行に係る業務全体に十分な理解がある者であること
- (4) 日本の資本市場での経験及び知見を有している者であること
- (5) S—Q Sとして関与する業務を通じて本所の市場の発展に貢献できる者と認められる者であること
- (6) S—A d v i s e rとして関与する業務について、これを統括する立場にある者であること
- (7) 自社が業務を行う法域において、監督当局が存在する場合は、当該監督当局による監督に適切に服していること
- (8) 本所の市場の評価等を毀損するおそれのない者であること
- (9) 反社会的勢力との関係を有しない者であること

(令和8.3.19追加)

(S—Q Sの適格性の継続)

第 310 条 S—A d v i s e r は、自社に所属する S—Q S をして、前条各号に掲げる事項を継続的に満たせしめなければならない。

2 本所は、S—Q S が前条各号に掲げる事項を満たしていないと認めた場合は、S—Q S の認定を取り消すことができる。

(令和 8.3.19 追加)

第 3 章 S—A d v i s e r の義務

第 1 節 一般的な義務

(一般的な義務)

第 311 条 S—A d v i s e r は、この特例に基づく義務を履行するために、常時必要な能力を維持し、善良なる管理者の注意をもって行動しなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(担当会社からの独立性維持義務)

第 312 条 S—A d v i s e r は、次の各号に掲げる事項の遵守その他必要な措置を講じることにより、担当会社からの独立性を維持しなければならない。この場合における取扱いは施行規則で定める。

(1) S—A d v i s e r の役職員が担当会社の役職員を兼任していないこと

(2) 担当会社との利益相反がなく、担当会社との利益相反を回避するための十分な社内及びグループ内の体制を維持していること

2 S—A d v i s e r は、担当会社及び当該担当会社が支配している又は関係を有する会社に対して、この章に定める S—A d v i s e r の義務の履行に関して利益相反とならない限りにおいて、S—A d v i s e r としての業務以外の役務を提供することができる。

(令和 8.3.19 追加)

(担当会社との適切な契約の締結)

第 313 条 S—A d v i s e r は、担当会社との間で、S—A d v i s e r 及び担当会社に関する権利義務その他の施行規則で定める事項を規定した契約を締結しなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

第 2 節 新規上場申請時の義務

(上場適格性に関する調査及び確認)

第 314 条 S—A d v i s e r は、担当する新規上場申請をしようとする者が、第 112 条に規定する上場適格性要件を満たしているか、及び第 2 編第 2 章に規定する義務を履行できるかについて調査及び確認を行い、施行規則で定めるところにより「上場適格性に係る宣誓書」

及び「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を作成のうえ、併せて本所に提出しなければならない。ただし、第107条ただし書に規定する申請による場合は、この限りでない。

(令和8.3.19追加)

(新規上場に関する事務)

第315条 S—A d v i s e rは、担当する新規上場申請者に対し、第2編第2章に規定する新規上場申請者の義務の履行について助言するとともに、同章の規定に従い新規上場に関する事務を行うものとする。

(令和8.3.19追加)

第3節 上場後の義務

(上場会社の履行すべき義務に関する調査等)

第316条 S—A d v i s e rは、担当上場会社が第2編第3章の規定に基づく義務を適切に履行しているかの調査及び確認を行わなければならない。

2 S—A d v i s e rは、担当上場会社が第2編第3章の規定に基づく義務を履行するよう適切な助言及び指導を行わなければならない。

3 S—A d v i s e rは、担当上場会社が前項の助言及び指導に従わない場合には、直ちに本所に報告するとともに、第313条に規定する契約の解約について検討しなければならない。

(令和8.3.19追加)

(上場会社の上場後の義務に関する事務作業)

第317条 S—A d v i s e rは、担当上場会社が第2編第3章に規定する上場後の義務を履行するために必要な事務を行うものとする。

(令和8.3.19追加)

(流動性プロバイダーの確保)

第318条 担当上場会社が発行する上場株券等の本所の市場における円滑な流通の確保のため、S—A d v i s e rは、自らが流動性プロバイダーとなる又は担当上場会社が流動性プロバイダーを確保できるよう努めるものとする。

2 前項において担当上場会社が流動性プロバイダーを確保した場合には、S—A d v i s e rは、当該流動性プロバイダーの業務が遂行されるよう支援するものとする。

(令和8.3.19追加)

(アナリストレポート)

第319条 S—A d v i s e rは、担当上場会社に係るアナリストレポートが広く発行されるよう努めるものとする。

(令和 8.3.19 追加)

第 4 節 その他の義務

(照会事項への回答)

第 320 条 S—A d v i s e r は、本所との連絡を行う上で適切な事務所 1 か所を連絡事務所として本所に届け出るものとする。

2 S—A d v i s e r は、前項の連絡事務所に、本所が行う照会に対する報告その他本所との間の連絡に関する事項を担当する連絡担当者を 1 名選任し、本所に届け出るものとする。

3 S—A d v i s e r は、S—A d v i s e r の業務の実施状況及び実施体制に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告しなければならない。

4 S—A d v i s e r は、この特例の適用又は解釈に確信を持ってない場合は、早急に本所に助言を求めなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(業務に関する記録の保管)

第 321 条 S—A d v i s e r は、S—A d v i s e r として実施した担当会社との主な討議の内容、担当会社に提供した助言及び指導の内容等を含む S—A d v i s e r の業務に係る内容に関して適切な記録を作成し、当該討議、助言及び指導等を実施した日から 5 年間保管するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(担当 S—A d v i s e r の変更等の際の手続)

第 322 条 上場会社が担当 S—A d v i s e r を変更するために他の S—A d v i s e r との間で第 313 条に規定する契約を締結しようとする場合には、当該 S—A d v i s e r は、あらかじめ、本所にその旨を届け出るとともに、当該上場会社が第 112 条に規定する上場適格性要件を満たしているか及び第 2 編第 3 章に規定する義務を満たしているかについて調査及び確認を行い、当該契約の締結後すみやかに、第 314 条に規定する「上場適格性に関する宣誓書」を作成のうえ、本所が必要と認める書類と併せて、本所に提出しなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(年間登録料の納入)

第 323 条 S—A d v i s e r は、施行規則で定めるところにより、年間登録料を本所に納入するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(事前通知義務)

第 324 条 S—A d v i s e r は、次の各号に掲げる事項の決定又は事実の発生が見込まれる

場合には、あらかじめ本所に通知するものとする。

- (1) S—A d v i s e r の支配関係又は組織に重大な変更をもたらす合併、分割、事業譲渡、事業の譲受け、株式交換、株式移転等
- (2) 重要な役員の変更又は組織の大幅な変更
- (3) 事業の全部又は重要な一部の停止又は廃止
- (4) 債務超過又はそれに準ずる状態に至る危険のある財務状況の著しい悪化
- (5) その他本所があらかじめ事前の通知を要請した事項

2 S—A d v i s e r は、前項の通知を行う場合には、本所が必要と認める書類を提出するものとする。ただし、この項の規定による提出は、この特例その他の規則に基づき又はこれらに基づく処分に従い行う提出をもって代えることができる。

3 本所は、第1項各号に掲げる事項又は事実が本所の市場の適正な運営及び評価等にかんがみて適当でないと認めるときは、第327条の規定に従い、S—A d v i s e r 資格の取消しその他の措置を講じることができる。

4 S—A d v i s e r は、担当会社との間で締結している第313条に規定する契約に基づき当該契約の解約に係る事前催告が行われた場合及び当該契約が解約された場合には、直ちに本所に通知しなければならない。

(令和8.3.19追加)

(報告義務)

第325条 S—A d v i s e r は、事業年度終了後直ちに、当該事業年度におけるS—A d v i s e r としての業務内容を、本所に報告するものとする。

2 前項に定めるもののほか、S—A d v i s e r は、施行規則で定める場合に該当することとなったときは、直ちにその内容を本所に報告するものとする。

3 S—A d v i s e r は、前2項に定めるところにより本所に報告を行う場合には、本所が必要と認める書類を提出するものとする。ただし、この項の規定による提出は、この特例その他の規則に基づき又はこれらに基づく処分に従い行う提出をもって代えることができる。

(令和8.3.19追加)

第4章 適格性の確保

(S—A d v i s e r に対する調査)

第326条 本所は、取引所府令第7条の3の規定を踏まえ、本所の市場の運営上必要があると認める場合には、S—A d v i s e r に対し、当該S—A d v i s e r の業務若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当該S—A d v i s e r の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を実地調査することができる。

2 S—A d v i s e r は、前項の規定による報告又は資料の提出の請求を受けたときは、直ちにこれに応じなければならない。

(令和8.3.19追加)

(S—A d v i s e rに対する措置等)

第 327 条 前条に規定する調査の結果又はその他の事由により、S—A d v i s e rが法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくはこの特例その他の規則若しくはこれらに基づく処分(以下「法令等」という。)に違反又は取引の信義則に背反する行為をし、S—A d v i s e rとして適格でないと本所が認める場合は、本所は、施行規則で定めるところにより、当該S—A d v i s e rのS—A d v i s e r資格を取り消すことができる。

2 前項のほか、本所は、S—A d v i s e rが法令等に違反した又は取引の信義則に背反する行為をしたと本所が認める場合は、当該S—A d v i s e rに対して、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 警告
- (2) 違約金の賦課
- (3) S—A d v i s e r資格の一時停止

3 本所は、第1項に規定するS—A d v i s e r資格の取消しを行う場合には、直ちに当該資格の取消しを公表するものとする。

4 本所は、第2項各号に掲げる措置を講じる場合であって、本所が必要と認めるときは、その事実を公表することができる。

(令和 8.3.19 追加)

(異議の申立て)

第 328 条 S—A d v i s e rは、前条第1項及び第2項の措置に不服があるときは、施行規則で定めるところにより、本所に対し異議の申立てを行うことができる。

2 本所は、前項に規定する異議の申立てがあった場合には、異議の内容について審査を行った上で、前条第1項及び第2項の措置を変更し、又は取り消すことができる。

3 本所は、前項に規定する審査を行った後、異議の申立てを行ったS—A d v i s e rに対して、その結果を通知するものとする。

4 本所は、前条第3項及び第4項に基づき措置を公表した場合であって、第2項の規定に基づき当該措置を変更又は取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

第 5 章 S—A d v i s e r資格の喪失の申請等

(S—A d v i s e r資格の喪失の申請)

第 329 条 S—A d v i s e rは、S—A d v i s e r資格を喪失しようとするときは、施行規則で定めるところにより、本所にS—A d v i s e r資格の喪失の申請を行わなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(S—A d v i s e r資格の喪失の際の手続)

第 330 条 本所は、S—A d v i s e r が S—A d v i s e r 資格を喪失（取消しによる喪失を含む。）したときは、直ちに、当該資格の喪失について公表するものとする。

（令和 8.3.19 追加）

（S—Q S の認定の取消しの申請）

第 331 条 S—A d v i s e r は、自社に所属する S—Q S の認定の取消しを受けようとする場合には、本所に対して、本所所定の「S—Q S 認定取消申請書」を提出しなければならない。

（令和 8.3.19 追加）

付 則

この特例は、令和 7 年 9 月 10 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和 8 年 3 月 19 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本市場の売買は、令和 8 年 6 月 1 日以後の本所が定める日からとする。

（注）「本所が定める日」は、令和 8 年 6 月 30 日

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則

(実施)令和 7. 9. 10

(実施)令和 8. 3. 19

(目次)

第1章 総則 (第1条～第3条)

第2章 株券等 (第101条～第128条)

第3章 債券 (第201条～第214条)

第4章 S—A d v i s e r (第301条～第312条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この施行規則は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に基づき、本所が定める事項並びに特例の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この施行規則において「ESG評価機関」、「運用会社」、「MSCB等」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「監査報告書等」、「公募債」、「国際会計基準」、「コーポレート・ファイナンス助言業務」、「債券」、「S—A d v i s e r」、「S—Q S」、「指定振替機関」、「受託者」、「上場会社」、「上場株券等」、「上場債券」、「上場内国会社」、「上場有価証券」、「新規上場申請者」、「第三者割当」、「担当会社」、「担当S—A d v i s e r」、「担当上場会社」、「施行令」、「特定証券情報」、「特定上場有価証券」、「特定投資家」、「特定投資家向け売付け勧誘等」、「特定投資家向け取得勧誘」、「特定取引所金融商品市場」、「特定有価証券」、「特別利害関係者等」、「取引所府令」、「日本会計基準」、「発行者情報」、「発行登録書」、「発行登録追補書類」、「半期報告書」、「非上場逆さ合併」、「米国会計基準」、「法」、「募集株式」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券報告書」及び「流動性プロバイダー」とは、それぞれ特例第2条に規定する「ESG評価機関」、「運用会社」、「MSCB等」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「監査報告書等」、「公募債」、「国際会計基準」、「コーポレート・ファイナンス助言業務」、「債券」、「S—A d v i s e r」、「S—Q S」、「指定振替機関」、「受託者」、「上場会社」、「上場株券等」、「上場債券」、「上場内国会社」、「上場有価証券」、「新規上場申請者」、「第三者割当」、「担当会社」、「担当S—A d v i s e r」、「担当上場会社」、「施行令」、「特定証券情報」、「特定上場有価証券」、「特定投資家」、「特定投資家向け売付け勧誘等」、「特定投資家向け取得勧誘」、「特定取引所金融商品市場」、「特定有価証券」、「特別利害関係者等」、「取引所府令」、「日本会計基準」、「発行者情報」、「発行登録書」、「発行登録追補書類」、「半期報告書」、「非上場逆さ合併」、「米国会計基準」、「法」、「募集株式」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券

報告書」及び「流動性プロバイダー」をいう。

(令和 8.3.19 変更)

(指定振替機関の定義)

第 3 条 特例第 2 条第 13 号に規定する施行規則で定める者は、株式会社証券保管振替機構とする。

(令和 8.3.19 変更)

第 2 章 株券等

(担当 S—A d v i s e r の数)

第 101 条 特例第 102 条第 1 項の規定に基づき、上場会社及び新規上場申請者が確保しなければならない担当 S—A d v i s e r の数は、1 社とする。

(令和 8.3.19 追加)

(上場契約書)

第 102 条 特例第 108 条第 1 項に規定する「上場契約書」は、別記第 1 号様式によるものとする。

2 特例第 108 条第 5 項に規定する施行規則で定める事項とは、株券等について、次に定める事項をいう。

株券等の銘柄、数量、種類、単元株式数を定める場合には当該単元株式数及び上場年月日
(令和 8.3.19 追加)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第 103 条 特例第 109 条第 2 項第 2 号に規定する「新規上場申請に係る宣誓書」は、別記第 2 号様式によるものとする。

2 特例第 109 条第 2 項第 3 号に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報

(2) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

(3) 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

(4) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況（反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容を含む。）

(5) その他本所が必要と認める事項

3 特例第 109 条第 3 項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類等とは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類等とする。この場合において、新規上場申請者は、本所に対して、特定証券情報に記載すべき情報であって、本所が必要と認める情報を併せて提出しなければならない。

- (1) 新規上場申請時に募集又は売出しを実施する場合
有価証券届出書の写し
 - (2) 有価証券報告書の提出義務者である者が、新規上場申請時に特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しない場合
有価証券報告書及び半期報告書の写し
 - (3) 有価証券報告書の提出義務者でない者が、新規上場申請時に特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しない場合
発行者情報に相当する情報
- 4 特例第 109 条第 4 項に規定する特定証券情報の内容は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成 20 年 12 月 5 日内閣府令第 78 号。以下「証券情報等内閣府令」という。）第 2 条第 2 項第 1 号イからニまでに掲げる事項（新規上場申請者が既に 1 年間継続して開示府令第 9 条の 3 第 2 項に規定する有価証券報告書（新規上場申請者が外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和 47 年大蔵省令第 26 号。以下「外債府令」という。）第 1 条第 1 号に規定する外国債等の発行者である場合には、同令第 6 条の 2 第 2 項に規定する有価証券報告書）を提出している場合は、その旨並びに証券情報等内閣府令第 2 条第 2 項第 1 号イ及びロに掲げる事項）に関する情報とする。
- 5 新規上場申請者は、特例第 109 条第 4 項に規定する特定証券情報を作成するにあたっては、別記第 3 号様式その他本所が適当と認める様式を用いなければならない。
- 6 特例第 109 条第 5 項に規定する施行規則で定める監査報告書等は、「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「無限定の結論」又はこれらに準ずる意見若しくは結論が記載されたものであり、かつ、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。
- (1) 日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準、中間監査の基準若しくは期中レビューの基準又はこれらと同等の基準に準拠して実施された監査若しくはレビューの結果が記載されたものであること。
 - (2) 法第 193 条の 2 に規定する監査証明に相当する証明又はこれと同等のものが記載されたものであること。
 - (3) 監査法人によって作成されたものであること。
- 7 特例第 109 条第 6 項に規定する施行規則で定める会計基準とは、担当 S—A d v i s e r と監査法人が、日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準の 3 基準のいずれかと同等であると判断し、本所が適当であると認める基準をいい、上場会社及び新規上場申請者は、当該基準に基づいて特定証券情報において求められる財務書類を作成する場合には、当該基準における会計処理の原則及び手続きと当該 3 基準のいずれかにおける会計処理の原則及び手続きとの差異の内容につき開示しなければならない。
(令和 8.3.19 追加)

(新規上場申請時の公表の方法)

第 104 条 特例第 110 条第 1 項及び第 2 項に規定する施行規則で定める方法は、次の各号に掲げる掲載のいずれかを継続して行う方法とする。

- (1) 本所のウェブサイトへの掲載
- (2) 新規上場申請者のウェブサイトへの掲載

2 本所は、新規上場申請者が特例第 110 条第 1 項又は第 2 項の規定により前項第 2 号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を本所のウェブサイトに掲載するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等の取扱い)

第 105 条 特例第 114 条に規定する第三者割当による募集株式の割当て等に関する必要な事項については、次条及び第 107 条に定めるところによる。

(令和 8.3.19 追加)

(上場前の株式等の移動に関する記録の保存等)

第 106 条 新規上場申請者は、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が事業年度の初日から定時株主総会の日までの間にあたる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。次条において同じ。）の末日から起算して 2 年前から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者が第三者割当により行う募集株式若しくは新株予約権の割当て（以下「第三者割当による募集株式等の割当て」という。）を行っている場合、又は新規上場申請者の特別利害関係者等が、新規上場申請者の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等（以下「上場前の募集等」という。）を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、上場日から 5 年間、株式等の移動の状況に係る記録を保存するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(第三者割当による募集株式等の割当て等及び所有に関する規制)

第 107 条 新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して 1 年前から上場日の前日までの期間において、次の各号に掲げる行為のいずれかを行っている場合には、当該新規上場申請者は、当該各号に掲げる割当て又は交付を受けた者をして、担当 S—A d v i s e r に対して、次項に定める事項について確約させるものとする。

- (1) 第三者割当による募集株式の割当て（上場前の募集等による場合を除く。）
- (2) 第三者割当による新株予約権の割当て（それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。）
- (3) 新株予約権の行使による株式の交付（前号に規定する新株予約権に係るものに限る。）

2 新規上場申請者が前項各号に掲げる割当て又は交付を受けた者をして、担当 S—A d v i s e r に対して確約させる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる割当て又は交付を受けた者は、当該割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）を、割当て又は交付を受けた日から上場日以後 6 か月間を経過する日（割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後 1 年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から 1 年間を経過する日）まで所有すること。ただし、割当て又は交付を受けた者がその経営の著しい不振により割当株式等の譲

渡を行う場合その他社会通念上やむを得ないと担当 S—A d v i s e r が認める場合を除く。

- (2) 割当て又は交付を受けた者は、割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
- (3) その他本所が必要と認める事項
(令和 8.3.19 追加)

(決定事実に係る軽微基準)

第 108 条 特例第 117 条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第 1 号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

- (1) 特例第 117 条第 1 号 a に掲げる事項

次の a 又は b のいずれかに該当すること。

- a 会社法第 199 条第 1 項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集の払込金額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第 238 条第 1 項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が 1 億円未満であると見込まれること（特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等であって、この号に定める軽微基準に該当するものを含む。）。ただし、次の b に規定する場合、株主割当（優先出資者割当を含む。）による場合及び買収への対応方針の導入又は買収への対抗措置の発動に伴う場合を除く。
- b 当該上場会社又はその子会社若しくは関連会社に対する役務の提供の対価として個人に対して株式又は新株予約権（以下この b において「株式等」という。）を割り当てる場合においては、次の (a) 又は (b) のいずれかに該当すること。
 - (a) 当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の総数が当該株式等の割当日の属する事業年度の直前の事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数の 100 分の 1 未満であると見込まれること。
 - (b) 当該株式等の割当日における当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の価額の総額が 1 億円未満であると見込まれること。

- (2) 特例第 117 条第 1 号 o に掲げる事項

- a 事業の一部を譲渡する場合

次の (a) から (e) までに掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 直前連結会計年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における連結純資産額（連結財務諸表における純資産額をいう。以下同じ。）の 100 分の 30 に相当する額未満であること。
- (b) 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による連結会社（上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下同じ。）の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上

高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

- (c) 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
 - (d) 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
 - (e) 取引規制府令第 49 条第 1 項第 8 号イに掲げる事項
- b 事業の全部又は一部を譲り受ける場合
- 次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。
- (a) 当該事業の譲受けによる資産の増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
 - (b) 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
 - (c) 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
 - (d) 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
 - (e) 取引規制府令第 49 条第 1 項第 8 号ロ又はハに掲げる事項
- (3) 特例第 117 条第 1 号 q に掲げる事項
- 次の a 及び b に掲げるもののいずれにも該当すること。
- a 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
 - b 取引規制府令第 49 条第 1 項第 9 号に定める事項
- (4) 特例第 117 条第 1 号 r に掲げる事項
- a 業務上の提携を行う場合
- 次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。
- (a) 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始す

る各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下同じ。）とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が上場会社の直前連結会計年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数の100分の5以下であると見込まれること。

ロ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が子会社等の設立に該当する場合を除く。）

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下同じ。）を乗じて得たものがいずれも上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも直前連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第49条第1項第10号イに掲げる事項

b 業務上の提携の解消を行う場合

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が上場会社の直前事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数の100分の5以下であること。

ロ 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合

新会社の直前事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の直前事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが直前連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 取引規制府令第49条第1項第10号ロに掲げる事項

(5) 特例第117条第1号sに掲げる事項

次のaからjまでに掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。

a 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

b 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の売上高（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の売上高の見込額）が直前連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

c 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の経常利益金額（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の経常利益金額の見込額）が上場会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

d 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の当期純利益金額（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が上場会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

e 上場会社の直前事業年度における子会社等又は新たに子会社等となる会社からの仕入高（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該子会社等からの仕入高の見込額）が上場会社の直前事業年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。

f 上場会社の直前事業年度における子会社等又は新たに子会社等となる会社に対する売上高（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該子会社等に対する売上高の見込額）が上場会社の直前事業年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。

g 子会社等又は新たに子会社等となる会社の資本金の額又は出資の額が上場会社の資本金の額の100分の10に相当する額未満であること。

h 上場会社が子会社取得（子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法により、当該会社を子会社等とすることをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払った、又は支

払うべき額の合計額をいう。以下この号において同じ。)に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 15 に相当する額未満であること。

i 上場会社が子会社取得を行う場合にあっては、子会社取得に係る対価の額に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の 100 分の 15 に相当する額未満であること。

j 取引規制府令第 49 条第 1 項第 11 号に定める事項

(6) 特例第 117 条第 1 号 t に掲げる事項

a 固定資産を譲渡する場合

次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 上場会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

(b) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第 49 条第 1 項第 12 号イに掲げる事項

b 固定資産を取得する場合

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該固定資産の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第 49 条第 1 項第 12 号ロに掲げる事項

(7) 特例第 117 条第 1 号 u に掲げる事項

a リースによる固定資産の賃貸を行う場合

上場会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

b リースによる固定資産の賃借を行う場合

当該固定資産のリース金額の総額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(8) 特例第 117 条第 1 号 v に掲げる事項

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年

以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

b 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

c 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

d 取引規制府令第 49 条第 1 項第 13 号に定める事項

(9) 特例第 117 条第 1 号 w に掲げる事項

次の a 及び b に掲げるもののいずれにも該当すること。

a 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。）の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

b 取引規制府令第 49 条第 1 項第 14 号に定める事項

(10) 特例第 117 条第 1 号 a c に掲げる事項

次の a から c までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

b 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

c 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(11) 特例第 117 条第 1 号 a h に掲げる事項

上場会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。

(12) 特例第 117 条第 1 号 a p に掲げる事項

定款の変更理由が次の a から c までのいずれかに該当すること。

- a 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更
 - b 本店所在地の変更
 - c その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が認める理由
- (13) 特例第 117 条第 1 号 a u に掲げる事項
 当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 10 に相当する額未満であること
- (14) 特例第 117 条第 1 号 a v に掲げる事項
- a 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限の変更又は財務上の特約が付された社債の償還期限の変更を行う場合
 当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。
 - b 財務上の特約の内容の変更を行う場合
 次の(a)又は(b)のいずれかに該当すること。
 - (a) 当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。
 - (b) 当該財務上の特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微であること。

2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額（連結財務諸表における純資産額をいう。以下同じ。）」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この項において同じ。）」と、「連結会社（上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下同じ。）の売上高」とあるのは「売上高」と、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の固定資産」とあるのは「固定資産」と、「連結資本金額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下同じ。）」とあるのは「資本金の額」と、「連結資本金額」とあるのは「資本金の額」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(令和 8.3.19 追加)

(発生事実に係る軽微基準)

第 109 条 特例第 117 条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第 2 号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

(1) 特例第 117 条第 2 号 a に掲げる事実

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 3 に相当する額未満であると見込まれること。
- b 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

- c 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
 - d 取引規制府令第 50 条第 1 号に定める事項
- (2) 特例第 117 条第 2 号 d に掲げる事実
- a 訴えが提起された場合
 - 次の (a) 及び (b) に掲げるもののいずれにも該当すること。
 - (a) 訴訟の目的の価額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 15 に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
 - (b) 取引規制府令第 50 条第 3 号イに掲げる事項
 - b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合
 - 前 a の (a) に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下同じ。) の場合又は同 (a) に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の (a) から (e) までに掲げるもののいずれにも該当すること。
 - (a) 判決等により上場会社の給付する財産の額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 3 に相当する額未満であると見込まれること。
 - (b) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
 - (c) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
 - (d) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
 - (e) 取引規制府令第 50 条第 3 号ロに掲げる事項
- (3) 特例第 117 条第 2 号 e に掲げる事実
- a 仮処分命令の申立てがなされた場合
 - 次の (a) 及び (b) に掲げるもののいずれにも該当すること。
 - (a) 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度に

においていずれも当該仮処分命令による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第50条第4号イに掲げる事項

b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aの(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下同じ。)の場合又は同(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(d)までのいずれにも該当すること。

(a) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第50条第4号ロに掲げる事項

(4) 特例第117条第2号fに掲げる事実

a 法令に基づく処分を受けた場合

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第50条第5号に定める事項

b 法令違反に係る告発がなされた場合

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の直前連結会計年度の売上高が当該連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

(5) 特例第117条第2号kに掲げる事実

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

b 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額

が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

d 取引規制府令第 50 条第 6 号に定める事項

(6) 特例第 117 条第 2 号 l に掲げる事実

次の a 及び b に掲げるもののいずれにも該当すること。

a 取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

b 取引規制府令第 50 条第 7 号に定める事項

(7) 特例第 117 条第 2 号 m に掲げる事実

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。

b 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

d 取引規制府令第 50 条第 8 号に定める事項

(8) 特例第 117 条第 2 号 n に掲げる事実

次の a 及び b に掲げるもののいずれにも該当すること。

a 発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

b 取引規制府令第 50 条第 9 号に定める事項

(9) 特例第 117 条第 2 号 r に掲げる事実

次の a 及び b に掲げるもののいずれにも該当すること。

a 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

b 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

(10) 特例第 117 条第 2 号 s に掲げる事実

当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。

(11) 特例第 117 条第 2 号 t に掲げる事実

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額が直前連結会計年度の末日における連結純資

産額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。

- 2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この項において同じ。）」と、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。
- (令和 8.3.19 追加)

(会社情報の開示の取扱い)

第 110 条 特例第 117 条及び特例第 118 条の規定に基づき開示すべき内容は、原則として、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 特例第 117 条第 1 号及び特例第 118 条第 1 号に定める事項（以下この項において「決定事実」という。）を決定した理由又は特例第 117 条第 2 号及び特例第 118 条第 2 号に定める事実（以下この項において「発生事実」という。）が発生した経緯
 - (2) 決定事実又は発生事実の概要
 - (3) 決定事実又は発生事実に関する今後の見通し
 - (4) その他本所が投資判断上重要と認める事項
- 2 特例第 117 条第 1 号 a に該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次の各号に掲げる内容を含めるものとする。
- (1) 割当てを受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容
 - (2) 次の a 及び b に掲げる事項（b に掲げる事項については、本所が必要と認める場合に限る。）
 - a 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容
 - b 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見等
 - (3) 大規模な第三者割当に関する取締役会の判断の妥当性を担保する措置を講じる場合は、その内容
 - (4) その他本所が投資判断上重要と認める事項
- (令和 8.3.19 追加)

(子会社等の決定事実に係る軽微基準)

第 111 条 特例第 118 条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第 1 号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

- (1) 特例第 118 条第 1 号 a に掲げる事項

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

 - a 当該株式交換による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
 - b 当該株式交換による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上

高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

- c 当該株式交換による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
- d 当該株式交換による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(2) 特例第 118 条第 1 号 b に掲げる事項

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 当該株式移転による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
- b 当該株式移転による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
- c 当該株式移転による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
- d 当該株式移転による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(3) 特例第 118 条第 1 号 c に掲げる事項

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 当該株式交付による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
- b 当該株式交付による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
- c 当該株式交付による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
- d 当該株式交付による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(4) 特例第 118 条第 1 号 d に掲げる事項

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 当該合併による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
- b 当該合併による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
- c 当該合併による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
- d 当該合併による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(5) 特例第 118 条第 1 号 e に掲げる事項

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 当該会社分割による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
- b 当該会社分割による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
- c 当該会社分割による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
- d 当該会社分割による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(6) 特例第 118 条第 1 号 f に掲げる事項

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
- b 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
- c 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
- d 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(7) 特例第 118 条第 1 号 g に掲げる事項

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 当該解散による連結会社の資産の額の減少額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
- b 当該解散による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
- c 当該解散による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
- d 当該解散による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(8) 特例第 118 条第 1 号 h に掲げる事項

新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当す

る額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が連結会社の直前連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

(9) 特例第 118 条第 1 号 i に掲げる事項

a 業務上の提携を行う場合

当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(a) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が孫会社（施行令第 29 条第 2 号に規定する孫会社をいう。以下同じ。）の設立に該当する場合を除く。）

新会社の設立の予定日から 3 年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率を乗じて得たものがいずれも連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも連結会社の直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

b 業務上の提携の解消を行う場合

当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(a) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の 100 分の 10 に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、相手方の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額と

のいずれか少なくない金額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。

(b) 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合

新会社の直前事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の直前事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが連結会社の直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であること。

(10) 特例第 118 条第 1 号 j に掲げる事項

次の a から h までに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から 3 年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。
- b 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の売上高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から 3 年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の売上高の見込額）が連結会社の直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であること。
- c 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の経常利益金額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から 3 年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の経常利益金額の見込額）が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。
- d 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の当期純利益金額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から 3 年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が連結会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。
- e 上場会社の直前事業年度における孫会社又は新たに孫会社となる会社からの仕入高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から 3 年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該孫会社からの仕入高の見込額）が上場会社の直前事業年度の仕入高の総額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。
- f 上場会社の直前事業年度における孫会社又は新たに孫会社となる会社に対する売上高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から 3 年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該孫会社に対する売上高の見込額）が上場会社の直前事業年度の売上高の総額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。
- g 孫会社又は新たに孫会社となる会社の資本金の額又は出資の額が上場会社の資本金の額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。
- h 子会社等が孫会社取得（上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下この号において同じ。）を行う場合にあっては、孫会社取得に係る対価の額（孫会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この号において同じ。）

に当該孫会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社又は子会社等の業務執行を決定する機関により決定された上場会社による子会社取得又は子会社等による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

(11) 特例第118条第1号kに掲げる事項

a 固定資産を譲渡する場合

次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該固定資産の譲渡による連結会社の資産の額の減少額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が連結会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b 固定資産を取得する場合

当該固定資産の取得による連結会社の資産の額の増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(12) 特例第118条第1号lに掲げる事項

a リースによる固定資産の賃貸を行う場合

連結会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

b リースによる固定資産の賃借を行う場合

当該固定資産のリース金額の総額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(13) 特例第118条第1号mに掲げる事項

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当

期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(14) 特例第118条第1号oに掲げる事項

新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(15) 特例第118条第1号qに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 当該子会社等に係る直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。
- b 当該子会社等の直前事業年度の売上高が連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。
- c 当該子会社等の直前事業年度の経常利益金額が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- d 当該子会社等の直前事業年度の当期純利益金額が連結会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(16) 特例第118条第1号sに掲げる事項

当該子会社等の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(17) 特例第118条第1号tに掲げる事項

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

(18) 特例第118条第1号uに掲げる事項

- a 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限又は財務上の特約が付された社債の償還期限の変更を行う場合
当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。
- b 財務上の特約の内容の変更を行う場合
次の(a)又は(b)のいずれかに該当すること。
 - (a) 当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。
 - (b) 当該財務上の特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微であること。

(令和8.3.19追加)

(子会社等の発生事実に係る軽微基準)

第112条 特例第118条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係

るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

(1) 特例第 118 条第 2 号 a に掲げる事実

次の a から c までに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 3 に相当する額未満であること。
- b 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
- c 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(2) 特例第 118 条第 2 号 b に掲げる事実

a 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 15 に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前 a に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又は前 a に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の (a) から (d) までのいずれにも該当すること。

- (a) 判決等により給付する財産の額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 3 に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(3) 特例第 118 条第 2 号 c に掲げる事実

a 仮処分命令の申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申

立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aに掲げる基準に該当する申立てについての裁判等の場合又は前aに掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(c)までのいずれにも該当すること。

(a) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- (4) 特例第118条第2号dに掲げる事実

- a 法令に基づく処分を受けた場合

法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- b 法令違反に係る告発がなされた場合

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の直前連結会計年度の売上高が当該連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

- (5) 特例第118条第2号hに掲げる事実

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

- b 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- (6) 特例第118条第2号iに掲げる事実

取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各

連結会計年度においていずれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(7) 特例第118条第2号jに掲げる事実

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- b 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(8) 特例第118条第2号kに掲げる事実

発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(9) 特例第118条第2号lに掲げる事実

当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

(10) 特例第118条第2号mに掲げる事実

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

(令和8.3.19追加)

(上場会社の予想値の修正)

第113条 特例第119条第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして定める基準は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

(1) 企業集団の売上高

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。

(2) 企業集団の営業利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

(3) 企業集団の経常利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

(4) 企業集団の純利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

- 2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、同項中「企業集団」とあるのは「上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。
(令和 8.3.19 追加)

(支配株主等に関する事項の開示の取扱い)

第114条 特例第121条に規定する施行規則で定める支配株主等に関する事項とは、次の各号に定める事項をいう。

- (1) 親会社等の商号又は名称、上場会社の議決権に対する当該親会社等の所有割合及び当該親会社等が発行する株券等が上場されている国内の金融商品取引所又は上場若しくは継続的に取引されている外国金融商品取引所等の商号又は名称
- (2) 親会社等が複数ある場合は、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等（影響が同等であると認められるときは、そのすべての会社等）の商号又は名称及び当該会社等が上場会社に与える影響が最も大きいと認められる理由（影響が同等であると認められるときは、その理由）
- (3) 親会社等（親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社等をいうものとする。）が特例第121条第3項の適用を受ける場合（当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者である場合を除く。）には、同項の適用を本所に認められた理由
- (4) 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係
- (5) 支配株主等との取引に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）第8条の10若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第15条の4の2の規定により財務諸表若しくは連結財務諸表に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、次のaからcまでに掲げる者との取引に関する事項をいう。）
 - a 親会社等

- b 支配株主（親会社を除く。）及びその近親者
- c 前bに掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

（発行者情報）

第115条 特例第125条第1項に規定する発行者情報の内容は、証券情報等内閣府令第7条第3項第1号イからハマまでに掲げる事項に関する情報その他の別記第4号様式に掲げる事項に関する情報とする。

- 2 上場会社は、特例第125条第1項に規定する発行者情報を作成するにあたっては、別記第4号様式その他本所が適当と認める様式を用いなければならない。
- 3 発行者情報において求められる財務書類は、特例第109条第6項に規定する会計基準に基づいて作成しなければならない。
- 4 特例第125条第1項及び第2項に規定する公表の方法並びに証券情報等内閣府令第7条第1項第1号、第9条第1号及び第11条第1号に規定する特定取引所規則において定める公表の方法とは、第104条第1項に定める方法とする。この場合において、上場会社は、特例第125条第1項又は第2項の規定により第104条第1項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を本所に提出しなければならない。
- 5 本所は、前項の規定により公表された書類の提出を受けた場合には、当該公表された書類を速やかに本所のウェブサイトに掲載するものとする。
- 6 特例第125条第3項に規定する施行規則で定める監査報告書等は、第103条第6項各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

（令和8.3.19追加）

（上場後の特定証券情報の公表の方法）

第116条 特例第127条第1項及び第2項に規定する施行規則で定める方法は、第104条第1項に定める方法とする。この場合において、上場会社は、特例第127条第1項又は第2項の規定により第104条第1項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を本所に提出しなければならない。

- 2 本所は、前項の規定により公表された書類の提出を受けた場合には、当該公表された書類を速やかに本所のウェブサイトに掲載するものとする。

（令和8.3.19追加）

（非上場逆さ合併の要件）

第117条 特例第130条第1項に規定する施行規則で定める手続きは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 当該非上場逆さ合併に関して特例第117条に規定する開示を行った後速やかに、本所所定の「有価証券継続上場申請書」を提出すること。
- (2) 「有価証券継続上場申請書」には、非上場逆さ合併の相手方となる会社に係る財務書類及びこれに対する監査報告書等（特例第109条第5項に規定する監査報告書等に限る。）を添付すること。
- (3) 「有価証券継続上場申請書」に係る本所の承認を得るまでに、当該非上場逆さ合併につ

いて、株主総会の決議による承認を得ること。
(令和 8.3.19 追加)

(流通市場の機能及び株主の権利の尊重)

第 118 条 特例第 131 条に規定する施行規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とし、上場会社は、当該各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者割当による募集株式等の割当て、株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更
上場会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある行為を行ってはならない。
- (2) M S C B 等の発行
上場会社は、流通市場への影響及び株主の権利に配慮し、M S C B 等の転換又は行使を制限するための措置を講じなければならない。
- (3) 議決権行使を容易にするための環境整備
上場会社は、株主総会における株主の議決権行使を容易にするための環境を整備しなければならない。
- (4) 買収への対応方針の導入
上場会社は、買収への対応方針を導入する場合は、開示の十分性、買収への対応方針の透明性、流通市場の機能及び株主の権利を尊重しなければならない。
- (5) その他の行為
上場会社は、流通市場の機能及び株主の権利を毀損する行為を行ってはならず、これらに悪影響を与えないよう社内体制の整備等に努めなければならない。
(令和 8.3.19 追加)

(株式事務代行機関)

第 119 条 特例第 136 条に規定する本所の承認する株式事務代行機関として施行規則で定める者とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 信託銀行
- (2) 株式会社アイ・アールジャパン
(令和 8.3.19 追加)

(上場に関する料金)

第 120 条 特例第 137 条に規定する新規上場料、年間上場料その他上場に関する料金の額及び支払期限は、別表 1 に定めるところによるものとする。
(令和 8.3.19 追加)

(公表措置)

第 121 条 本所は、次の各号に掲げる場合であって、本所が必要と認めるときは、特例第 138 条第 1 項第 1 号に規定する公表措置を行うことができる。

- (1) 上場会社が特例第 2 編第 3 章第 2 節の規定に違反したと本所が認める場合
- (2) 上場会社が特例第 131 条の規定に違反したと本所が認める場合

(令和 8.3.19 追加)

(改善報告書)

第 122 条 本所は、次の各号に掲げる場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対して、その経緯及び改善措置を記載した特例第 138 条第 1 項第 2 号に規定する改善報告書の提出を求めることができる。

(1) 上場会社が特例第 2 編第 3 章第 2 節の規定に違反したと本所が認める場合

(2) 上場会社が特例第 131 条の規定に違反したと本所が認める場合

2 本所は、前項の規定により提出された改善報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該上場会社に対してその変更を要請し、当該改善報告書の再提出を求めることができる。

3 上場会社は、前 2 項の規定により改善報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該改善報告書の提出を行わなければならない。

4 本所は、上場会社が前項の規定により改善報告書を本所に提出した場合は、当該改善報告書(第 2 項の規定によりその内容が明らかに不十分であると認められた改善報告書を除く。)を公衆の縦覧に供するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(特別注意銘柄)

第 123 条 本所は、特例第 138 条第 1 項の規定により改善報告書を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと本所が認めた場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特別注意銘柄に指定することができる。

2 前項の規定により特別注意銘柄へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から 1 年を経過するごとに、内部管理体制の状況等について記載した本所所定の書面(以下「内部管理体制確認書」という。)の提出を速やかに行わなければならない。

3 本所は、前項の規定により提出された内部管理体制確認書の内容等に基づき内部管理体制等に問題があると認められない場合には、その指定の解除を行う。

4 第 1 項の規定により特別注意銘柄へ指定された上場株券等の発行者である上場会社は、当該上場会社の内部管理体制等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(実効性確保手段における監理銘柄の指定期間)

第 124 条 特例第 138 条第 2 項に規定する監理銘柄への指定期間は、同条第 1 項第 4 号に掲げる措置の検討を開始した日から本所が当該措置を講じるかどうかを認定した日までとする。

(令和 8.3.19 追加)

(上場契約違約金)

第 125 条 本所は、次の各号に掲げる場合において、当該上場会社が本所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと本所が認めるときは、当該上場会社に対して、特例第 138 条第 1 項第 5 号の規定により上場契約違約金の支払いを求めることができる。

- (1) 上場会社が特例第2編第3章第2節の規定に違反したと本所が認める場合
 - (2) 上場会社が特例第131条の規定に違反したと本所が認める場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、上場会社が特例その他の規則に違反したと本所が認める場合
- 2 上場会社は、前項の規定により上場契約違約金の支払いを求められた場合は、次項で定めるところにより、当該上場契約違約金を支払わなければならない。
- 3 前項に定める上場契約違約金の支払いについては、次の各号に定めるところによるものとする。
- (1) 上場契約違約金の金額は、100万円とする。
 - (2) 上場会社は、前号の金額を本所が上場契約違約金の支払いを求めた日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。
 - (3) 上場契約違約金の支払いは、本邦通貨によるものとする。
 - (4) 本所は、上場会社が上場契約違約金を支払期日までに支払わない場合には、当該上場会社に対し、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を100円につき1日4銭の割合によって請求できるものとする。
- (令和8.3.19追加)

(上場廃止日)

- 第126条 特例第138条第4項に規定する上場廃止日は、上場廃止を決定した日から起算して11営業日目の日とする。ただし、本所は、本所が必要と認める場合は、当該日より前の日を上場廃止日とすることができる。
- (令和8.3.19追加)

(担当S—A d v i s e rとの契約解約に伴う上場廃止)

- 第127条 特例第139条第4項に規定する上場廃止日は、上場廃止を決定した日から起算して11営業日目の日とする。ただし、本所は、本所が必要と認める場合は、当該日より前の日を上場廃止日とすることができる。
- (令和8.3.19追加)

(上場廃止申請書)

- 第128条 特例第140条の規定に基づき株券等の上場廃止を申請しようとする上場会社は、上場廃止を希望する日の20営業日前までに、本所に対して本所所定の「上場廃止申請書」を提出しなければならない。この場合において、本所が同意する場合を除き、上場廃止について株主総会の特別決議を経るものとする。
- (令和8.3.19追加)

第3章 債券

(発行者のウェブサイトでの開示内容)

- 第201条 特例第204条第1項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める事項をいう。

- (1) 有価証券報告書の提出義務のない者（第3号に掲げる者を除く。）
 - a 特定証券情報
 - b 発行者情報
 - c 格付業者（特例第210条第1号に規定する「格付業者」をいう。以下同じ。）から取得した新規上場申請に係る債券又は上場債券に係る格付（ただし、新規上場申請に係る債券又は上場債券が第205条第1項に定める保証を受けている場合を除く。）
 - d ESG 評価機関から取得した新規上場申請に係る債券又は上場債券に係る評価等
 - e その他投資判断上重要と認められる事項
- (2) 有価証券報告書の提出義務のある者
 - a 特定証券情報
 - b 有価証券報告書及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書
 - c 格付業者から取得した新規上場申請に係る債券又は上場債券に係る格付（ただし、新規上場申請に係る債券又は上場債券が第205条第1項に定める保証を受けている場合を除く。）
 - d ESG 評価機関から取得した新規上場申請に係る債券又は上場債券に係る評価等
 - e その他投資判断上重要と認められる事項
- (3) 法第3条各号に規定する有価証券に係る新規上場申請者及び発行者
 - a 新規上場申請に係る債券又は上場債券の発行要項
 - b 格付業者から取得した新規上場申請に係る債券又は上場債券に係る格付（ただし、新規上場申請に係る債券又は上場債券が特例第2条第6号dに掲げる有価証券である場合及び第205条第1項に定める保証を受けている場合を除く。）
 - c ESG 評価機関から取得した新規上場申請に係る債券又は上場債券に係る評価等
 - d その他投資判断上重要と認められる事項
- (4) 法27条の31第1項に定める特定勧誘等を行わずに公募債の新規上場申請を行う場合には、(2)a中「特定証券情報」とあるのを「当該公募債に係る有価証券届出書の写し又は発行登録書及び発行登録追補書類の各写し」と読み替えて同規定を適用する。

（上場契約書）

第202条 特例第206条第1項に規定する「上場契約書」は、本所指定様式によるものとする。

（新規上場申請に係る提出書類等）

第203条 特例第207条第2項第1号に規定する特定証券情報の内容は、証券情報等内閣府令第2条第2項第1号イからニまでに掲げる事項（新規上場申請者が既に1年間継続して開示府令第9条の3第2項に規定する有価証券報告書を提出している場合は、その旨並びに証券情報等内閣府令第2条第2項第1号イ及びロに掲げる事項）に関する情報（債券が特定有価証券に該当する場合には、同項第2号イからニまでに掲げる事項に関する情報）とする。

- 2 新規上場申請者は、特例第207条第2項第1号に規定する特定証券情報を作成するにあたっては、本所指定様式その他本所が適当と認める様式を用いなければならない。
- 3 特例第207条第2項第2号に規定する「新規上場申請に係る宣誓書」は、本所指定様式に

よるものとする。

- 4 特例第 207 条第 3 項に規定する施行規則で定める監査報告書等は、監査法人の「無限定適正意見」又はこれに準ずる意見が記載されたものであり、かつ、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。
 - (1) 日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準又はこれと同等の基準に準拠して実施された監査の結果が記載されたものであること。
 - (2) 法第 193 条の 2 に規定する監査証明に相当すると認められる証明、又はこれらと同等のものが記載されたものであること。
 - (3) 監査法人によって作成されたものであること。
 - (4) 最近の事業年度又は連結会計年度に係るものであること。
- 5 特例第 207 条第 4 項に規定する施行規則で定める会計基準とは、当取引所が日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準の 3 基準のいずれかと同等であると認めた基準をいい、新規上場申請者及び上場債券の発行者は、当該基準に基づいて特定証券情報において求められる財務書類を作成する場合には、当該基準における会計処理の原則及び手続きと当該 3 基準のいずれかにおける会計処理の原則及び手続きとの差異の内容につき開示しなければならない。
- 6 特例第 208 条第 5 項に規定する「新規上場申請に係る債券の発行要項」の内容は、本所指定様式の第一部【証券情報】に相当する情報とする。

(新規上場申請時の公表の方法)

第 204 条 特例第 208 条第 1 項及び第 2 項に規定する施行規則で定める方法は、次の各号に掲げる掲載のいずれかを継続して行う方法とする。

- (1) 本所のウェブサイトへの掲載
 - (2) 新規上場申請者の情報を掲載するウェブサイトへの掲載
- 2 特例第 208 条第 3 項及び第 4 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項に規定する方法は、前項に定める方法とする。
 - 3 新規上場申請者は、特例第 208 条第 1 項、第 2 項、第 3 項又は第 4 項に規定された情報を第 1 項第 2 号の方法により公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を本所に提出しなければならない。
 - 4 本所は、前項の規定により公表された書類の提出を受けた場合には、当該公表された書類を速やかに本所のウェブサイトに掲載するものとする。

(上場適格性要件)

第 205 条 特例第 210 条第 1 号に規定する施行規則で定める要件とは、当該債券が特例第 2 条第 6 号 d に掲げる有価証券であること又は国、国内の地方公共団体若しくは本所が適当と認める金融機関による保証を受けていることをいう。

- 2 特例第 210 条第 2 号に規定する「本所が定める E S G 評価機関」とは、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) I C M A の外部レビュアーとして登録されていること

- (2) C B I 認定検証者として登録されていること
- (3) 環境省のグリーンファイナンスサポーターズ制度における発行支援者（レビュー部門）として登録されていること
- 3 特例第 210 条第 3 号に規定する「主幹事証券会社リスト」への登録は、当該リストへの登録を希望する者からの申請を受け、本所が当該者のこれまでの債券の引受実績等を勘案して行うものとする。
- 4 本所は、本所が必要と認める場合には、特例第 210 条第 3 号に規定する「主幹事証券会社リスト」に登録された者の登録を取り消すことができる。
- 5 特例第 210 条第 3 号に規定する施行規則で定める要件とは、本所が適当と認める金融機関が当該債券の総額を購入していることをいう。

（重要な発行者等の情報の開示）

第 206 条 特例第 213 条の規定に基づき開示すべき内容は、次の各号に掲げる事項であつて、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼし得るものとする。

- (1) 上場債券の発行者等が開示すべき事項を決定した理由又は開示すべき事項が発生した経緯
- (2) 開示すべき事項の概要
- (3) 開示すべき事項の今後の見通し
- (4) その他投資判断上重要と認められる事項

（発行者情報）

第 207 条 特例第 215 条第 1 項に規定する発行者情報の内容は、証券情報等内閣府令第 7 条第 3 項第 1 号イからハまでに掲げる事項に関する情報（債券が特定有価証券に該当する場合には、同項第 2 号イからハまでに掲げる事項に関する情報）とする。

- 2 上場債券の発行者は、特例第 215 条第 1 項に規定する発行者情報を作成するにあたっては、本所指定様式その他本所が適当と認める様式を用いなければならない。
- 3 特例第 215 条第 1 項に規定する発行者情報において求められる財務書類は、特例第 207 条第 3 項の規定に準じて作成するものとする。
- 4 上場債券の発行者は、特例第 215 条第 1 項に規定する本所の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書その他本所が必要と認める書類を、本所に提出しなければならない。
 - (1) 当該発行者情報の提出に関して当該承認を受けようとする期間
 - (2) 当該承認を受けようとする発行者情報に係る事業年度終了の日
 - (3) 当該発行者情報の提出に関して当該承認を必要とする理由
- 5 本所は、前項の承認の申請があつた場合において、同項第 3 号に規定する理由がやむを得ないものと認める場合は、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後 3 か月以内（直前事業年度に係る発行者情報の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度までの各事業年度に係る発行者情報に

ついて、承認をするものとする。

- 6 上場債券の発行者は、前項の規定による承認を受けた場合には、第 204 条第 1 項に定める方法により、直ちにその旨を公表するものとする。
- 7 本所は、第 4 項第 3 号に規定する理由が消滅した場合又は変更があった場合には、承認した提出期限を変更する又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。
- 8 上場債券の発行者は、前項に規定する理由の消滅又は変更があった場合には、直ちに本所に対してその旨を報告するとともに、第 204 条第 1 項に定める方法により公表するものとする。
- 9 上場債券の発行者は、第 6 項又は前項の規定により第 204 条第 1 項第 2 号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を本所に提出しなければならない。
- 10 本所は、前項の規定により公表された書類の提出を受けた場合には、当該公表された書類を速やかに本所のウェブサイトに掲載するものとする。
- 11 特例第 215 条第 1 項及び第 2 項に規定する公表の方法並びに証券情報等内閣府令第 7 条第 1 項第 1 号、第 9 条第 1 号及び第 11 条第 1 号に規定する特定取引所規則において定める公表の方法は、第 204 条第 1 項又は第 2 項に定める方法とする。この場合において、上場債券の発行者は、特例第 215 条第 1 項又は第 2 項の規定により第 204 条第 1 項第 2 号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を本所に提出しなければならない。
- 12 本所は、前項の規定により公表された書類の提出を受けた場合には、当該公表された書類を速やかに本所のウェブサイトに掲載するものとする。
- 13 特例第 215 条第 3 項に規定する施行規則で定める監査報告書等は、第 203 条第 4 項各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

(上場に関する料金)

第 208 条 特例第 218 条に規定する新規上場料その他上場に関する料金の額及び支払期限は、別表 2 に定めるところによるものとする。

(令和 8.3.19 変更)

(改善報告書)

第 209 条 本所は、上場債券の発行者が特例第 3 編第 3 章第 1 節の規定に違反したと本所が認める場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場債券の発行者に対して、その経緯及び改善措置を記載した特例第 219 条第 1 項第 1 号に規定する改善報告書の提出を求めることができる。

2 本所は、前項の規定により提出された改善報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該上場会社に対してその変更を要請し、当該改善報告書の再提出を求めることができる。

3 上場債券の発行者は、前 2 項の規定により改善報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該改善報告書の提出を行わなければならない。

4 本所は、上場債券の発行者が前項の規定により改善報告書を本所に提出した場合は、当該改善報告書(第 2 項の規定によりその内容が明らかに不十分であると認められた改善報告書

を除く。)を公衆の縦覧に供するものとする。

(違約金)

第 210 条 本所は、次の各号に掲げる場合において、当該上場債券の発行者が本所の市場に対する投資者の信頼を毀損したと本所が認めるときは、当該上場債券の発行者に対して、特例第 219 条第 1 項第 2 号の規定により違約金の支払いを求めることができる。この場合には、本所はその旨を公表するものとする。

(1) 上場債券の発行者が特例第 2 編第 3 章第 1 節の規定に違反したと本所が認める場合

(2) 上場債券の発行者が特例その他の規則に違反したと本所が認める場合

2 上場債券の発行者は、前項の規定により違約金の支払いを求められた場合は、次項で定めるところにより、当該違約金を支払わなければならない。

3 前項に定める違約金の支払いについては、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 違約金の金額は、100 万円とする。

(2) 上場債券の発行者は、前号の金額を本所が違約金の支払いを求めた日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(3) 違約金の支払いは、本邦通貨によるものとする。

(4) 本所は、上場債券の発行者が違約金を支払期日までに支払わない場合には、当該上場債券の発行者に対し、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を 100 円につき 1 日 4 銭の割合によって請求できるものとする。

(実効性確保手段における監理銘柄の指定期間)

第 211 条 特例第 219 条第 3 項に規定する監理銘柄への指定期間は、同条第 1 項第 3 号に掲げる措置の検討を開始した日から本所が当該措置を講じるかどうかを認定した日までとする。

(上場廃止の取扱い)

第 212 条 上場債券の発行者は、特例第 220 条第 2 項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当するおそれがあると判断した場合には、直ちに本所に対してその旨を報告するものとする。

2 特例第 220 条第 2 項第 1 号に掲げる場合には、第 214 条第 2 号に定める日の 14 日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）に当該場合に該当するものとして取り扱う。

3 特例第 220 条第 2 項第 2 号に掲げる場合には、当該上場債券の発行者から、当該償還を行う旨の決定に係る書面による報告を受けた時に当該場合に該当するものとして取り扱う。

(監理銘柄の指定期間)

第 213 条 特例第 220 条第 3 項に規定する監理銘柄への指定期間は、本所が必要と認めた日から本所が同条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当するかどうかを認定した日までとする。

(上場廃止日の取扱い)

第 214 条 特例第 220 条第 4 項に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄

の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、本所は、本所が必要と認める場合は、当該日より前の日を上場廃止日とすることができる。

(1) 特例第 220 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 4 号から第 6 号までに掲げる場合に該当することとなった銘柄

本所がその都度定める日

(2) 特例第 220 条第 2 項第 1 号に掲げる場合に該当することとなった銘柄

最終償還期限から起算して 4 日前（休業日を除外する。）の日

(3) 特例第 220 条第 2 項第 2 号に掲げる場合に該当することとなった銘柄

繰上償還の日（繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の繰上償還の日）から起算して 4 日前の日

(4) 特例第 220 条第 2 項第 3 号に掲げる場合に該当することとなった銘柄

吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して 3 日前の日

第 4 章 S—A d v i s e r

（S—A d v i s e r 資格の取得申請書等）

第 301 条 特例第 302 条第 2 項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 定款

(2) 事業報告書又はそれに準ずるもの及びそれらに添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書

(3) その他本所が必要と認める書類

（令和 8.3.19 追加）

（コーポレート・ファイナンス助言業務に関する事業実績）

第 302 条 特例第 304 条第 1 項第 1 号に規定する施行規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 新設合併、株式移転又は新設分割によって設立された会社であつて、当該会社と新設合併、株式移転又は新設分割を行う前の会社において通算して 2 年間のコーポレート・ファイナンス助言業務に関する事業実績を有する場合

(2) 吸収合併、吸収分割、事業譲受けその他の方法により、通算して 2 年間のコーポレート・ファイナンス助言業務に関する事業実績を有する事業部門等を承継する場合

(3) 人的構成に照らして前 2 号に規定する事業実績を有すると本所が認める場合

(4) その他本所が適当と認める場合

（令和 8.3.19 追加）

（S—A d v i s e r との契約）

第 303 条 特例第 305 条第 1 項に規定する施行規則で定める「S—A d v i s e r 契約書」は、別記第 5 号様式によるものとする。

（令和 8.3.19 追加）

(新規登録料)

第 304 条 特例第 305 条第 3 項に規定する施行規則で定める新規登録料の額は、80 万円（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、本所会員の新規登録料の額は、60 万円とする。

(令和 8.3.19 追加)

(担当会社からの独立性維持義務等)

第 305 条 S—A d v i s e r は、担当会社との間で、特例第 312 条に規定する独立性を維持し、かつ利益相反なしに行動するための十分な牽制・管理体制を備えていること（S—A d v i s e r 内部において適切な情報隔壁を敷くことを含むが、これに限らない。）を、本所に対して確信させなければならない。

2 本所は、S—A d v i s e r が担当会社との間で、独立性を維持できない又は利益相反なしに行動できないおそれのある場合（特例第 312 条第 1 項各号に掲げる事項に違反するおそれがある場合を含むが、これに限らない。）は、個別の事情に応じて、S—A d v i s e r が適切に行動できるか否かについて調査及び検討を行う。

(令和 8.3.19 追加)

(担当会社との適切な契約の内容)

第 306 条 特例第 313 条に規定する施行規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 契約の相手方から受領した情報の非開示及び不適切な利用の禁止
- (2) 特例に基づく義務を履行するために S—A d v i s e r に生じる義務
- (3) 特例第 2 編の規定を遵守するために担当会社に生じる義務
- (4) S—A d v i s e r が特例に基づく義務を履行するために必要となる担当会社の義務並びに担当会社の業務及び組織の変更等を S—A d v i s e r に通知するために必要となる担当会社の義務
- (5) 費用、通知、解約等に関する事項
- (6) S—A d v i s e r と担当会社との間の連絡手続
- (7) 契約の解約に係る S—A d v i s e r 及び担当会社の事前催告義務（催告は、原則として、解約の 1 か月以上前に行うことを要する。）
- (8) その他本所が必要と認める事項

(令和 8.3.19 追加)

(上場適格性に係る宣誓書)

第 307 条 S—A d v i s e r は、特例第 314 条に規定する「上場適格性に係る宣誓書」を別記第 6 号様式により、「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を別記第 7 号様式により、それぞれ作成するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(年間登録料)

第 308 条 特例第 323 条に規定する年間登録料の額は、4 月から翌年 3 月までの期間に対応するものとして、担当上場会社の数に 18 万円を乗じた額（担当上場会社がない場合は、12 万円）とする。

2 前項の計算において、上場会社が複数の銘柄を上場している場合には、それぞれ別の会社として取り扱う。

3 年間登録料は、前年 12 月末日の担当上場会社の数により計算し、4 月末日までに納入するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(報告事項)

第 309 条 特例第 325 条第 2 項に規定する施行規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 特例第 302 条第 2 項に規定する「S—A d v i s e r 資格取得申請書」の記載事項に変更があったとき。

(2) 特例第 302 条第 2 項の規定に従い本所に提出された第 301 条第 3 号に掲げる書類に記載された、経営体制又は S—A d v i s e r の業務における運用及び管理体制に関する内容について変更があったとき。

(3) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始若しくは特別清算開始の原因となる事実が生じ若しくはそのおそれがある状態となったとき、又はこれらの申立てを行ったとき若しくは申立てが行われた事実を知ったとき。

(4) 定款の変更があったとき。

(5) 大株主上位 10 名（自己又は他人の名義をもって所有する株式の数が多い順に 10 名の株主をいう。）に関し変更があったとき。

(6) 特例第 327 条第 1 項に規定する法令等に違反し、又は行政官庁より改善指示等を受けたとき若しくは行政官庁に対し改善策等を報告したとき。

(7) S—A d v i s e r の業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすような訴訟、仲裁、調停その他苦情処理・紛争解決手続きが行われ、又はかかる悪影響を及ぼすような判決、決定、命令その他苦情処理・紛争解決があったとき。

(令和 8.3.19 追加)

(S—A d v i s e r に対する措置等の手続)

第 310 条 本所は、特例第 327 条第 1 項に規定する S—A d v i s e r 資格の取消しを行おうとする場合又は同条第 2 項各号に掲げる措置を講じようとする場合には、当該取消し又は措置の対象となる S—A d v i s e r に対して、あらかじめ意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与するものとする。ただし、本所は、本所の市場の適切な運営に必要であると認めるときは、意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与しないで、当該措置を講じることができる。

2 本所は、前項の規定による意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与するときは、相当な期間において、措置の対象となるべき S—A d v i s e r に対して、次の各号に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) 予定される措置の内容

(2) 本所の認定した事実及びこれに対する法令等の適用

(3) 本所に対し、前 2 号に掲げる事項について、意見を述べること及び証拠を提出すること

ができる旨並びにそれらの期限

3 前項の場合において、意見が述べられ又は証拠が提出されたときは、本所は、その検討を行うものとする。

4 本所は、特例第 327 条第 1 項に定めるところにより S—A d v i s e r 資格の取消しを決定したとき又は同条第 2 項各号に掲げる措置を講じることを決定したときは、当該資格の取消し又は措置の対象とする S—A d v i s e r にその内容及び理由を書面により通知するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(異議の申立手続)

第 311 条 S—A d v i s e r は、特例第 328 条第 1 項に規定する異議の申立てを行う場合には、前条第 4 項に規定する通知が行われた日から 10 営業日以内に、異議の対象となる措置の内容及び異議の理由を記載した書面をもって行うものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(S—A d v i s e r の資格の喪失申請書の記載事項)

第 312 条 特例第 329 条に規定する S—A d v i s e r 資格の喪失の申請は、喪失の申請を行う者が、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の「S—A d v i s e r 資格の喪失に係る申請書」を本所に提出して行うものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 代表者名
- (4) 全 S—Q S の氏名
- (5) S—A d v i s e r 資格の喪失の申請の理由

2 前項の「S—A d v i s e r 資格の喪失に係る申請書」には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) S—A d v i s e r 資格の喪失の申請に係る取締役会議事録の写し
- (2) S—A d v i s e r 資格の喪失に係る日程表
- (3) 担当上場会社の取扱いについて記載した資料
- (4) その他本所が必要と認める書類

(令和 8.3.19 追加)

付 則

この規則は、令和 7 年 9 月 10 日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、令和 8 年 3 月 19 日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、本市場の売買は、令和 8 年 6 月 1 日以後の本所が定める日からとする。

(注)「本所が定める日」は、令和8年6月30日

別表 1-1

上場に関する料金

料金	金額	支払期日
1. 新規上場料（合併等により、新設会社等が本所の市場に再上場する場合を除く。）	別表 1-2 のとおり	上場日の属する月の翌月末日まで
2. 新規上場料（合併等により、新設会社等が本所の市場に再上場する場合）（注 1）	（新規上場した会社の上場日における上場時価総額－上場廃止となった会社の上場廃止前における上場時価総額）× 2 / 10,000（上限 1,000 万円）	同上
3. 新規上場時の新株発行等（注 2）に伴う料金	①（新株が発行された価格×発行された株式数× 2 / 10,000） ＋ ②（既存の株式が売り出された価格× 売り出された株式数× 1 / 10,000）	同上
4. 年間上場料（注 3）（注 4）	上場日の属する年を 1 年目として ① 1 年目から 5 年目まで ・・・年間 24 万円 ② 6 年目から 10 年目まで ・・・年間 36 万円 ③ 11 年目以降 ・・・年間 48 万円	(1) 上場会社は、支払相当額を、(2)の取扱いを除き、半期ごとに以下の期日までに支払うものとする。 ・ 4 月から 9 月までの期間分を 9 月末日まで ・ 10 月から翌年 3 月までの期間分を 3 月末日まで (2) 新規上場した会社の場合、新規上場日が 2 月又は 8 月に属するときは、上場後最初に到来する支払期日に係る年間上場料の支払いについては、当該支払期日の経過後最初に到来する支払期日までに行うものとする。
5. 上場後の新株発行等に伴		

う料金		
(1) 上場後の新株発行等の場合（下記(2)及び(3)に掲げる場合を除く。）	①（新株が発行された価格×発行された株式数×2／10,000）※本邦内における勧誘に伴い上場する株式数 ＋ ②（自己株式が処分された価格×処分された株式数×1／10,000） ※本邦内において処分された株式数 ＋ ③（株式が売り出された価格×売り出された株式数×1／10,000） ※本邦内における勧誘に伴い上場する株式数	新株が発行された月の翌月末日まで
(2) 他の種類の株式への転換が行われる株式が転換された結果、上場株式が新たに発行された場合	転換価格×転換により発行された新株数×2／10,000	上場会社は、1月1日から6月末日までに行われた新規発行についてはその年の9月末日までに、7月1日から12月末日までに行われた新規発行については翌年の3月末日までに支払う
(3) 新株予約権の権利行使の結果、上場株式が新たに発行された場合	新株予約権の行使価格×行使により発行された新株数×2／10,000	同上
6. 会社又は事業等の取得等を目的とした新株発行又は自己株式の交付に伴う料金	会社又は事業等の取得等を目的として発行された株式数及び交付された自己株式数の合計株式数×払込日の終値×1／10,000	新株が発行又は自己株式が交付された月の翌月末日まで

(注1)

- a 新規上場した会社の上場日における上場時価総額は、上場日の売買立会における最終価格（特別気配値段を含む。上場日において最終価格が示されていない場合には、上場日後最初に最終価格が示された日の最終価格とする。）に、上場日（上場日において最終価格（特別気配値段を含む。）が示されていない場合には、上場日後最初に最終価格が示された日）における上場株式数を乗じて得た額とする。
- b 上場廃止となった会社の上場廃止前における上場時価総額は、上場廃止前の売買最終

日の売買立会における最終価格（特別気配値段を含む。該当する日に最終価格が示されていない場合には、その日前における直近の日の最終価格とする。）に、当該売買最終日における上場株式数を乗じて得た額とする。

- c 上場廃止となった会社が複数ある場合には、上場廃止前における上場時価総額が最も大きい会社の当該上場時価総額により算定する。
- d 本所が適当と認める場合には、a 及び b の規定にかかわらず、独立した第三者が算定した株価等を用いることができる。

(注 2)

新規上場申請日から上場日までの間における新株発行等をいう。

(注 3)

- a 新規上場した会社の年間上場料は、上場後最初に到来する支払期日に係る年間上場料については、上場日の属する月の翌月から起算して月割り計算を行うものとする。
- b 上場廃止の際の年間上場料については、上場会社は、年間上場料を月割計算した額を支払えば足りるものとする。この場合において、本所は、上場廃止の決定日の属する月の初日に上場廃止されたものとみなし、当該日の属する月以降に相当する年間上場料を返戻する（当該返戻金には利息を付さない。）。

(注 4)

上場会社は、該当金額に T D n e t 利用料 12 万円を加算した金額を年間上場料として支払う。

(注 5)

上場廃止の際の「上場後の新株発行等に伴う料金」（2）及び（3）に掲げる場合の料金については、上場会社は、本所が指定する日までに発行された新株について料金を支払えば足りるものとする。

(注 6)

新株予約権証券に係る料金は、新規上場料のみとする。

(注 7)

- a 上表で算出した金額について、100 円未満の金額は切り捨てるものとする。
- b 前 a により算出した額に消費税額及び地方消費税額を加算（新規上場申請者又は上場会社が外国の者である場合を除く。）して支払うものとする。
- c 料金の支払いは、本邦通貨によるものとする。
- d 本所は、新規上場申請者又は上場会社がこの別表 1 に規定する料金を支払期日までに支払わない場合には、当該新規上場申請者又は上場会社に対し、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を 100 円につき 1 日 4 銭の割合によって請求できるものとする。

(注 8)

上場会社は、上場廃止の際に支払期限の到来していない料金について、上場廃止日の前日又は本所が別途指定する日までに支払うものとする。

別表 1 - 2

新規上場料の額については以下のとおり定めるものとする（全て消費税抜き）。

	資金調達の有無	
	資金調達あり	資金調達なし
以下の条件※に該当する	150 万円	200 万円
以下の条件※に該当しない	200 万円	250 万円

※以下の「事業領域」から、

「年間売上」の 50%以上 若しくは

「年間利益」の 50%以上 を得ているか、

「年間投資額」の 50%以上を当該事業に投じている場合。

（直近 1 年間のセクター別売上高、営業利益等を確認する）

1. 再生可能エネルギー・環境関連事業

	具体的な事業内容の例
再生可能エネルギー関連事業	風力発電事業、太陽光発電事業、水力発電事業、地熱発電事業、バイオマス発電事業、 上記に関する保守を行う事業など
省エネルギー推進事業	省エネ設備の製造・導入を行う事業、省エネに関するコンサルティングを行う事業 など
環境改善に資する事業	二酸化炭素の回収・貯留に関わる事業、水浄化設備の製造、設置及びそれらに関する保守を行う事業 など
環境配慮型製品・サービスに関わる事業	水素の製造販売、SAF、EV、バッテリー（蓄電池）、環境配慮型建材、環境配慮型住宅、環境配慮型ビル及びこれらに関わるサービス業など
リサイクルに関する事業	プラスチック・金属・紙などの再資源化を行う事業 など
環境に関するコンサルティング事業	環境影響評価、環境経営コンサルティング、環境データ分析、環境報告支援 などに関わる事業 など
環境投資関連事業	環境スタートアップへの投資事業、環境ファイナンスへの支援事業など

2. 農林水産業

	具体的な事業内容の例

耕種農業全般	米作農業、米作以外の穀作農業、野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）、果樹作農業、花き作農業、工芸農作物農業、ばれいしょ・かんしょ作農業、その他の耕種農業 など
畜産農業全般	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業、畜産類似業、養蚕農業、その他の畜産農業
農業サービス業	穀作サービス業、野菜作・果樹作サービス業、穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業、畜産サービス業（獣医業を除く）
園芸サービス業	園芸サービス業
林業	育林業、素材生産業、製薪炭業、その他の特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）、育林サービス業、素材生産サービス業、山林種苗生産サービス業、その他の林業サービス業
漁業・養殖業	底びき網漁業、まき網漁業、刺網漁業、釣・はえ縄漁業、定置網漁業、地びき網・船びき網漁業、採貝・採藻業、捕鯨業、その他の海面漁業、内水面漁業、魚類養殖業、貝類養殖業、藻類養殖業、真珠養殖業、種苗養殖業、その他の海面養殖業、内水面養殖業
上記①～⑥にかかる製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、砂糖・でんぷん糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、 など

3. デジタルインフラ関連事業

	具体的な事業内容の例
① 生成 AI 関連	AI 開発・提供、AI 導入支援・カスタマイズ、AI 教育・コンサルティング など
② 半導体生産	半導体設計・開発、半導体製造、半導体製造装置の製造、半導体材料の供給、半導体工場の運営・メンテナンス
③ データセンター関連事業	データセンターの建設・設計、データセンターの運用・管理、データセンターサービスの提供、データセンターにかかる環境対応、エネルギー管理 など

4. 宿泊業・飲食業

	具体的な事業内容の例
① 宿泊業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿、リゾートクラブ など
② 飲食業	食堂、レストラン（専門料理店を除く）、日本料理店、料亭、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、その他の専門料理店、そば・うどん店、

	すし店、喫茶店、ハンバーガー店、お好み焼き・焼きそば・たこ焼店など
③ 持ち帰り・配達飲食業	持ち帰り飲食サービス業・配達飲食サービス業、施設給食業

5. 上記1～4の事業に該当する企業に対する売上が「年間売上高の50%以上」である事業体

	具体的な事業内容の例
① 再生可能エネルギー・環境関連事業に該当する企業に対する売上が年間売上の50%以上の企業	再生可能エネルギー・環境関連事業を行う事業体に対し、製品の製造・販売、設備納入、建設、運送、サービスなどを提供する企業
② 農林水産業及び農林水産物にかかる製造を行う企業に対する売上が年間売上の50%以上の企業	農林水産業及び農林水産物にかかる製造を行う事業体に対し、製品の製造・販売、設備納入、建設、運送、サービスなどを提供する企業
③ デジタルインフラ関連事業に該当する企業に対する売上が年間売上の50%以上の企業	生成AI関連・半導体生産・データセンター関連事業を行う事業体に対し、製品の製造・販売、設備納入、建設、運送、サービスなどを提供する企業
④ 宿泊業・飲食業に該当する企業に対する売上が年間売上の50%以上の企業	宿泊業・飲食業・持ち帰り・配達飲食業を行う事業体に対し、製品の製造・販売、設備納入、建設、運送、サービスなどを提供する企業

別表 2

ESG 債券の上場に関する料金

種別	金額	支払期日
新規上場手数料	50 万円	上場日の属する月の翌月末日
(年間) 上場維持手数料	5 万円	第 1 回支払日は上場日の属する月の 1 年応当月の末日 (前 1 年分の手数料)

(注 1) 上表の記載にかかわらず、本所は、市場の活性化のために必要があると認める場合は、本所が定めるところにより、一定の期間において、上場に関する料金を変更することができる。この場合は、あらかじめその旨を本所のウェブサイトへ掲載するものとする。

(注 2)

- a 上表で算出した金額について、100 円未満の金額は切り捨てるものとする。
- b 前 a により算出した額に消費税額及び地方消費税額を加算 (新規上場申請者又は上場債券の発行者が外国の者である場合を除く。) して支払うものとする。
- c 料金の支払いは、本邦通貨によるものとする。
- d 本所は、上場債券の発行者がこの別表 2 に規定する料金を支払期日までに支払わない場合には、上場債券の発行者に対し、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を 100 円につき 1 日 4 銭の割合によって請求できるものとする。

(注 3) 上場債券の発行者は、上場廃止の際に支払期限の到来していない料金について、上場廃止日の前日又は本所が別途指定する日までに支払うものとする。

(注 4) ESG 債として対象となる債券とは、下記のいずれかとする。

1. Team Sapporo-Hokkaido が創設する『TSH グリーンファイナンスフレームワーク』により評価を受けた債券
2. ESG 評価機関による ESG 評価を受けた債券
(例: グリーンボンド、トランジションボンド等)

(別記第1号様式)

上場契約書

年 月 日

証券会員制法人札幌証券取引所

理事長 殿

本店所在地 _____

商号又は名称 _____ 印

代表者の役職氏名 _____ 印

_____ (以下「当社」という。)は、その発行する株券等を上場するについて、証券会員制法人札幌証券取引所 (以下「貴取引所」という。)が定めた下記の事項を承諾します。

記

1. 貴取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定 (以下「諸規則等」という。)のうち、当社及び上場される会社の株券等 (以下「上場株券等」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。
2. 諸規則等に基づいて、貴取引所が行う上場株券等に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。
3. 本契約から生じる又は上場株券等に関する当社と貴取引所との間の一切の訴訟等については、札幌地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすること。

以上

(別記第2号様式)

新規上場申請に係る宣誓書

年 月 日

証券会員制法人札幌証券取引所

理事長 殿

本店所在地 _____

商号又は名称 _____ 印

代表者の役職氏名 _____ 印

_____ (以下「当社」という。)は、証券会員制法人札幌証券取引所 (以下「貴取引所」という。) への新規上場申請に関し、下記のとおり宣誓します。

記

1. 新規上場申請及び上場適格性の調査・確認において貴取引所又はS - A d v i s e rに提出する書類には、必要となる内容を漏れなく記載しており、かつ、記載した内容はすべて真実です。
2. 前項の規定又は貴取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定 (以下「諸規則等」という。) について違反事実が判明した場合には、それに関して貴取引所が行う一切の措置に対して異議を申し立てません。
3. 当社は、諸規則等に基づく権利・義務等に関して、S - A d v i s e rその他の適切な専門家から助言及び指導を受けており、その内容を理解して同意いたします。
4. 当社は、前項に規定する専門家からの助言及び指導に従って適切に行動しており、かつ今後も適切に行動いたします。

以上

(別記第3号様式)

特定証券情報

【表紙】

【公表書類】 特定証券情報

【公表日】 年 月 日

【発行者の名称】 (3)

【代表者の役職氏名】 (4)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 S-Adviser の名称】 (5)

【担当 S-Adviser の代表者の役職氏名】

【担当 S-Adviser の本店の所在の場所】

【担当 S-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【有価証券の種類】 (6)

【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】 (7)

【取引所金融商品市場等に関する事項】 (8)

【安定操作に関する事項】 (9)

【公表されるホームページのアドレス】 (10)

【投資者に対する注意事項】 (11)

- 1 Sapporo PRO Frontier Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、Sapporo PRO Frontier Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第二部 第3-4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 Sapporo PRO Frontier Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、Sapporo PRO Frontier Marketにおいては、S-Adviserが重要な役割を担います。Sapporo PRO Frontier Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するS-Adviserを選任する必要があります。S-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助

言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、札幌証券取引所のホームページ等に掲載される S a p p o r o P R O F r o n t i e r M a r k e t に係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 札幌証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【証券情報】

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1【新規発行株式】(12)

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数	内容

2【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

(1)【特定投資家向け取得勧誘の方法】(13)

形態	発行数	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)
計（総発行株式）			

(2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】(14)

額面・無額面の別	発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地

--	--

3 【株式の引受け】 (15)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
計	—		—

4 【新規発行新株予約権証券】 (16)

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

(2) 【新株予約権の内容等】

(3) 【新株予約権証券の引受け】

5 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】 (17)

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

(2) 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の内容等】

(3) 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の引受け】

6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行等による手取金の額】 (18)

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)

(2) 【新規発行等の理由及び手取金の使途】 (19)

第2 【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

1 【売付け有価証券】 (20)

(1) 【売付け株式】

記名・無記名の別、 額面・無額面の別及 び種類	売付け数	売付け価額の総額 (円)	売付けに係る株式の所 有者の住所及び氏名又 は名称

(2) 【売付け新株予約権証券】

売付け数	売付け価額の総額 (円)	売付けに係る新株予約権証券 の所有者の住所及び氏名又は 名称

(新株予約権の内容等)

(3) 【売付け預託証券及び売付け有価証券信託受益証券】

売付け数	売付け価額の総額 (円)	売付けに係る預託証券又は有 価証券信託受益証券の所有者 の住所及び氏名又は名称

(預託証券又は有価証券信託受益証券の内容等)

2 【売付けの条件】 (21)

売付け価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場 所	売付けの委 託を受けた 者の住所及 び氏名又は 名称	売付けの委 託契約の内 容

第3 【第三者割当の場合の特記事項】 (22)

1 【割当予定先の状況】 (23)

2 【株券又は新株予約権証券の継続所有】 (24)

3 【発行条件に関する事項】 (25)

4 【大規模な第三者割当に関する事項】 (26)

5 【第三者割当後の株主の状況】 (27)

- 6 【大規模な第三者割当の必要性】 (28)
- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 (29)
- 8 【その他参考になる事項】 (30)

第4 【その他の記載事項】 (31)

第二部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

- 1 【会社制度等の概要】 (32)
 - (1) 【発行者の属する国・州等における会社制度】
 - (2) 【発行者の定款等に規定する制度】
- 2 【外国為替管理制度】 (33)
- 3 【課税上の取扱い】 (34)

第2 【企業の概況】

- 1 【主要な経営指標等の推移】 (35)
- 2 【沿革】 (36)
- 3 【事業の内容】 (37)
- 4 【関係会社の状況】 (38)
- 5 【従業員の状況】 (39)

第3 【事業の状況】

- 1 【業績等の概要】 (40)
- 2 【生産、受注及び販売の状況】 (41)
- 3 【対処すべき課題】 (42)
- 4 【事業等のリスク】 (43)
- 5 【重要な契約等】 (44)
- 6 【研究開発活動】 (45)
- 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (46)

第4 【設備の状況】

- 1 【設備投資等の概要】 (47)
- 2 【主要な設備の状況】 (48)
- 3 【設備の新設、除却等の計画】 (49)

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】(50)

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数	未発行株式数	発行数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計					—

(2)【新株予約権等の状況】(51)

区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	公表日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3)【ライツプランの内容】(52)

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 (53)

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金 増減額 (円)	資本準備金 残高 (円)

(5) 【所有者別状況】 (54)

年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)							単元未 満株式 の状況 (株)	
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	金融商 品取引 業者	その 他の 法人	外国法人等		個人その 他		計
					個人以 外	個人			
株主数 (人)									—
所有株 式数 (単 元)									
所有株 式数の								100	—

割合 (%)									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(6) 【議決権の状況】 (55)

① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式 (自己株式等)		—	
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)		—	
完全議決権株式 (その他)			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

② 【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
計	—				

(7) 【ストックオプション制度の内容】 (56)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(8) 【従業員株式所有制度の内容】 (57)

2 【自己株式の取得等の状況】 (58)

【株式の種類等】 (59)

(1) 【株主総会決議による取得の状況】 (60)

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
株主総会 (年 月 日) での決議状況 (取得期間 年 月 日 ~ 年 月 日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年 月 日 ~ 年 月 日)		
残存授權株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)		
最近期間における取得自己株式		
公表日現在の未行使割合 (%)		

(2) 【取締役会決議による取得の状況】 (61)

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (年 月 日) での決議状況 (取得期間 年 月 日 ~ 年 月 日)		
最近事業年度前における取得自己株式		

最近事業年度における取得自己株式（年 月 日～年 月 日）		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合（％）		
最近期間における取得自己株式		
公表日現在の未行使割合（％）		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 (62)

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 (63)

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他（ ）				
保有自己株式数		—		—

3 【配当政策】 (64)

4 【株価の推移】 (65)

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次			
決算年月			
最高（円）			
最低（円）			

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別						
最高 (円)						
最低 (円)						

5 【役員 の 状 況】 (66)

男性 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
計							

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】 (67)

(2) 【監査報酬の内容等】 (68)

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)
発行者		
連結子会社		
計		

② 【その他重要な報酬の内容】

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

④ 【監査報酬の決定方針】

第6 【経理の状況】 (69)

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】 (70)

① 【連結貸借対照表】 (71)

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 又は 【連結損益及び包括利益計算書】 (72)

③ 【連結株主資本等変動計算書】 (73)

④【連結キャッシュ・フロー計算書】(74)

⑤【連結附属明細表】(75)

(2)【主な資産及び負債の内容】(76)

(3)【その他】(77)

第7【外国為替相場の推移】(78)

1【最近3年間の事業年度別為替相場の推移】

回次			
決算年月			
最高(円)			
最低(円)			
平均(円)			
期末(円)			

2【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

月別						
最高(円)						
最低(円)						
平均(円)						

3【最近日の為替相場】

円(年 月 日)

第8【発行者の株式事務の概要】(79)

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	

単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第三部【特別情報】

第1【有価証券の様式】(80)

第2【外部専門家の同意】(81)

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】(82)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由

第2【第三者割当等の概況】(83)

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式		新株予約権	新株予約権付社債
発行年月日				
種類				
発行数				
発行価格				
資本組入額				
発行価額の総額				
資本組入額の総額				
発行方法				

保有期間等に関する 確約				
-----------------	--	--	--	--

2 【取得者の概況】

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内 容等	割当株数(株)	価格(単価) (円)	取得者と発行 者との関係

3 【取得者の株式等の移動状況】

移動年 月日	移動前 所有者 の氏名 又は名 称	移動前 所有者 の住所	移動前 所有者 の発行 者との 関係等	移動後 所有者 の氏名 又は名 称	移動後 所有者 の住所	移動後 所有者 の発行 者との 関係等	移動株 数 (株)	価格 (単 価) (円)	移動理 由

第3 【株主の状況】(84)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所 有株式数の割合(%)
計	—		

第五部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準(特例第109条第6項に規定するものに限る。)、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載(「表示」を含む。以下同じ。)することができる。また、特定証券情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。
- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、特定証券情報の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。
- e 時価又は時価に近い一定の価格により発行する有価証券につき、その発行価格の決定前に勧誘を行う必要がある場合、「第一部 証券情報」に掲げる事項のうち、以下に掲げる事項を公表しないことができる。この場合において、特定証券情報において公表しなかった事項につき、その内容が決定したときは、特例第 110 条第 2 項の規定に従い、訂正特定証券情報を公表すること。
 - (a) 発行価格（又は売付け価格）
 - (b) 資本組入額（取得勧誘の場合に限る。）
 - (c) 申込証拠金
 - (d) 申込取扱場所（又は申込受付場所）
 - (e) 引受人（又は売付けの委託を受けた者）（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所
 - (f) 引受株式数及び引受けの条件（又は売付けの委託契約の内容）
- f 「第二部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- g 「第二部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- h 発行者が連結財務諸表等を作成すべき会社に該当しない場合には、財務書類として発行者の財務諸表等掲げるものとする。財務諸表等を掲げた場合、連結財務諸表等に係る様式及び記載上の注意は、財務諸表等に係るものとして読み替えられるものとする。
- i 第二部中「第 2 企業の概況」から「第 4 設備の状況」までの記載については、次によること。
 - (a) 財務書類として連結財務諸表等（連結財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）を掲げている場合には、連結会社について記載すること。
 - (b) 財務書類として前 h に従い財務諸表等（財務諸表及び中間財務諸表をいう。以下同じ。）のみを掲げている場合には、発行者について記載すること。ただし、発行者の事業に密接な関係を有する親会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。
- j 本様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する内国会社について示したものであり、委員会設置会社及び外国会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第 416 条第 4 項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

k (46)のc、(80)、(82)及び(83)までの記載については、対象となる有価証券について、Sapporo PRO Frontier Marketへの新規上場申請に係る特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等（以下「新規上場前の勧誘等」という。）を行う場合においてのみ記載することを要し、その他の場合には記載を省略することができる。

1 特定証券情報の対象となる有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、当該特定証券情報に係る有価証券が預託証券である場合にあっては預託を受ける者、有価証券信託受益証券である場合にあっては受託者）がある場合には、本様式第三部中「第2 外部専門家の同意」の次に「第3 その他の重要な会社の情報」の項目を設け、当該会社の企業情報について次の事項を記載すること。

(a) 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(b) 当該会社の名称、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所

(c) 当該会社に関する事項 本様式「第二部企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(d) 当該会社が法令に従い有価証券報告書を提出している場合には、前(c)に代えて、その旨及び有価証券報告書を縦覧に供している場所を記載すれば足りる。

(e) 当該会社が法令及び特例に従い発行者情報を公表している場合には、(c)に代えて、その旨及び発行者情報が公表されているウェブサイトのアドレスを記載すれば足りる。

(2) 参照方式

1年間継続して発行者情報を公表している発行者は、法第27条の32第3項の規定により、当該発行者の直近の連結会計年度に係る発行者情報（当該発行者情報の公表後に公表された連結中間会計年度に係る発行者情報を含む。）及び訂正発行者情報（以下「参照情報」という。）を参照すべき旨を記載したときは、本様式第二部及び第四部の記載を省略することができる。この場合、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（以下「証券情報等内閣府令」という。）第4条第2項第1号に掲げる特定取引所規則において定める方法は、本様式に第二部として「参照情報」の項目を設け、当該発行者の参照情報について次に掲げる事項を記載する方法とする。

a 参照情報

証券情報等内閣府令第2条第2項第1号ハ及びニに掲げる事項に関する情報については、参照情報を参照するべき旨を記載し、参照情報の名称、公表年月日及び参照情報を公表しているホームページのアドレスを記載すること。

b 参照情報の補完情報

参照情報としての発行者情報の公表日以後特定証券情報公表日までの間において、当該発行者情報に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分りやすく記載すること。また、参照情報としての発行者情報に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は特定証券情報公表日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(3) 発行者の名称

発行者の名称を特定証券情報の公表に用いる言語で記載し、原語名がこれらと異なる場合には、原語名を括弧内に記載すること。また、これらに加えて、英語の表記を括弧内に記載しても差し支えない。

(4) 代表者の役職氏名

特定証券情報の公表について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

(5) 担当 S - A d v i s e r の名称

特例第 102 条第 1 項の規定に基づき選任した S - A d v i s e r の名称を記載すること。

(6) 有価証券の種類

特定証券情報により公表の対象とした特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が M S C B 等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。

(7) 有価証券の発行価額又は売付け価額の総額

a 特定証券情報により公表の対象とした特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等ごとに、発行価額の総額又は売付け価額の総額を記載すること。なお、対象となる有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売付け価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を併せて記載すること。「発行価格」若しくは「売付け価格」を記載しないで特定証券情報を公表する場合又は算式表示により特定証券情報を公表する場合には、特定証券情報の公表日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

b 本邦通貨への換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

(8) 取引所金融商品市場等に関する事項

a 特定証券情報の公表日において、対象となる有価証券が取引所金融商品市場（特定取引所金融商品市場を含む。）又はこれと同等の海外の取引所市場に上場されている場合には、当該取引所金融商品市場又は海外の取引所市場の名称を記載すること。

b 対象となる有価証券について、新規上場前の勧誘等を行う場合には、その旨及び S a p p o r o P R O F r o n t i e r M a r k e t への上場予定日（以下「上場予定日」という。）を記載すること。

c 特定証券情報の公表日において、対象となる有価証券が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の名称を記載すること。

d その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載すること。

e 振替機関の名称及び住所を記載すること。

(9) 安定操作に関する事項

金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第 20 条第 1 項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第 21 条各号に掲げる事項（本邦以外の地域において安定操作取引に準ずる取引が行われることがある場合には、これらに準ずる事項）を記載すること。

(10) 公表されるホームページのアドレス

特定証券等情報及び発行者等情報を公表するホームページのアドレスをすべて記載すること。

(11) 投資者に対する注意事項

投資者に対する注意事項として、様式に掲げる事項その他発行者が必要と判断した事項を記載すること。

(12) 新規発行株式

- a 新規発行株式の種類ごとに、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」、「発行数」及び「内容」を記載すること。
- b 「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄には、「記名式額面普通株」のように記載し、額面株式については券面額を付記すること。ただし、内国会社については、記名・無記名の別及び額面・無額面の別の記載を省略することができる。
- c 「発行数」の欄には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄の区分に従い発行数を記載すること。
- d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。この場合において、会社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社をいう。以下同じ。）であるときは、同法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。
- e 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議の年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。
- f 会社が新規発行株式と異なる種類の株式についての定めを定款に定めている場合には、欄外にその旨を記載すること。この場合において、新規発行株式と当該異なる種類の株式の単元株式数又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。
- g 特定証券情報に係る新規発行株式の特定投資家向け取得勧誘と同時に準備金の資本組入れ等による新規株式の発行が行われる場合には、その旨を注記すること。
- h 新規発行株式がMSCB等である場合には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄にその旨を記載すること。また、欄外に、当該MSCB等の特質その他株主の権利の保護を図るために必要な事項を記載すること。
- i 特定証券情報の対象とした特定投資家向け取得勧誘が自己株式の処分にかかるもの（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘をいう。）である場合には、その旨を欄外に記載すること。

(13) 特定投資家向け取得勧誘の方法

- a 「形態」の欄には、特定投資家向け取得勧誘を株主割当てとそれ以外のものに区分して記載すること。

株主割当てについては割当日、割当比率等を、株主割当て以外のものについては発行者が直接勧誘するものとその他のものに区分しその発行数を、それぞれ欄外に記載すること。なお、株主割当て以外のものの場合であって株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外に記載すること。

- b 一部払込発行の場合には、払込金額の総額を「発行価額の総額」の欄に内書きすること。
- c 「発行価格」若しくは「資本組入額」を記載しないで特定証券情報を公表する場合又は算式表示により特定証券情報を公表する場合には、「発行価額の総額」又は「資本組入額の総額」は特定証券情報の公表日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
- d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

(14) 特定投資家向け取得勧誘の条件

- a 「発行価格」の欄には、1株の発行価額を記載すること。一部払込発行の場合には、1株の払込金額を「発行価格」の欄に内書きすること。なお、算式表示の場合において、最低発行価額（取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が一定の価額を下回るときには当該一定の価額を1株の発行価額とすることを定めている場合における当該価額）が定められているときには、その旨及びその金額を記載すること。また、取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が最低発行価額を下回る場合において当該新株の発行を中止すること等を定めているときは、その旨を付記すること。最低発行価額を記載しないで特定証券情報を公表するときには、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること（(16)において新株予約権証券の新株予約権の行使により発行する株式の発行価格を算式表示する場合においても同じ。）。
- b 「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。なお、算式表示の場合には、当該算式に基づいて記載すること。
- c 欄外には、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の株式の割当てを受ける権利（新株引受権）の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理、払込期日の確定の有無その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。
- d 「発行価格」又は「資本組入額」を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、これらの決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- e 「申込取扱場所」を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期を注記すること。

(15) 株式の引受け

- a 元引受契約（株主割当ての場合の失権株を引き受けるものを含む。）を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
- b 「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料等は当該算式に基づいて記載すること。

- c 「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受株式数」又は「引受けの条件」を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。
- (16) 新規発行新株予約権証券
- a 特定証券情報に係る新規発行新株予約権証券について、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに区分して、発行数、発行価額の総額、発行価格、申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、割当日、払込期日、払込取扱場所を記載すること。
- b 発行価格を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、発行価額の総額は特定証券情報の公表日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
- c 発行価格は、新株予約権 1 個の発行価格を記載すること。また、発行価格を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- d 申込取扱場所を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期を注記すること。
- e 割当日は、会社法第 238 条第 1 項第 4 号に規定する割当日を記載すること。
- f 新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。
- g 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第 1 回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を記載すること。
- h 新株予約権の目的となる株式の種類は、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、(12)の a 及び d に準じて記載すること。
- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格及び資本組入額を記載すること。なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。
- j 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額又は新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- k 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は、会社法第 236 条第 1 項第 7 号に規定する事項を記載すること。
- l 代用払込みに関する事項は、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
- m 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、会社法第 236 条第 1 項第 8 号に規定する事項を記載すること。
- n 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収への対応方針）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。

- o 新株予約権証券の引受けについては、前(15)に準じて記載すること。
 - p 新株予約権証券がM S C B等である場合には、(12)のhに準じて記載すること。
- (17) 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券
- a 特定証券情報に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。
 - b 発行価格を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、発行価額の総額は特定証券情報の公表日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
 - c 発行価格を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
 - d 申込取扱場所を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期を注記すること。
 - e 当該預託証券及び有価証券信託受益証券に表示される権利に係る有価証券の内容について具体的に記載すること。
 - f 当該預託証券及び有価証券信託受益証券の発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。
 - g その他の事項で、当該預託証券及び有価証券信託受益証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。
 - h 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の引受けについては、(15)に準じて記載すること。
- (18) 新規発行等による手取金の額
- a 「発行価格」を記載しないで特定証券情報を公表する場合又は算式表示により特定証券情報を公表する場合には、「払込金額の総額」は特定証券情報の公表日現在における見込額を記載し、その旨を注記すること。
 - b 「発行諸費用の概算額」の欄には、発行者が負担すべき発行諸費用の総額を記載すること。
- (19) 新規発行等の理由及び手取金の使途
- a 新規発行等の理由として資金調達以外の理由がある場合には、その理由を記載すること。
 - b 発行者が取得する手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期を具体的に記載すること。
 - c 当該手取金を事業の買収に充てる場合には、その事業の内容及び財産について概要を説明すること。
- (20) 売付け有価証券
- a 額面株式については、「売付け株式」の「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄に券面額を付記すること。ただし、内国会社については、記名・無記名の別及び額面・無額面の別の記載を省略することができる。
 - b 「売付け価格」を記載しないで特定証券情報を公表する場合又は算式表示により特定証券情報を公表する場合には、「売付け価額の総額」は特定証券情報の公表日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。

- c 売付けに係る有価証券の所有者が2人以上ある場合には、「売付け株式」「売付け新株予約権証券」又は「売付け預託証券及び売付け有価証券信託受益証券」について所有者別に記載すること。
- d 「売付け新株予約権証券」の「新株予約権の内容等」は、(16)に準じて記載すること。
- e 「売付け預託証券及び売付け有価証券信託受益証券」の「預託証券及び有価証券信託受益証券」の内容等」は、(17)に準じて記載すること。

(21) 売付けの条件

- a 「売付け価格」の欄には、株式については1株の売付け価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の売付け価額を、売付け預託証券及び売付け有価証券信託受益証券については1口の売付け価額を記載すること。
- b 「売付けの委託契約の内容」の欄には、売付けの委託手数料の額、売付け残が生じた場合の処理等について記載すること。なお、算式表示の場合には、委託手数料の額は当該算式に基づいて記載すること。
- c 株式受渡期日その他売付けの手續上必要な事項を欄外に記載すること。
- d 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
- e 「売付けの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称」を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期を注記すること。
- f 「売付け価格」又は「申込受付場所」を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- g 売付け有価証券がMSCB等である場合には、(12)のhに準じて記載すること。

(22) 第三者割当の場合の特記事項

第三者割当の方法により、株券又は新株予約権証券の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を行う場合に記載すること。なお、一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対して行われる株券又は新株予約権証券の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等のうち、その発行の態様から、当該株券又は新株予約権証券を特定の株主が取得するものと考えられるもの（例えば、特定の株主のみが当該株券又は新株予約権証券の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等に応じることになると考えられる発行価格その他の条件を設定しようとするもの）を行う場合には、当該特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を第三者割当の方法により行うものとみなして記載すること。

(23) 割当予定先の状況

次のaからgまでに掲げる事項について、割当予定先（第三者割当により発行者が割当を予定している者をいう。）ごとに当該aからgまでに定めるところにより記載すること。

a 割当予定先の概要

次の(a)から(e)までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該(a)から(e)までに定める事項を記載すること。(e)に定める事項については可能な範囲で記載すること。

(a) 個人 氏名、住所及び職業の内容

- (b) 有価証券報告書提出会社 名称、本店の所在地及び特定証券情報の公表日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された半期報告書を含む。）の提出日
- (c) 発行者情報公表会社（前(b)に該当するものを除く。） 名称、本店の所在地及び特定証券情報の公表日において既に公表されている当該割当予定先の直近の連結会計年度に係る発行者情報（当該発行者情報の公表後に公表された連結中間会計年度に係る発行者情報を含む。）の公表日並びに発行者情報を公表している割当予定先のホームページのアドレス
- (d) (b)及び前(c)のいずれにも該当しない法人 名称、本店の所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限る。）、代表者の役職及び氏名、資本金、事業の内容並びに主たる出資者及びその出資比率
- (e) (b)から前(d)までのいずれにも該当しない団体 名称、所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限る。）、出資額、組成目的、主たる出資者及びその出資比率並びにその業務執行組合員又はこれに類する者（以下「業務執行組合員等」という。）に関する事項（(a)からこの(e)までに掲げる当該業務執行組合員等の区分に応じ、当該(a)からこの(e)までに定める事項とする。）

なお、割当予定先又は業務執行組合員等が個人である場合における住所の記載にあたっては、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で差し支えない。

b 発行者と割当予定先との間の関係

発行者と割当予定先との間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係がある場合には、その内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が組合その他の団体であって、その業務執行組合員等と発行者との間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係がある場合には、その具体的な内容を併せて記載すること。

c 割当予定先の選定理由

割当予定先を選定した理由及び経緯を具体的に記載すること。

d 割り当てようとする株式の数

この特定証券情報に係る第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式の数を記載すること。

e 株券又は新株予約権証券の保有方針

この特定証券情報に係る第三者割当に係る株券又は新株予約権証券について、割当予定先による保有方針を確認した場合は、その内容を記載すること。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先がこの特定証券情報に係る第三者割当に対する払込みに要する資金又は財産を保有することを確認した結果及びその確認の方法を具体的に記載すること。

g 割当予定先の実態

割当予定先が保有することとなる発行者の株券又は新株予約権証券について、株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有する者が存在する場合には、その旨及びこれらの権限の内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受

しようとする個人、法人その他の団体（以下このgにおいて「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて記載するとともに、その確認方法を具体的に記載すること。

(24) 株券又は新株予約権証券の継続所有

この特定証券情報に係る第三者割当に係る株券又は新株予約権証券について、割当予定先にその継続所有を確約させる場合には、その旨及びその内容を記載すること。

(25) 発行条件に関する事項

- a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方を具体的に記載すること。
- b この特定証券情報に係る第三者割当による有価証券の発行（以下このbにおいて「当該発行」という。）が会社法に定める特に有利な金額又は特に有利な条件による発行（以下このbにおいて「有利発行」という。）に該当するものと判断した場合には、その理由及び判断の過程並びに当該発行を有利発行により行う理由を具体的に記載すること。また、当該発行が有利発行に該当しないものと判断した場合には、その理由、判断の過程及び当該発行に係る適法性に関して監査役が表明する意見又は当該判断の参考にした第三者による評価があればその内容を記載すること。

(26) 大規模な第三者割当に関する事項

この特定証券情報に係る第三者割当により次のaからcまでのいずれかに掲げる場合に該当することとなる場合には、その旨及びその理由を記載すること。なお、議決権の数の算出に当たっては、算定の基礎となる株式の数が公表日後のいずれか一日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合には、公表日又はその前日のいずれかの日の市場価額その他の指標に基づいて計算すること。

- a 第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式に係る議決権の数（当該議決権の数に比して、当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに交付される株式又は新株予約権（社債に付されているものを含む。以下この(26)及び次(27)において「株式等」という。）に係る議決権の数が大きい場合には、当該議決権の数のうち最も大きい数をいい、以下この(26)及び次(27)において「割当議決権数」という。）（この特定証券情報に係る株式又は新株予約権の取得勧誘等と並行して行われており、又はこの特定証券情報の提出日前6月以内に行われた第三者割当がある場合には、割当議決権数に準じて算出した当該第三者割当により割り当てられ、又は割り当てられた株式等に係る議決権の数（当該第三者割当以後に株式分割が行われた場合にあっては当該株式分割により増加した議決権の数を加えた数、株式併合が行われた場合にあっては当該株式併合により減少した議決権の数を除いた数。以下このaにおいて「加算議決権数」という。）を含む。）を発行者の総株主の議決権（「第二部 企業情報」の「第5 発行者の状況」の「1 株式等の状況」の「(6) 議決権の状況」の「① 発行済株式」に記載すべき総株主の議決権をいう。以下次b及び次(27)のcにおいて同じ。）の数から加算議決権数を控除した数で除した数が0.25以上となる場合
- b 割当予定先が割り当てられた割当議決権数を所有した場合に支配株主（発行者の親会社又は発行者の総株主の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する主要株主（自己の計算において所有する議決権の数と次の(a)及び(b)に掲げる者が所有する議決権の数とを合

計した数が発行者の総株主の議決権の100分の50を超える者に限る。)をいう。)となる者が生じる場合

(a) その者の近親者(二親等内の親族をいう。次(b)において同じ。)

(b) その者及びその近親者が当該総株主の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人その他の団体(以下この(b)において「法人等」という。)並びに当該法人等の子会社

c その他流通市場又は株主の権利に与える影響が上記a又は前bに掲げる場合と同等と評価される場合

(27) 第三者割当後の株主の状況

a この特定証券情報に係る第三者割当により割当予定先に株式が割り当てられ、又は割り当てられた新株予約権が行使された場合(当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに株式等が交付された場合を含む。以下この(27)において同じ。)における株主の状況について、(84)のbからfまでに準じて記載すること。

b 「割当後の所有株式数」は、当該割当予定先の割当議決権数に係る株式の数を所有株式数に加算した数を記載すること。

c 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を総株主の議決権の数に割当議決権数を加えた数で除して算出した割合(小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁までの割合)を記載すること。

(28) 大規模な第三者割当の必要性

a この特定証券情報に係る第三者割当が(26)に規定する場合における第三者割当(以下この(28)において「大規模な第三者割当」という。)に該当する場合には、大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容について、具体的に記載すること。

b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程(経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意見の聴取、株主総会決議における株主の意思の確認その他の大規模な第三者割当に関する取締役会の判断の妥当性を担保する措置を講じる場合は、その旨及び内容を含む。)を具体的に記載すること。

(29) 株式併合等の予定の有無及び内容

発行者の株式に係る議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為が予定されている場合には、当該行為の目的、予定時期、方法及び手続き、当該行為後の株主の状況、株主に交付される対価その他当該行為に関する内容を具体的に記載すること。

(30) その他参考になる事項

自己株式又は自己新株予約権の特定投資家向け売付け勧誘等により第三者割当を行う場合には、当該特定投資家向け売付け勧誘等による手取金の使途について、(19)のbに準じて記載すること。

(31) その他の記載事項

a 工場、製品等の写真、図面その他投資者の判断に重要な影響を与える事項がある場合には、その旨を記載すること。

- b 特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等に関する情報（例えば、当該有価証券の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等が特殊な方法により行われる場合の当該方法の内容、当該有価証券の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等が本邦外において同時に行われる場合のその内容）で特に記載すべき事項（特定証券情報の他の箇所に記載すべき事項を除く。）がある場合には、当該事項を記載することができる。

(32) 会社制度等の概要

- a 発行者の属する国・州等における会社制度全般についてその概要を記載すること。特に株主総会、取締役会等の会社の機関及びその権限に関する事項、株式に関する事項並びに会社の計算に関する事項等について記載すること。ただし、内国会社が日本語で特定証券情報を公表する場合には、その記載を省略することができる。
- b 発行者が定款等において規定する当該発行者の制度についてその概要を記載すること。特に議決権、取締役の選任権及び配当請求権等株主の権利（株式の譲渡制限等権利の制限を含む。）に関する事項について記載すること。ただし、これらすべての事項が特定証券情報に添付される定款に規定されている場合には、その記載を省略することができる。

(33) 外国為替管理制度

配当等の送金等に関する発行者の属する国の外国為替管理制度について、その概要を記載すること。ただし、内国会社が日本語で特定証券情報を公表する場合には、その記載を省略することができる。

(34) 課税上の取扱い

配当等に関する課税上の取扱いについて記載すること。ただし、内国会社が日本語で特定証券情報を公表する場合には、その記載を省略することができる。

(35) 主要な経営指標等の推移

- a 最近3連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の次に掲げる主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。
 - (a) 売上高
 - (b) 経常利益金額又は経常損失金額
 - (c) 当期純利益金額又は当期純損失金額
 - (d) 包括利益金額
 - (e) 純資産額
 - (f) 総資産額
 - (g) 1株当たり純資産額
 - (h) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額
 - (i) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額
 - (j) 自己資本比率（純資産額から連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及

び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)

(k) 自己資本利益率(当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。)

(l) 株価収益率(連結決算日における株価(当該株価がない場合には連結決算日前直近の日における株価)を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。)

(m) 営業活動によるキャッシュ・フロー

(n) 投資活動によるキャッシュ・フロー

(o) 財務活動によるキャッシュ・フロー

(p) 現金及び現金同等物の期末残高

(q) 従業員数

b 「5 従業員の状況」において、連結会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、前aの(q)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

c aの(1)に掲げる株価収益率については、1株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。

d 最近3事業年度に係る発行会社の次に掲げる主要な経営指標等の推移について、aに準じて記載すること。

(a) 1株当たり配当額(会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当(同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む。)をいう。)

(b) 配当性向(1株当たり配当額を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。)

(36) 沿革

発行者の設立日(設立登記日とする。)から特定証券情報の公表日までの間につき、設立経緯(設立根拠法令についても記載すること。ただし、内国会社が日本語で特定証券情報を公表する場合には、設立根拠法令の記載を省略することができる。)、商号の変更及び企業集団に係る重要な事項(合併、事業内容の変更、主要な関係会社の設立・買収、上場等)について簡潔に記載すること。

(37) 事業の内容

a 特定証券情報の公表日の最近日(以下「最近日」という。)現在における発行者及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している発行者又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、セグメント情報(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第25号に規定するセグメント情報をいう。以下同じ。)との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。なお、セグメント情報に記載された区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。

b 発行者と発行者の関連当事者(発行者の関係会社を除く。)との間に継続的で緊密な事業上の関係がある場合には、当該事業の内容、当該関連当事者の当該事業における位置付け

等について系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等に含めて示すこと。

(38) 関係会社の状況

- a 最近連結会計年度に係る発行者の関係会社（非連結子会社、持分法を適用していない関連会社を除く。以下この(38)において同じ。）について、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に分けて、その名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する発行者の所有割合及び発行者と関係会社との関係内容(例えば、役員兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。)を記載すること。ただし、重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載することに止めることができる。なお、連結財務諸表等を作成していない場合には、最近事業年度に係る発行者の親会社、関連会社及びその他の関係会社の状況について、これに準じて記載すること。
- b 住所については、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報に記載された名称を記載することで差し支えない。
- c 関係会社の議決権に対する発行者の所有割合については、発行者の他の子会社による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社の議決権の総数に対する発行者及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合を内書きとして記載すること。
- d 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、子会社又は関連会社として判定された会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載すること。
- e 関係会社が親会社又はその他の関係会社である場合には、発行者の議決権に対する当該親会社又はその他の関係会社の所有割合を記載すること。
- f それぞれの関係会社について、次に掲げる事項を記載すること。
 - (a) 最近日現在において特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨
 - (b) 最近日現在において有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社があるときは、その旨
 - (c) 連結財務諸表等に重要な影響を与えている債務超過の状況（負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下この f において同じ。）にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額
 - (d) 連結財務諸表等を作成していない場合において、重要な債務超過の状況にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額
- g 最近連結会計年度における連結財務諸表の売上高に占める連結子会社の売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の割合が 100 分の 10 を超える場合には、その旨及び当該連結子会社の最近連結会計年度における売上高、経常利益金額（又は経常損失金額）、当期純利益金額（又は当期純損失金額）、純資産額及び総資産額（以下この g において「主要な

損益情報等」という。)を記載すること。ただし、当該連結子会社が有価証券届出書若しくは有価証券報告書を提出している場合又は最近連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。)の割合が100分の90を超える場合には、当該理由を明記することによって、主要な損益情報等の記載を省略することができる。

(39) 従業員の状況

- a 最近日現在の連結会社における従業員数(就業人員数をいう。以下この(39)において同じ。)をセグメント情報に関連付けて記載すること。また、発行者の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与(賞与を含む。)を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。
- b 連結会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの1年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。
- c 最近日までの1年間において、連結会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

(40) 業績等の概要

最近連結会計年度及び(71)ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間(以下「最近連結会計年度等」という。)における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期(前中間連結会計期間を除く。)と比較して分析的に記載すること。なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

(41) 生産、受注及び販売の状況

- a 最近連結会計年度等における生産、受注及び販売の実績について、前年同期(前中間連結会計期間を除く。)と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。
- b 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、セグメント情報に関連付けてその内容について記載すること。
- c 主要な販売先がある場合には、最近2連結会計年度等における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

(42) 対処すべき課題

最近日現在における連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。なお、株式会社の支配に関する基本方針として、会社法施行規則第118条第3号に定める基本方針を定めている会社については、同号イからハまでに掲げる事項を記載すること。

(43) 事業等のリスク

- a 特定証券情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（連結財務諸表規則第2条第13号及び財務諸表等規則第8条第18項に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。
- b 発行者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他発行者の経営に重要な影響を及ぼす事象（(47)において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を記載すること。
- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は特定証券情報の公表日現在において判断したものである旨を記載すること。

(44) 重要な契約等

- a 最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- b 最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。
- c 連結会社において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。
- d 最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社（以下「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社

が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)の資本金・事業の内容等について記載すること。

e 最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

f 発行者の株主（当該発行者の完全親会社（会社法第 847 条の 2 第 1 項に規定する完全親会社をいう。）を除く。次の g において同じ。）と当該発行者（当該発行者が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該発行者又はその連結子会社。以下この f において同じ。）との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合には、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該発行者における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該発行者の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a) 当該発行者の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意

(b) 当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意

(c) 当該発行者の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

g 発行者の株主と当該発行者との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合において、当該株主が法第 27 条の 23 第 1 項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該発行者における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

- (a) 当該株主による当該発行者の株式の譲渡その他の処分について当該発行者の事前の承諾を要する旨の合意
 - (b) 当該株主が当該発行者との間で定めた株式保有割合(当該株主の有する当該発行者の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。次の(c)において同じ。)を超えて当該発行者の株式を保有することを制限する旨の合意
 - (c) 当該発行者による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意
 - (d) 当該契約が終了した場合に、当該発行者が当該株主に対しその保有する当該発行者の株式を当該発行者(当該発行者が指定する者を含む。)に売り渡すことを請求することができる旨の合意
- h 発行者が財務上の特約その他当該発行者の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合又は連結子会社が財務上の特約その他当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高(複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額)又はその社債の期末残高(複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額)が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。
- (a) これらの特約が付された金銭消費貸借契約の締結をしている場合には、次に掲げる事項
 - i 連結子会社が金銭消費貸借契約の締結をしている場合には、当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名
 - ii 金銭消費貸借契約の締結をし、又はこれらの特約が付された年月日
 - iii 金銭消費貸借契約の相手方の属性
 - iv 金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容
 - v これらの特約の内容
 - (b) これらの特約が付された社債の発行をしている場合には、次に掲げる事項
 - i 連結子会社が社債の発行をしている場合には、当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名
 - ii 社債の発行をし、又はこれらの特約が付された年月日
 - iii 社債の期末残高及び償還期限並びに社債に付された担保の内容

iv これらの特約の内容

(45) 研究開発活動

最近連結会計年度等における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

(46) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

- a 特定証券情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、発行者の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- b 「4 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 上場予定日から 12 か月間の運転資本が十分であることについて確認した旨を記載すること。
- d 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は特定証券情報の公表日現在において判断したものである旨を記載すること。

(47) 設備投資等の概要

最近連結会計年度等における設備投資の目的、内容及び投資金額をセグメント情報に関連付けて概括的に説明すること。この場合、有形固定資産の他、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときは、これらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容及び金額をセグメント情報に関連付けて記載すること。

(48) 主要な設備の状況

- a 最近連結会計年度末（(71)ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）について、発行者、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（発行者の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。
- b 主要な設備のうちに、連結会社以外の者から賃借している設備若しくは連結会社以外の者へ賃貸している設備がある場合又は生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止がある場合（生産能力に 100 分の 10 以上の影響を及ぼす場合をいう。）には、その内容を記載すること。

(49) 設備の新設、除却等の計画

最近日現在において連結会社に重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、設備の内容、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着

手及び完了予定年月、完成後における増加能力等)を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

(50) 株式の総数等

- a (12)に準じて、株式の種類ごとに、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」、「発行可能株式総数」、「未発行株式数」、「発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。
- b 「発行可能株式総数」の欄には、特定証券情報の公表日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。
- c 「未発行株式数」の欄には、新株予約権の行使等により発行される予定の株式がある場合には、その数、種類等について付記すること。
- d 会社がMSCB等を発行している場合には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄にその旨を記載すること。
- e 「内容」欄には、「新規発行株式」の「内容」の欄に同一の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。
- f 会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式(以下「二以上の種類の株式」という。)を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。会社がMSCB等を発行している場合には、当該MSCB等の特質その他株主の権利の保護を図るために必要な事項を欄外に記載すること。
- g 「発行数」の欄には、最近日現在の発行数を記載すること。
- h 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。

(51) 新株予約権等の状況

- a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに特定証券情報の公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類(内容を含む。)及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項((56)において「新株予約権の内容」という。)を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。
- b その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
- c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律((56)において「商法等改正整備法」という。)第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされ

る転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券((53)において「旧転換社債等」という。)を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに特定証券情報の公表日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。

- d 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
- e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。
- f M S C B等を発行している場合にはその旨、当該M S C B等の特質その他株主の権利の保護を図るために必要な事項を欄外に記載すること。
- g 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

(52) ライツプランの内容

- a 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 対処すべき課題」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(いわゆる買収への対応方針)の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。
- b 「ライツプランの内容」の欄には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。

(53) 発行済株式総数、資本金等の推移

- a 最近3年間における(最近3年間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、その直近の)発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。なお、各事業年度における資本金の増減額については、その増減ごとの金額が当該事業年度の末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。
- b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態(有償・無償の別、株主割当て・第三者割当等の別、株主割当ての場合には割当比率等)、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

(54) 所有者別状況

- a 最近日現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、株式の状況全体について、直近の総株主通知（社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項の規定による通知をいう。）の基準とする日現在のものにより記載することができる。会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。
- b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
- c 「外国法人等」の欄には、外国の法令に基づいて設立された法人等個人以外及び外国国籍を有する個人に区分して記載すること。
- d 「単元未満株式の状況」の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。
- e a から前 d までの記載にかかわらず、この(54)の記載を省略することができる。

(55) 議決権の状況

- a 最近日現在の「議決権の状況」について記載すること。なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。
- b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。eにおいて同じ。）の総数及び内容を記載すること。
- c 「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。次d及びeにおいて同じ。）のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式（以下「自己保有株式」という。）及び会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しない株式（以下「相互保有株式」という。）について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- d 「議決権制限株式（その他）」の欄には、前cに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- e 「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、無議決権株式及び議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下「完全議決権株式」という。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- f 「完全議決権株式（その他）」の欄には、前eに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。
- h 「他人名義所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。なお、株主名簿において所有者となっている場合であっても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。
- i a から前 h までの記載にかかわらず、この(55)の記載を省略することができる。

(56) ストックオプション制度の内容

- a 取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議がされている場合には、当該決議に係る決議年月日、付与対象者の区分及び対象者数を決議ごとに記載すること。

- b 当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、新株予約権の目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数並びに新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項及び組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、「(2)新株予約権等の状況」において新株予約権の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。
- c 商法等改正整備法第 19 条第 1 項の規定により新株予約権とみなされる新株の引受権又はあらかじめ定めた価額をもって会社からその株式を取得できる権利を付与している場合には、前 b に準じて記載すること。
- d 当該決議がされていない場合には、「ストックオプション制度の内容」について表を作成せず、該当しない旨のみの記載をすることができる。

(57) 従業員株式所有制度の内容

- a 発行者の役員、使用人その他の従業員（定義府令第 16 条第 1 項第 7 号の 2 イ(1)に規定する対象従業員を含む。）又はこれらの者を対象とする持株会（以下この(57)において「従業員等持株会」という。）に発行者の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該発行者の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度（以下この(57)において「従業員株式所有制度」という。）を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。
 - (a) 当該従業員株式所有制度の概要（例えば、従業員株式所有制度の仕組み、及び信託を利用する場合には受益権の内容）
 - (b) 従業員等持株会に取得させ、又は売り付ける予定の株式の総数又は総額
 - (c) 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
- b 発行者が当該制度を導入していない場合には、項目名を含め記載を要しない。

(58) 自己株式の取得等の状況

最近事業年度及び最近事業年度の末日の翌日から特定証券情報の公表日までの期間（以下「最近期間」という。）における自己株式の取得等の状況について、自己株式の取得の事由及び株式の種類ごとに記載すること。なお、株主総会決議又は取締役会決議による自己株式を取得することができる期間（以下「取得期間」という。）又はその一部が最近事業年度又は最近期間に含まれる場合には、最近事業年度又は最近期間において当該株主総会決議又は取締役会決議による自己株式の取得が行われていないときであっても記載すること。

(59) 株式の種類等

自己株式の取得の事由及び当該取得に係る株式の種類を記載すること。なお、取得の事由については、会社法第 155 条各号に掲げる場合のいずれに該当するものかを記載すればよいこととする。

(60) 株主総会決議による取得の状況

- a 「株主総会での決議状況」の欄には、株主総会における決議日並びに決議された取得期間、株式の総数（以下「授権株式数」という。）及び価額の総額（以下「授権株式総額」という。）を記載すること。なお、当該株主総会において自己株式の取得に関し取得期間、授権株式数及び授権株式総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

- b 「残存授権株式の総数及び価額の総額」の欄には、授権株式数から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数（以下「残存授権株式数」という。）並びに授権株式総額から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総数を減じた額（以下「残存授権株式総額」という。）を記載すること。
- c 「最近事業年度の末日現在の未行使割合」の欄には、残存授権株式数を授権株式数で除して計算した割合及び残存授権株式総額を授権株式総額で除して計算した割合を記載すること。
- d 「公表日現在の未行使割合」の欄には、残存授権株式数から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数を授権株式数で除して計算した割合及び残存授権株式総額から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総数を減じた額を授権株式総額で除して計算した割合を記載すること。
- e 欄外には、会社法第 465 条に規定する欠損が生じた場合の支払額、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

(61) 取締役会決議による取得の状況

- a 「取締役会での決議状況」の欄には、取締役会における決議日並びに決議された取得期間、株式の総数（以下「決議株式数」という。）及び価額の総額（以下「決議株式総額」という。）を記載すること。なお、当該取締役会において自己株式の取得に関し取得期間、決議株式数及び決議株式総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。
- b 「残存決議株式の総数及び価額の総額」の欄には、決議株式数から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数（以下「残存決議株式数」という。）並びに決議株式総額から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総数を減じた額（以下「残存決議株式総額」という。）を記載すること。
- c 「最近事業年度の末日現在の未行使割合」の欄には、残存決議株式数を決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額を決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。
- d 「公表日現在の未行使割合」の欄には、残存決議株式数から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数を決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総数を減じた額を決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。
- e 欄外には、会社法第 465 条に規定する欠損が生じた場合の支払額、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

(62) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容

自己株式の取得が、株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものについて、その内容を(60)に準じて記載すること。

(63) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

- a 取得自己株式の処理状況について、「引き受ける者の募集（会社法第 199 条第 1 項の規定による募集をいう。）を行った取得自己株式」、「消却の処分を行った取得自己株式」及び「合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」に分けて記載すること。なお、それ以外の方法により処理を行った場合は、その内容について「その他」の欄に分かりやすく記載すること。
- b 自己株式の保有状況について、最近事業年度末日現在及び特定証券情報の公表日現在の保有自己株式数について記載すること。

(64) 配当政策

- a 配当政策については、配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途について記載すること。なお、配当財産が金銭以外の財産であるときはその内容を記載し、当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えている場合にはその内容を記載すること。また、会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めたときは、その旨を記載すること。
- b 最近事業年度に会社法第 453 条に規定する剰余金の配当（以下「剰余金の配当」という。）をしたときは、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに決議ごとの配当金の総額及び 1 株当たりの配当額を注記すること。
- c 特定証券情報の公表日の属する事業年度開始の日から特定証券情報の公表日までの間に剰余金の配当について株主総会又は取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該剰余金の配当による配当金の総額及び 1 株当たりの配当額を注記すること。
- d 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記すること。

(65) 株価の推移

- a 二以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合には、種類ごとに記載すること。
- b 株式が本邦以外の地域の金融商品取引所に上場されている場合には、主要な 1 金融商品取引所の市場相場について前 a と同様の記載をし、当該金融商品取引所名を注記すること。
- c 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。なお、二以上の種類の株式が認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、種類ごとに記載すること。
- d その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。
- e a から前 d までの記載にかかわらず、この (65) の記載を省略することができる。

(66) 役員 の 状 況

- a 特定証券情報の公表日現在における役員（報酬については、e に規定する役員に限る。）について、その役職名、氏名、生年月日、略歴、任期、報酬（役員が発行者から職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。ただし、使用人を兼務する役員が、確立された

給与体系に従い使用人として受ける給与等を除く。以下同じ。)並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。

- b 役員の男女別人数を欄外に記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載すること。
- c 「略歴」の欄には、役員の主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任後の主要職歴、他の主要な会社の代表取締役就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職）を記載すること。
- d 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。なお、会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。
- e 「報酬」の欄には、最近事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては最近2事業年度）における役員（取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下このeにおいて同じ。）の報酬について記載すること。ただし、本国において個々の役員について報酬が開示されていない場合には、役員の報酬の総額（役員の種類ごとに報酬の総額が開示されている場合には、当該役員の種類ごとの報酬の総額）について記載すれば足りる。また、役員が特別の利益を受けることがある場合には、その内容を示すこと。
- f 役員間において二親等内の親族関係がある場合には、その内容を注記すること。
- g 会計参与設置会社であつて会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に当該会計参与の名称を、「略歴」欄に当該会計参与の簡単な沿革を記載すること。
- h 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。

(67) コーポレート・ガバナンスの状況

- a 発行者の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況）について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。
- b 内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査の相互連携について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 社外取締役及び社外監査役と発行者との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- d 業務を執行した公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）の氏名、所属する監査法人名及び発行者の財務書類について連続して監査関連業務（同法第24条の3第3項に規定する監査関連業務をいう。）を行っている

場合における監査年数（当該年数が7年を超える場合に限る。）、監査業務に係る補助者の構成について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

- e 発行者の企業統治に関する事項に代えて連結会社の企業統治に関する事項について記載することができる。その場合には、その旨を記載すること。
- f 定款で取締役の定数又は取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件につき、会社法と異なる別段の定めをした場合には、その内容を記載すること。
- g 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合にはその事項及びその理由、取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合にはその事項及びその理由並びに株主総会の特別決議要件を変更した場合にはその内容及びその理由を記載すること。
- h 会社が種類株式発行会社であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている場合又は議決権の有無若しくはその内容に差異がある場合には、その旨及びその理由を記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。
- i 会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に株主（当該取引の当事者である株主を除く。）の利益が害されることを防止するための措置（例えば、いわゆる特別委員会の設置等）をとる旨を決定している場合には、その旨及びその具体的内容を記載すること。

(68) 監査報酬の内容等

- a 最近連結会計年度において、発行者及び発行者の連結子会社が監査法人（外国監査法人を含む。以下同じ。）に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務（公認会計士法第2条第1項に規定する業務（外国監査法人にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務を含む。）をいう。以下同じ。）に基づく報酬とそれ以外の業務（以下「非監査業務」という。）に基づく報酬に区分して記載すること。
- b aにより記載する報酬の内容のほか、発行者の監査報酬等の内容として重要な報酬の内容（例えば、発行者の連結子会社の財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行う者（監査法人と同一のネットワーク（共通の名称を用いるなどして2以上の国においてその業務を行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。）によって構成される組織をいう。）に属する者に限る。）に対して、当該連結子会社及び発行者がそれぞれ支払った、又は支払うべき報酬の内容）について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 最近連結会計年度において、非監査業務に基づく報酬（発行者が監査法人に対して支払った、又は支払うべきものに限る。）があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。
- d 発行者が監査法人に対する報酬の額の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の概要を記載すること。

(69) 経理の状況

- a 連結財務諸表等について、特例第109条第6項に規定する会計基準のうちいずれかの会計基準によって作成されたものであるかを記載すること。

- b 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めるところにより若しくはこれらに準じて連結財務諸表等を作成している場合には、その旨を記載すること。
- c 連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。
- d 連結財務諸表等について監査証明を受けている監査法人の名称を記載すること。また、最近2連結会計年度等において監査法人の異動があった場合には、その旨を記載すること。
- e 最近連結会計年度等において決算期を変更した場合には、その旨及び変更の内容を記載すること。

(70) 連結財務諸表

- a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、最近連結会計年度の比較情報を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。なお、次(71)ただし書、(72)ただし書、(73)ただし書及び(74)ただし書により、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書掲げる場合には、次(71)から(74)までに掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。
- b 連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- c 連結財務諸表には監査報告書、中間連結財務諸表には中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付すること。

(71) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げる。ただし、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下「次の連結会計年度」という。）開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に特定証券情報を公表する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（比較情報を除く。）を併せて掲げる。

(72) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を掲げる。ただし、前(71)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（比較情報を除く。）を併せて掲げる。

(73) 連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書を掲げる。ただし、(71)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（比較情報を除く。）を併せて掲げる。

(74) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、(71)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(75) 連結附属明細表

最近連結会計年度の連結附属明細表を示すこと。

(76) 主な資産及び負債の内容

(71)により掲げた連結貸借対照表のうち最近連結会計年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。ただし、連結財務諸表を作成している場合又は連結附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。

- a 流動資産のうち、現金及び預金については、現金と預金に区分し、預金についてはその主な内訳を記載すること。
- b 流動資産のうち、受取手形及び売掛金については、主な相手先（金額の多い順に上位5社程度をいう。）別の金額を示すこと。ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分ごとに主な相手先（金額の多い順に上位3社程度をいう。）別の金額を示すこと。また、受取手形についてはその期日別内訳を、売掛金についてはその滞留状況を記載すること。
- c 流動資産のうち、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品等棚卸資産に属する科目については、主な内訳を記載すること。
- d 流動負債のうち、支払手形及び買掛金については、主な相手先（金額の多い順に上位5社程度をいう。）別の金額を示すこと。ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分ごとに主な相手先（金額の多い順に上位3社程度をいう。）別の金額を示すこと。また、支払手形についてはその期日別内訳を記載すること。
- e a から前 d までの記載に係る資産及び負債以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目の主な内容又は内訳を記載すること。

(77) その他

- a 最近連結会計年度終了後特定証券情報の公表日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、特定証券情報の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。
- b 最近連結会計年度の次の連結会計年度の業績を記載しうる程度の期間が経過している場合には、その概要を前連結会計年度の同期間と比較して記載すること。
- c 企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。

(78) 外国為替相場の推移

- a 連結財務諸表等の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。
- b 平均相場とは、連結会計年度の各月末における為替相場の平均額をいう。
- c a 及び前 b の記載にかかわらず、この(78)の記載を省略することができる。

(79) 発行者の株式事務の概要

- a 株式事務の概要は、特定証券情報の公表日現在で記載すること。
- b 株主総会に出席する権利を有する株主を確定するための基準日（会社法第124条第1項において準用する会社法第124条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）を設けている場合には、当該基準日を「基準日」の欄に記載すること。なお、基準日後に株式を取得した者の全部又は一部に議決権行使を認める場合には、その旨及びその理由を記載すること。
- c 剰余金の配当を受ける株主を確定するための基準日を設けている場合には、「剰余金の配当の基準日」の欄に記載すること。
- d 定款で株主に株式の割当てを受ける権利を与えている場合、株式の譲渡制限を行っている場合、その他株式事務に関し投資者に示すことが特に必要であると思われるものがある場合には、別に欄を設けて記載しても差支えない。
- e 6箇月を1事業年度とする会社にあつては、「事業年度」、「定時株主総会」及び「基準日」の各欄は、2事業年度分について記載すること。
- f 定款で単元未満株主の権利を制限している場合には、その内容を欄外に注記すること。
- g 定款で株主提案権の行使期間について株主総会の日から8週間前を下回る期間と定めた場合には、その旨を欄外に注記すること。
- h 株主の権利行使の手續等について、次の事項を簡潔に記載すること。
 - (a) 株主の議決権の行使に関する手續
 - (b) 剰余金の配当（株式の配当等を含む。）請求に関する手續
 - (c) 株式の移転に関する手續
 - (d) 発行者の未発行株式又は自己株式を他の株主に優先して買い取り又は引き受ける権利を有する場合には、その権利の行使に関する手續
 - (e) 配当等に関する課税上の取扱い
 - (f) その他株主の権利行使について必要な手續

(80) 有価証券の様式

特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等が行われる有価証券（発行予定のものを含む。）の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

(81) 外部専門家の同意

特定証券情報に外部専門家の意見書等が含まれる場合には、当該外部専門家の氏名又は名称、住所及び資格を記載し、当該意見書等が特定証券情報の一部として用いられることについて同意する旨が記載された同意書を添付すること。

(82) 特別利害関係者等の株式等の移動状況

- a 最近事業年度の末日の2年前の日から特定証券情報の公表日までの間において、特別利害関係者等が発行者が発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債の譲渡又は譲受け（新株予約権及び新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行った場合（金融商品取引業者が特別利害関係者等以外の者との間で株式等の移動（認可金融商品取引業協会が定める規則により当該認可金融商品取引業協会が売買内容を発表するものに限る。）を行った場合を除く。）について記載すること。その他発行者

に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権に準じて記載すること。

- b 「移動年月日」の欄には、株式等の移動があった年月日を記載すること。
- c 「氏名又は名称」の欄には、法人である場合には、その代表者の氏名も記載すること。
- d 個人所有者の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- e 「発行者との関係等」の欄には、移動前所有者又は移動後所有者が特別利害関係者等に該当する場合にはその旨及びその内容（例えば、「当社の役員」、「当社の役員の配偶者」、「当社の子会社」、「当社の株主で上位10名の者」、「当社の資本的関係会社」、「金融商品取引業者」）を、特別利害関係者等でない場合であって発行者との関係があるときはその旨及びその内容（例えば、「当社の従業員」、「当社の従業員持株会」、「当社の取引先」）を記載すること。
- f 「価格（単価）」の欄には、1株当たりの株価を内書きすること。また、贈与等により無償で移動した場合には、その旨を記載すること。
- g 「移動理由」の欄には、株式等の移動を行った場合には、その理由について記載すること。
- h 欄外には、1株当たりの株価の算定根拠等について記載すること。
- i 以下の事項について簡単に注記すること。
 - (a) 特別利害関係者等の株式等の移動に関する当取引所の規則等
 - (b) 特別利害関係者等の範囲

(83) 第三者割当等の概況

- a 第三者割当等による株式等の発行の内容
 - (a) 最近事業年度の末日の2年前の日から特定証券情報の公表日までの間における、特例第114条に規定する第三者割当（以下「第三者割当等」という。）による新株発行又は第三者割当等による新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行（以下「第三者割当等による株式等の発行」という。）について記載すること。その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
 - (b) 「種類」の欄には、株式の場合には株式の種類、新株予約権又は新株予約権付社債の場合にはその銘柄を記載すること。
 - (c) 「発行数」の欄には、新株予約権又は新株予約権付社債の場合には当該新株予約権の目的となる株式の種類及び数を記載すること。
 - (d) 「発行価格」、「資本組入額」、「発行価額の総額」及び「資本組入額の総額」の欄には、新株予約権又は新株予約権付社債の場合には、それぞれ、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格、資本組入額、発行価額の総額及び資本組入額の総額を記載すること。
 - (e) 「保有期間等に関する確約」の欄には、当取引所の規則による保有期間その他当該株式、新株予約権及び新株予約権付社債の保有に関する事項についての取得者（第三者割当等による株式等の発行により、新株発行の割当を受けた者又は新株予約権若しくは新

株予約権付社債を取得した者をいう。以下同じ。)と発行者との間の取決めの内容(以下「保有期間等に関する確約」という。)について記載すること。

- (f) 欄外には、1株当たりの株価の算定根拠等について記載すること。また、これに加えて、新株予約権の場合には当該新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項、新株予約権付社債の場合にはその利率、当該新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項を記載すること。
- (g) 第三者割当等による株式等の発行の制限及び禁止に関し、その根拠となる当取引所の規則等並びに第三者割当等による株式等の発行の制限期間及び禁止期間について注記すること。

b 取得者の概況

- (a) aの取得者について記載すること。なお、取得者(新株予約権証券(会社法第236条第1項第6号に掲げる事項が定められているものに限る。))を取得した者に限り、特別利害関係者等を除く。)が提出者又はその被支配会社等(定義府令第6条第3項に規定する「被支配会社等」をいう。)の使用人であって、当該取得者が取得した当該新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である場合には、記載しないことができる。この場合には、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載すること。
- (b) 「取得者の氏名又は名称」等の欄には、取得者が法人の場合には代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容を、個人の場合には職業を記載すること。
- (c) 個人所有者の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- (d) 「取得者と発行者との関係」の欄には、発行者と取得者との間に出資関係、取引関係及び人事関係等の関係がある場合には、その旨及びその内容を記載すること。なお、取得者が特別利害関係者等又は発行者の従業員である場合には、その旨を記載すること。

c 取得者の株式等の移動状況

- (a) 最近事業年度の末日の1年前の日から特定証券情報の公表日までの間において、aの取得者が当該第三者割当等による株式等の発行により取得した株式等(最近事業年度の末日の1年前の日から特定証券情報の公表日までの間に取得したものに限る。)の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合(新株予約権の行使を含む。)には、この(83)に準じて記載すること。その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
- (b) 最近事業年度の末日の1年前の日前に発行された新株予約権又は新株予約権付社債について、最近事業年度の末日の1年前の日から特定証券情報の公表日までの間に当該株式の割当てを受ける権利の行使により取得した株式の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合には、(12)に準じて記載すること。
- (c) (a)及び前(b)については、「第四部 株式公開情報」の「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」において記載したものについては、記載を要しない。

(84) 株主の状況

- a 特定証券情報の公表日現在の株主の状況について記載すること。

- b 所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のもの及び新株予約権の行使その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含む。）の多い順に 10 名程度（対象となる有価証券について、新規上場前の勧誘等を行う場合には 50 名程度）について記載し、会社法施行規則第 67 条第 1 項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。なお、会社が会社法第 108 条第 1 項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に 10 名程度についても併せて記載すること。
- c 個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- d 所有株式数の記載に当たっては、新株予約権の行使等により発行される可能性のある株式数を内書きし、その旨を注記すること。
- e 株式総数に対する所有株式数の割合の記載に当たっては、新株予約権の行使等により発行される可能性のある株式数を含んだ株式総数に対する所有株式数の割合を記載すること。
- f 欄外には、株主が特別利害関係者等又は発行者の従業員である場合には、その旨及びその内容を記載すること。
- g 最近事業年度の末日後特定証券情報の公表日の最近日までの間において、主要株主の異動があった場合には、その旨を注記すること。

(別記第4号様式)

発行者情報

【表紙】

【公表書類】 発行者情報

【公表日】 年 月 日

【発行者の名称】 (2)

【代表者の役職氏名】 (3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当S-Adviserの名称】 (4)

【担当S-Adviserの代表者の役職氏名】

【担当S-Adviserの本店の所在の場所】

【担当S-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】 (5)

【公表されるホームページのアドレス】 (6)

【投資者に対する注意事項】 (7)

1 Sapporo PRO Frontier Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、Sapporo PRO Frontier Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の3 4において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負

いません。

3 Sapporo PRO Frontier Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、Sapporo PRO Frontier Marketにおいては、S-Adviserが重要な役割を担います。Sapporo PRO Frontier Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するS-Adviserを選任する必要があります。S-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、札幌証券取引所のホームページ等に掲げられるSapporo PRO Frontier Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4 札幌証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】(8)

(1)【発行者の属する国・州等における会社制度】

(2)【発行者の定款等に規定する制度】

2【外国為替管理制度】(9)

3【課税上の取扱い】(10)

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】(11)

2【沿革】(12)

3【事業の内容】(13)

4【関係会社の状況】(14)

5【従業員の状況】(15)

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】(16)

- 2 【生産、受注及び販売の状況】 (17)
- 3 【対処すべき課題】 (18)
- 4 【事業等のリスク】 (19)
- 5 【重要な契約等】 (20)
- 6 【研究開発活動】 (21)
- 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (22)

第4 【設備の状況】

- 1 【設備投資等の概要】 (23)
- 2 【主要な設備の状況】 (24)
- 3 【設備の新設、除却等の計画】 (25)

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】 (26)

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数	未発行株式数	連結会計年度末現在発行数 (年 月 日)	公表日現在発行数 (年 月 日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計						—

(2) 【新株予約権等の状況】 (27)

区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	公表日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		

新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【MSCB等の行使状況等】 (28)

(4) 【ライツプランの内容】 (29)

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 (30)

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金 増減額 (円)	資本準備金 残高 (円)

(6) 【所有者別状況】 (31)

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）							単元未 満株式 の状況 （株）	
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	金融商品 取引業者	その 他の 法人	外国法人等		個人その 他		計
					個人以 外	個人			
株主数 （人）									—
所有株 式数 （単 元）									
所有株 式数の 割合 （%）								100	—

(7) 【大株主の状況】 (32)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所 有株式数の割合（%）
計	—		

(8) 【議決権の状況】 (33)

① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式（自己 株式等）		—	
議決権制限株式（その 他）			
完全議決権株式（自己 株式等）		—	
完全議決権株式（その 他）			
単元未満株式		—	

発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

②【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合（％）
計	—				

(9)【ストックオプション制度の内容】(34)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(10)【従業員株式所有制度の内容】(35)

2【自己株式の取得等の状況】(36)

【株式の種類等】(37)

(1)【株主総会決議による取得の状況】(38)

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
株主総会（年 月 日）での 決議状況 （取得期間 年 月 日～ 年 月 日）		
最近事業年度前における取得 自己株式		
最近事業年度における取得自		

己株式 (年 月 日～ 年 月 日)		
残存授權株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)		
最近期間における取得自己株式		
公表日現在の未行使割合 (%)		

(2) 【取締役会決議による取得の状況】 (39)

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (年 月 日) での決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年 月 日～ 年 月 日)		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)		
最近期間における取得自己株式		
公表日現在の未行使割合 (%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 (40)

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 (41)

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自				

己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他（ ）				
保有自己株式数		—		—

3 【配当政策】 (42)

4 【株価の推移】 (43)

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次			
決算年月			
最高（円）			
最低（円）			

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別						
最高（円）						
最低（円）						

5 【役員の状態】 (44)

男性 名 女性 名 （役員のうち女性の比率 %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
計							

6 【コーポレート・ガバナンスの状態等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状態】 (45)

(2) 【監査報酬の内容等】 (46)

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)
発行者		
連結子会社		
計		

② 【その他重要な報酬の内容】

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

④ 【監査報酬の決定方針】

第6 【経理の状況】 (47)

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】 (48)

① 【連結貸借対照表】 (49)

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 又は 【連結損益及び包括利益計算書】 (50)

③ 【連結株主資本等変動計算書】 (51)

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】 (52)

⑤ 【連結附属明細表】 (53)

(2) 【主な資産及び負債の内容】 (54)

(3) 【その他】 (55)

第7 【外国為替相場の推移】 (56)

1 【最近3年間の事業年度別為替相場の推移】

回次			
決算年月			
最高 (円)			
最低 (円)			
平均 (円)			
期末 (円)			

2 【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

月別						
最高 (円)						

最低（円）						
平均（円）						

3 【最近日の為替相場】

円（ 年 月 日）

第8 【発行者の株式事務の概要】（57）

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】（58）

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

(記載上の注意)

以下の記載上の注意により第3号様式の記載上の注意に準じて当該記載上の注意に係る記載(「表示」を含む。以下同じ。)をする場合には、「第一部 企業情報」の「第5 発行者の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」を除き、第3号様式記載上の注意中「特定証券情報の公表日」、「特定証券情報の公表日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」(連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」と、「最近3連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前2連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度」及び「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「特定証券情報に記載した」とあるのは「発行者情報に記載した」と読み替えるものとするほか、適宜必要な読み替えを行うものとする。

特例第125条第1項の規定に基づき中間連結会計期間の終了後3か月以内に公表される発行者情報については、必要に応じて、「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとするほか、適宜必要な読み替えを行うものとする。

(1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準(特例第109条第6項に規定するものに限る。)、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載することができる。また、発行者情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。
- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、発行者情報の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。
- e 特例第125条第1項の規定に基づき中間連結会計期間の終了後3か月以内に公表される発行者情報については、(12)、(19)、(22)、(23)、(31)、(34)から(42)まで、(45)、(46)、(53)、(54)及び(57)の記載を省略することができる。また、(13)、(14)、(18)、(24)、(25)、(30)及び(44)については、当該中間連結会計期間における変更等についてのみ記載すれば足りる。
- f 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。

- g 「第一部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- h 発行者（jに規定する他の当事者を含む。以下このhにおいて同じ。）が連結財務諸表等を作成すべき会社に該当しない場合には、財務書類として発行者の財務諸表等掲げるものとする。財務諸表等掲げた場合、連結財務諸表等に係る様式及び記載上の注意は、財務諸表等に係るものとして読み替えられるものとする。
- i 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。
- (a) 財務書類として連結財務諸表等（連結財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）を掲げている場合には、連結会社について記載すること。
- (b) 財務書類として前hに従い財務諸表等（財務諸表及び中間財務諸表をいう。以下同じ。）のみを掲げている場合には、発行者について記載すること。ただし、発行者の事業に密接な関係を有する親会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。
- j 発行者が特例第107条ただし書の規定に基づき有価証券新規上場申請書を提出する場合、又は特例第130条第1項の規定に基づき有価証券継続上場申請書を提出する場合であって、特例第109条第3項及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則（以下「施行規則」という。）第103条第3項第3号の規定に基づき発行者情報に相当する情報を公表するときは、発行者の連結財務諸表等に加えて、当該合併等の他の当事者の連結財務諸表等掲げること。
- k この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する内国会社について示したものであり、委員会設置会社及び外国会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
- l 発行者情報の対象となる有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、当該発行者情報に係る有価証券が預託証券である場合にあっては預託を受ける者、有価証券信託受益証券である場合にあっては受託者）がある場合には、本様式第二部中「第1 外部専門家の同意」の次に「第2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、当該会社の企業情報について次の事項を記載すること。
- (a) 当該会社の情報の開示を必要とする理由
- (b) 当該会社の名称、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所
- (c) 当該会社に関する事項 本様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
- (d) 当該会社が法令に従い有価証券報告書を提出している場合には、前(c)に代えて、その旨及び有価証券報告書を縦覧に供している場所を記載すれば足りる。
- (e) 当該会社が法令及び本所の規則に従い発行者情報を公表している場合には、(c)に代

えて、その旨及び発行者情報が公表されているウェブサイトのアドレスを記載すれば足りる。

(2) 発行者の名称

第3号様式記載上の注意(3)に準じて記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

第3号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。

(4) 担当S-A d v i s e rの名称

第3号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

(5) 取引所金融商品市場等に関する事項

a 発行者情報の公表日において、上場しようとする有価証券又は上場されている有価証券（以下「対象となる有価証券」という。）が取引所金融商品市場（特定取引所金融商品市場を含む。）又はこれと同等の海外の取引所市場に上場されている場合には、当該取引所金融商品市場又は海外の取引所市場の名称を記載すること。

b S a p p o r o P R O F r o n t i e r M a r k e t への新規上場申請を行う際に、施行規則第103条第3項第3号の規定により発行者情報に相当する情報を公表する場合には、その旨及びS a p p o r o P R O F r o n t i e r M a r k e t への上場予定日を記載すること。

c 発行者情報の公表日において、対象となる有価証券が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の名称を記載すること。

d その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載すること。

e 振替機関の名称及び住所を記載すること。

(6) 公表されるホームページのアドレス

第3号様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。

(7) 投資者に対する注意事項

第3号様式記載上の注意(11)に準じて記載すること。

(8) 会社制度等の概要

第3号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。

(9) 外国為替管理制度

第3号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。

(10) 課税上の取扱い

第3号様式記載上の注意(34)に準じて記載すること。

(11) 主要な経営指標等の推移

第3号様式記載上の注意(35)に準じて記載すること。ただし、特例第125条第1項の規定に基づき中間連結会計期間の終了後3か月以内に公表される発行者情報については、最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度について、第3号様式記載上の注意(35)に準じて記載すること。

(12) 沿革

第3号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。

- (13) 事業の内容
第3号様式記載上の注意(37)に準じて記載すること。
- (14) 関係会社の状況
第3号様式記載上の注意(38)に準じて記載すること。
- (15) 従業員の状況
第3号様式記載上の注意(39)に準じて記載すること。
- (16) 業績等の概要
第3号様式記載上の注意(40)に準じて記載すること。
- (17) 生産、受注及び販売の状況
第3号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。
- (18) 対処すべき課題
第3号様式記載上の注意(42)に準じて記載すること。
- (19) 事業等のリスク
第3号様式記載上の注意(43)に準じて記載すること。
- (20) 重要な契約等
第3号様式記載上の注意(44)に準じて記載すること。
- (21) 研究開発活動
第3号様式記載上の注意(45)に準じて記載すること。
- (22) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
第3号様式記載上の注意(46)に準じて記載すること。
- (23) 設備投資等の概要
第3号様式記載上の注意(47)に準じて記載すること。
- (24) 主要な設備の状況
第3号様式記載上の注意(48)に準じて記載すること。
- (25) 設備の新設、除却等の計画
第3号様式記載上の注意(49)に準じて記載すること。
- (26) 株式の総数等
 - a 第3号様式記載上の注意(50)に準じて、株式の種類ごとに、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」、「発行可能株式総数」、「未発行株式数」、「発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。
 - b 「発行可能株式総数」の欄には、当連結会計年度末現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。なお、当事業年度の末日後発行者情報の公表日までの間に定款に定められた発行可能株式総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。
 - c 「発行数」の欄には、当連結会計年度末現在及び発行者情報公表日現在の発行数を記載すること。
- (27) 新株予約権等の状況
第3号様式記載上の注意(51)に準じて記載すること。

(28) M S C B等の行使状況等

M S C B等の行使状況等について、株主の権利の保護を図るために必要な事項を記載すること。

(29) ライツプランの内容

第3号様式記載上の注意(52)に準じて記載すること。

(30) 発行済株式総数、資本金等の推移

第3号様式記載上の注意(53)に準じて記載すること。また、当連結会計年度の末日後発行者情報の公表日までに発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がある場合には、その旨、増減があった日及び増減の内訳を注記すること。なお、新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当連結会計年度の末日後発行者情報の公表日の属する月の前月末までのものについて注記すること。

(31) 所有者別状況

第3号様式記載上の注意(54)に準じて記載すること。

(32) 大株主の状況

第3号様式記載上の注意(84)に準じて、発行者の株主総会又は種類株主総会における議決権行使の基準日(会社法第124条第1項に規定する基準日をいう。)現在の株主の状況について、所有株式数の多い順(発行者を除く。以下この号において同じ。)に10名程度について記載すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、当連結会計年度末現在の株主の状況について、所有株式数の多い順に10名程度について記載すること。

(33) 議決権の状況

a 第3号様式記載上の注意(55)に準じて記載すること。

b 当連結会計年度の開始日から発行者情報の公表日までの間に、保有期間等に関する確約(第3号様式において規定する保有期間等に関する確約をいう。)を取得者等との間で締結している株式(当該株式の発行時において、既に金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又は認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社にあつては、当該株式の発行価額の総額が1億円以上のものに限る。)について当該取得者により移動(譲受けを除く。)が行われた場合には、移動年月日、移動前所有者、移動後所有者、移動内容、移動理由等について、第3号様式の「第四部 株式公開情報」の「第2の3 取得者の株式等の移動状況」に準じて記載すること。

c 前bに規定する場合を除き、この(33)の記載を省略することができる。

(34) ストックオプション制度の内容

第3号様式記載上の注意(56)に準じて記載すること。

(35) 従業員株式所有制度の内容

第3号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。

(36) 自己株式の取得等の状況

第3号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。

(37) 株式の種類等

第3号様式記載上の注意(59)に準じて記載すること。

- (38) 株主総会決議による取得の状況
第3号様式記載上の注意(60)に準じて記載すること。
- (39) 取締役会決議による取得の状況
第3号様式記載上の注意(61)に準じて記載すること。
- (40) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容
第3号様式記載上の注意(62)に準じて記載すること。
- (41) 取得自己株式の処理状況及び保有状況
第3号様式記載上の注意(63)に準じて記載すること。
- (42) 配当政策
第3号様式記載上の注意(64)に準じて記載すること。
- (43) 株価の推移
第3号様式記載上の注意(65)に準じて記載すること。
- (44) 役員
第3号様式記載上の注意(66)に準じて、発行者情報の公表日現在における役員について記載すること。
- (45) コーポレート・ガバナンスの状況
第3号様式記載上の注意(67)に準じて記載すること。
- (46) 監査報酬の内容等
第3号様式記載上の注意(68)に準じて記載すること。
- (47) 経理の状況
第3号様式記載上の注意(69)に準じて記載すること。
- (48) 連結財務諸表
 - a 第3号様式記載上の注意(70)に準じて記載すること。
 - b 連結財務諸表には監査報告書、中間連結財務諸表には中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付すること。なお、連結財務諸表等のうち、従前において特例第109条第2項第1号又は第125条第1項の規定により公表された特定証券情報又は発行者情報に含まれた連結財務諸表等と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表等に対する監査報告書等によるものとする。
- (49) 連結貸借対照表
第3号様式記載上の注意(71)に準じて記載すること。
- (50) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書
第3号様式記載上の注意(72)に準じて記載すること。
- (51) 連結株主資本等変動計算書
第3号様式記載上の注意(73)に準じて記載すること。
- (52) 連結キャッシュ・フロー計算書
第3号様式記載上の注意(74)に準じて記載すること。
- (53) 連結附属明細表
第3号様式記載上の注意(75)に準じて記載すること。
- (54) 主な資産及び負債の内容

第3号様式記載上の注意(76)に準じて記載すること。

(55) その他

第3号様式記載上の注意(77)に準じて記載すること。

(56) 外国為替相場の推移

第3号様式記載上の注意(78)に準じて記載すること。

(57) 発行者の株式事務の概要

第3号様式記載上の注意(79)に準じて記載すること。

(58) 外部専門家の同意

第3号様式記載上の注意(81)に準じて記載すること。

(別記第5号様式)

S - A d v i s e r 契約書

年 月 日

証券会員制法人札幌証券取引所
理事長 殿

本店所在地 _____

商号又は名称 _____ 印

代表者の役職氏名 _____ 印

_____ (以下「当社」という。)は、S - A d v i s e rの資格を取得する
について、証券会員制法人札幌証券取引所 (以下「貴取引所」という。)が定めた下記の事項を
承諾します。

記

1. 貴取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある定款、業務規程、特定
上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例、その他の規則 (以下「諸規則等」という。)
のうち、S - A d v i s e rに適用のあるすべての規定を遵守すること。
2. 諸規則等に基づいて貴取引所が当社に対して行う、命令、手続き、処分 (S - A d v i s e r
資格の取消し又は一時停止、警告、違約金の賦課を含むがこれらに限られない。)に従う
こと。
3. 当社がS - A d v i s e r資格を喪失する場合は、その喪失により発生した損害について
当社が一切の責任を負わなければならないこと。また、当社は、貴取引所並びに、関係する
会員、他のS - A d v i s e r及び上場会社に対し、一切迷惑をかけないこと。
4. 貴取引所からの契約の内容の変更について通知された場合で、当社が所定の期日までに異
議の申出を行わないときは、その変更について同意したものとすること。
5. 当社と貴取引所との間の一切の訴訟については、札幌地方裁判所を第1審の専属的合意管
轄裁判所とすること。

以上

(別記第6号様式)

上場適格性に係る宣誓書

年 月 日

証券会員制法人札幌証券取引所
理事長 殿

本店所在地 _____

商号又は名称 _____ 印

代表者の役職氏名 _____ 印

S - A d v i s e r の商号又は名称

S - A d v i s e r が担当する上場会社又は新規上場申請者（以下「申請会社」という。）の商号又は名称

本宣誓書が適用される有価証券の詳細（e x . 発行株式数、株式の種類、1単元の株式数）

上場予定日（該当する場合）

当社は、申請会社に対して、必要にして十分な注意を払い調査・確認を行い、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に規定されている全ての関連事項を検討いたしました。その中で当社は、申請会社が、この申請に関し、特例第2編第2章又は第3章に規定されている上場に必要となる要件及び義務を満たしていることを、当社の合理的な判断において、確認しています。当社は、申請会社が特例第112条に規定する上場適格性要件を有することをここに宣誓いたします。

(1) 新規上場申請者が、本所の市場の評価を害さず、本所に上場するに相応しい会社であること	適合・不適合
(2) 新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に遂行していること	適合・不適合
(3) 新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること	適合・不適合
(4) 新規上場申請者が、企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、この特例に基づく開示義務を履行できる態勢を整備していること	適合・不適合
(5) 反社会的勢力との関係を有しないことその他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項	適合・不適合

担当 S - Q S 役職氏名*

※ 担当 S - Q S については、申請会社ごとに1名以上選任していただきます。

以上

(別記第7号様式)

上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目

_____年 ____月 ____日

調査及び確認の結果、上場適格性要件を満たしていると判断した項目について、右欄にチェックを入れてください。	
(1) 新規上場申請者が、本所の市場の評価を害さず、本所に上場するに相応しい会社であること	
・ 新規上場申請者の企業グループに対する必要かつ適切なデュー・ディリジェンス（以下「DD」という。）を実施すること。当該DDにおいては、新規上場申請者の企業グループの事業内容に関する事項（ビジネスモデル、事業環境、リスク要因等を含む。）、財務に関する事項及び法務に関する事項（設立準拠国及び営業活動国の法制度等事業運営に重大な影響を与える事項等を含む）等について、必要かつ適切な調査及び確認を実施すること。	<input type="checkbox"/>
・ DDの実施を第三者に委託する場合には、当該DDが適切な外部専門家によって実施されたこと。	<input type="checkbox"/>
(2) 新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に遂行していること	
・ 新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者及びその他の特定の者との間で、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。	<input type="checkbox"/>
・ 新規上場申請者の役員が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行を損なう状況でないと認められること。	<input type="checkbox"/>
(3) 新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること	
・ 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。	<input type="checkbox"/>
・ 新規上場申請者の企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。	<input type="checkbox"/>

<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあると認められること。 	□
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループがその実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。 	□
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動及びその他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されていること。 	□
(4) 新規上場申請者が、企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に基づく開示義務を履行できる態勢を整備していること	
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。 	□
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の提出する特定証券情報等について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従い適切に作成されており、かつ、新規上場申請者の企業グループの業種・業態の状況を踏まえて、新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項が記載されていると認められること。 	□
(5) 反社会的勢力との関係を有しないことその他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項	
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。 	□
<ul style="list-style-type: none"> 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に定められている、S - A d v i s e r と新規上場申請者との契約の締結に際し、新規上場申請者が特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例その関連する法令及び当該契約内容について正確に理解していることを確認し、また、新規上場申請者がS - A d v i s e r と適切な情報交換が行える体制を整備していることを確認したこと。 	□
<ul style="list-style-type: none"> その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。 	□

※この書面において用いられる用語は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例において用いられる用語と同じ意義を有します。

※特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 322 条に基づきこの書面を提出する場合には「新規上場申請者」を「上場会社」に読み替えるものとします。

以上

特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例

(実施)令和 7. 9.10

(変更)令和 8. 3.19

(目次)

第1章 総則

第1節 通則 (第1条・第2条)

第2節 定款の特例 (第3条・第4条)

第3節 清算・決済規程の特例 (第5条)

第4節 信用取引及び貸借取引規程の特例 (第6条)

第5節 受託契約準則の特例 (第7条・第8条)

第2章 売買立会における業務規程及び受託契約準則の特例

第1節 総則 (第9条)

第2節 業務規程の特例 (第10～15条)

第3章 特定上場有価証券に係る立会外取引における業務規程及び受託契約準則の特例

第1節 総則 (第16条)

第2節 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の特例 (第17条)

第3節 業務規程の特例 (第18条)

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この特例は、本所が開設する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場（以下「本市場」という。）における有価証券の売買及び有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等について、定款、業務規程及び受託契約準則の特例を規定する。

(一般投資家買付けの禁止)

第2条 正会員は、特定投資家等以外の者（法第117条の2第1項に規定する特定投資家等以外の者をいう。）から本市場における有価証券の買付けの受託を行ってはならない。

第2節 定款の特例

(本所の市場における機構非取扱有価証券の売買の態様)

第3条 正会員は、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）の取扱銘柄でない有価証券（以下「機構非取扱有価証券」という。）については、本市場における売買を自

らの名において行うものとする。

(天災地変等の場合における非常措置)

第4条 本所は、本市場における機構非取扱有価証券の売買に係る正会員の決済が、天災地変、経済事情の激変、品不足その他やむを得ない理由に基づいて、不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときは、出席した理事会の構成員の3分の2以上の多数決により、その取引について、決済の条件を改めて定めることができる。

2 前項の規定により本所が決済の条件を定めたときは、正会員は、これに従わなければならない。

第3節 清算・決済規程の特例

(正会員の機構非取扱有価証券の売買の決済)

第5条 機構非取扱有価証券の売買の決済は、売買の当事者である正会員間で行う。

2 機構非取扱有価証券の売買に係る決済時限は、午後2時45分までとする。ただし、決済の当事者である正会員が、その都度別の日時とすることを合意した場合には、当該別の日時までとする。

3 正会員は、機構非取扱有価証券の売買についてやむを得ない事由によって前項に規定する決済時限までに機構非取扱有価証券の引渡しを行うことができない場合において、機構非取扱有価証券の引渡しの相手方となる正会員の承諾を受けたときは、本所の定めるところにより、当該機構非取扱有価証券の引渡しを翌日に繰り延べることができる。

4 第1項の決済において、当該決済の当事者である正会員が同一の決済日に、それぞれ相手方に対して機構非取扱有価証券の引渡し及びこれに伴う金銭の支払いを行わなければならない場合において、当該正会員間で合意がなされたときは、当該決済のために正会員が授受する有価証券の金銭の額及び数量を、当該正会員間における銘柄ごとの機構非取扱有価証券の売付代金と買付代金の差引額及び銘柄ごとの機構非取扱有価証券の売付数量と買付数量の差引数量とすることができる。

5 前3項に定めるもののほか、機構非取扱有価証券の売買の決済に必要な事項は、決済の当事者である正会員の合意により定める。

第4節 信用取引及び貸借取引規程の特例

(信用取引及び貸借取引規程の適用除外)

第6条 本市場における有価証券の売買については、信用取引及び貸借取引規程第1条第1項に規定する貸借取引又は同規程第2条第1項に規定する制度信用取引に係る同規程の規定は適用しない。

第5節 受託契約準則の特例

(告知の方法等)

第7条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第14条の14の2第1項第1号、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号）第19条の2第1項第1号に規定する金融商品取引所の定める規則において定める方法は、本所がこの特例の別添として「告知事項」を定めて公表する方法とする。

2 次の各号に掲げる者は、本所に対して、別添「告知事項」を公表することを委託したものとみなす。

(1) 本所が運営する本市場において特定投資家向け有価証券の売付け勧誘等に該当する売付注文の発注を行う正会員

(2) 自らの顧客から、本市場における特定投資家向け有価証券の買付注文を受託する正会員

（機構非取扱有価証券の普通取引における顧客の受渡時限）

第8条 普通取引における機構非取扱有価証券の売買の委託については、顧客は、売買成立の日から起算して3日目（取引所の休業日を除外する。）の日の午前9時（正会員が別の日時を指定した場合には、その日時）までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

第2章 売買立会における業務規程及び受託契約準則の特例

第1節 総則

（この章の目的）

第9条 特定上場有価証券（法第2条第33項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。）に係る売買立会における有価証券の売買及び有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託については、前章及びこの章の定めるところによる。

2 前章及びこの章に定めのないものについては、業務規程、定款、清算・決済規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の定めるところによる。

第2節 業務規程の特例

（債券の呼値）

第10条 債券の呼値の単位は、円貨建の債券にあつては額面100円につき1銭とする。

2 債券の呼値を行う場合の値段の限度は定めない。

（売買単位）

第11条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券（新株予約権証券（法第2条第1項第9号に掲げる新株予約権証券をいう。以下

同じ。)を含む。)

内国法人が発行者であるものは、100株(新株予約権証券については、新株予約権1個を1株とする。以下この号において同じ。)とする。ただし、本所が特に指定した銘柄については本所がその都度定める単位とする。

(2) 債券(特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第2条第10項における債券をいう。)

円貨建の債券にあつては1億円以上、1億円単位とする。

(令和8.3.19変更)

(利子の日割計算)

第12条 利付債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとする。

(立会外分売の適用除外)

第13条 本市場における有価証券の売買については、業務規程第5章第2節の規定は適用しない。

(円滑な流通の確保)

第14条 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第133条の規定により流動性プロバイダーとして指定された正会員は、当該指定を行った上場会社の発行する有価証券の円滑な流通の確保に努めるとともに、施行規則に定める義務を負うものとし、当該正会員は、当該義務の遵守に係る確約書を本所に対し提出しなければならない。

(令和8.3.19変更)

(業務規程の読替え)

第15条 業務規程第57条の規定の適用については、同条第15号中「当該募集又は売出し」とあるのは「当該募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等」とする。

(令和8.3.19変更)

第3章 特定上場有価証券に係る立会外取引における業務規程及び受託契約準則の特例

第1節 総則

(この章の目的)

第16条 特定上場有価証券に係る立会外取引における有価証券の売買及び有価証券の売買

(有価証券等清算取次ぎを除く。)の受託については、第1章及びこの章の定めるところによる。

- 2 第1章及びこの章に定めのないものについては、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例、定款、清算・決済規程及び立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の定めるところによる。

(令和8.3.19追加)

第2節 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の特例

(取扱有価証券)

- 第17条 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の規定にかかわらず、立会外取引における取扱有価証券は、株券とする。

(令和8.3.19追加)

第3節 業務規程の特例

(準用規定)

- 第18条 第11条及び第15条の規定は、特定上場有価証券に係る立会外取引における有価証券の売買について準用する。

(令和8.3.19追加)

付 則

この規則は、令和7年9月10日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和8年3月19日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本市場の売買は、令和8年6月1日以後の本所が定める日からとする。

(注)「本所が定める日」は、令和8年6月30日

別添

告知事項

この告知事項は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」といいます。）第 23 条の 13 第 3 項第 2 号（法第 27 条において準用される場合を含みます。）に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号。以下「開示府令」といいます。）第 14 条の 14 の 2 第 3 項各号、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 22 号。以下「特定有価証券等開示府令」といいます。）第 19 条の 2 第 3 項各号に掲げる事項を掲げたものです。

1. 証券会員制法人札幌証券取引所（以下「本所」といいます。）が運営する法第 2 条第 3 項 2 に規定する特定取引所金融商品市場（以下「本市場」といいます。）に上場している有価証券（他の取引所金融商品市場に重複して上場している等の理由により、その発行者が当該有価証券に関して有価証券報告書の提出義務を負っているものを除きます。以下本告知事項において同じとします。）は、法第 4 条第 3 項に規定する特定投資家向け有価証券（いわゆるプロ向け銘柄）に該当します。
2. 本市場に上場している有価証券に関しては、法第 4 条第 7 項第 1 号並びに開示府令第 6 条各号及び特定有価証券等開示府令第 7 条各号に掲げる開示が行われている場合のいずれにも該当しません。
3. 貴社／貴殿が法第 2 条第 3 項第 2 号ロ (2) に規定する特定投資家等に該当しない場合であって、本市場に上場している有価証券に係る売付注文の相手方になろうとする場合には、開示府令第 2 条の 7 第 1 項各号、特定有価証券等開示府令第 4 条の 4 をご確認いただき、貴社／貴殿がこれらに規定する場合のいずれに該当するのかをご確認ください。
4. 本市場に上場している有価証券の有価証券交付勧誘等については、法第 4 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項の適用があります。
5. 本市場に上場している有価証券については、特定証券等情報又は発行者等情報が公表されている場合があります。それらの詳細は以下のとおりです。
 - (1) 本市場に上場している有価証券については、法第 27 条の 31 第 2 項の規定により、当該有価証券について既に行われた法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する特定投資家向け取得勧誘又は法第 2 条第 6 項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合があります（公表の有無を確認する方法については、下記(3)をご参照ください。）。
 - (2) 本市場に上場している有価証券については、法第 27 条の 32 第 1 項から第 3 項までの規定により、発行者等情報が公表されている場合があります（公表の有無を確認する方法については、下記(3)をご参照ください。）。
 - (3) 各銘柄に関する特定証券等情報及び発行者等情報の公表の有無については、本所のホームページ（<https://www.sse.or.jp/>）において確認することができます。
 - (4) 各銘柄に関する特定証券等情報及び発行者等情報は、本所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条及び第 125 条、又は第 208 条及び第 215 条に従い、以下に掲げるすべての方法によって公表されます。なお、次の(a)から(c)までに規定するホームページアドレスは変更になる場合があります。変更後のホームページアドレスは、本所のホームページにおいてご確認ください。
 - (a) 本所のホームページに掲載する方法
本所のホームページアドレス <https://www.sse.or.jp/>
 - (b) 当該銘柄の発行者のホームページに掲載する方法
各銘柄の発行者のホームページアドレスについては、本所のホームページにおいて確

認することができます。

(c) 適時開示情報閲覧サービスに掲載する方法

同サービスのホームページアドレス

<https://www.jpx.co.jp/listing/disclosure/index.html>

(令和 8.3.19 変更)

6. 本市場に上場している有価証券（債券を除きます。）の所有者に対しては、当該有価証券の発行者が有価証券報告書提出会社である場合を除き、法第 27 条の 32 及び本所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 125 条の規定により、当該有価証券の発行者の事業年度終了後 3 か月及び中間会計期間の終了後 3 か月以内に、発行者等情報の公表が行われます。また、本市場に上場している債券（法第 3 条各号に規定する有価証券を除きます。）の所有者に対しては、当該有価証券の発行者が有価証券報告書提出会社である場合を除き、法第 27 条の 32 及び本所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 215 条の規定により、当該有価証券の発行者の事業年度終了後 3 か月以内に、発行者等情報の公表が行われます。

(令和 8.3.19 変更)

特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則

(実施) 令和 8. 3. 19

(目的)

第1条 この規則は、特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「特例」という。）に基づき、本所が定める事項について規定する。

(シンジケートカバー取引の報告に関する規則の読替え)

第2条 特定取引所金融商品市場におけるシンジケートカバー取引の報告に対するシンジケートカバー取引の報告に関する規則第2条第1項第1号の規定の適用については、同号中「募集又は売出し」とあるのは「募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等」と、「売出しを行う」とあるのは「売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等を行う」とする。

(正会員における注文管理体制に関する規則の読替え)

第3条 特定取引所金融商品市場における正会員の注文管理体制に対する会員における注文管理体制に関する規則第3条第1項第2号の規定の適用については、同号中「顧客の資力及び属性」とあるのは「顧客の資力及び属性、当該顧客が法第117条の2第1項に規定する特定投資家等であること（特定取引所金融商品市場における有価証券の買付けの受託を行う場合に限る。）」とする。

(安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定の読替え)

第4条 特定取引所金融商品市場における取引の信義則に対する安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定の規定の適用については、同1中「募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券」とあるのは「募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を除く。）に係る有価証券」と、「時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価転換社債型新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価転換社債型新株予約権付社債券」とあるのは「時価新株予約権証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価転換社債型新株予約権付社債券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合は上場株券又は上場時価転換社債型新株予約権付社債券」と、同1(3)及び(4)中「本邦以外の地域において行われる募集又は売出しに係るものに限る。」とあるのは「本邦以外の地域において行われる募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係るものに限る。」とする。

(正会員の決済の繰延べの取扱い)

第5条 正会員が特例第5条第3項に規定する機構非取扱有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る機構非取扱有価証券の引渡しは、当該機構非取扱有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して4日目の日までに行うものとする。ただし、決済の当事者である正会員が合意した場合には、この限りでない。

(流動性プロバイダーの義務)

第6条 特例第14条に規定する施行規則で定める義務とは、次の各号に掲げる義務をいう。

- (1) 流動性プロバイダーの指定を行った上場会社の発行する有価証券に係る売呼値及び買呼値を行うよう努める義務
- (2) 円滑な取引成立の観点から、値段等の取引条件を勘案して正会員が適当と判断する範囲内で、既に行われている前号の有価証券に係る呼値に対当する呼値を行うよう努める義務

付 則

- 1 この規則は、令和8年3月19日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本市場の売買は、令和8年6月1日以後の本所が定める日からとする。
(注)「本所が定める日」は、令和8年6月30日